

参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和五十年三月十八日(火曜日)
午前十時四十二分開会

委員の異動

三月十四日

辞任

補欠選任

赤桐 操君
戸田 菊雄君

寺田 熊雄君
藤田 進君

三月十七日

辞任

補欠選任

亀井 久興君

青木 一男君

出席者は左のとおり。

委員長

松垣徳太郎君

理事

河本嘉久蔵君

委員

青木 一男君
嶋崎 均君
土屋 義彦君
中西 一郎君
鳩山威一郎君
藤川 一秋君
藤田 正明君
吉田 実君
大塚 喬君
寺田 熊雄君
野々山 一三君
吉田忠三郎君

國務大臣

大蔵 大臣

矢追 秀彦君

政府委員

大蔵政務次官

近藤 忠孝君

大蔵大臣官房審議官

渡辺 武君

大蔵省主計局次長

野末 陳平君

大蔵省主税局長

大平 正芳君

国税庁次長

梶木 又三君

国税庁直税部長

田中 敬君

国税庁徴収部長

中橋敬次郎君

農林大臣官房審議官

磯辺 律男君

農林省畜産局競馬監督課長

横井 正美君

自治省財政局地方債課長

熊谷 文雄君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

高須 儼明君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

鈴木 善晴君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

三井 嗣郎君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

小林 悦夫君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

鈴木 善晴君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

三井 嗣郎君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

小林 悦夫君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

鈴木 善晴君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

三井 嗣郎君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

小林 悦夫君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

鈴木 善晴君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

三井 嗣郎君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

小林 悦夫君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

鈴木 善晴君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

三井 嗣郎君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

小林 悦夫君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

鈴木 善晴君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

三井 嗣郎君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

小林 悦夫君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

鈴木 善晴君

警務庁刑事局保安部防犯少年課長

三井 嗣郎君

○委員長(松垣徳太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十四日、戸田菊雄君、赤桐操君が委員を辞任され、その補欠として藤田進君、寺田熊雄君が選任されました。

昨十七日、亀井久興君が委員を辞任され、その補欠として青木一男君が選任されました。

○委員長(松垣徳太郎君) 相統税法の一部を改正する法律案及び入場税法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大塚喬君 ただいま議題とされております入場税法案、相統税法案のそれぞれ一部改正法案について若干の質問を行いたいと存じます。

初めに次官にお尋ねをいたしますが、五十年度の税制改正の一環として、入場税の減税を行うという法案が出ておられるわけですが、今回の入場税減税について税制調査会に諮られなかったのはどういふ理由でございましょう。

○政府委員(且弘昌君) 入場税の減税の問題につきましては、これは政府の税制調査会に諮問をしながら、政府の諮問は、個別の税ということではございませんで、わが国の税制のあり方一般につきましてはどう考へたらよいかという包括的な諮問でございします。御質問の御趣旨は、その税制調査会から答申が個別に入場税について出ておられないのを改正したのとはどうしてかという御指摘ではないかと存じますけれども、この点につきましては、今般の改正に当たりまして政府の税制調査会の審議としましては、いろいろ大きな問題がございま

した。たとえば租税特別措置の長期譲渡所得の特例あるいは利子・配当の特例、それから相続税それから酒、それから事業所税等々の非常に大きな問題があったわけではございします。そしておっしゃいますように、入場税の減税につきましては答申では触れておりません。おりませんが、一応入場税の問題点につきましては御審議を願ったところでありまして、しかしながら、答申をございせんのでしたけれども、入場税の税負担の軽減ということにつきましては、かねてから非常に強い御要望も踏み切つて減税をいたしたわけでございします。

○大塚喬君 例年の答申書を見ますと、方向というだけでなしに、それぞれの税の種目について具体的な答申内容が盛られておるようであります。特に財源不足の問題が叫ばれ、直間比率の是正の問題が叫ばれておる。その中で、物品税や物あるいはサービスの消費に対して課税する消費税を少しでも拡充しよう、数少ない消費税を事実上、まあ廃止したということにはもちろんならないわけでありまして、思い切つた軽減をいたしておるわけでありまして、率直に私どもは、大蔵省、特に国税関係については、国民一般の感情として大變がめつく何でも取り立てる、こういう印象を強く持つておるわけでありまして、ところが、答申にもない、そういうものが突如として大蔵省段階で大幅減税ということが出てきたことにも驚かされておるわけではございします。この入場税についてこれはどう思ひ切つた大幅な減税をした理由は何なのか、ひとつそのところをお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(且弘昌君) おっしゃいますように、今般の入場税の減税は、入場税といたしましては、かなり大幅な減税でございしました。しかしながら、減税額といたしましては百十億程度のものでござ

います。そして先ほど申し上げましたように、入場税につきましてはかねてからいろいろ国会でも御審議、御意見を賜っておったところでございまして、その軽減については、この際、財源の問題はなるほどございませうけれども、しかし、この程度の減税であるならば、あえてこの際踏み切った方がいいのではないか、かように考えた次第でございます。

○大塚審君 いまおっしゃられるように、確かに入場税の国税収入に占める割合は昭和五十年年度で〇・〇一％、こういうことで、税の収入としてはまあ問題ならないほどの少額であることはわかります。では、なぜ思い切って入場税を廃止しなかつたのか。大衆娯楽を守る、あるいは高級な芸術、文化の鑑賞に資する、こういうことにすれば、いまのようなお考えだったら、百十億減税してわずか三十億だけ残す、こういう現実の問題があるとするならば、じゃ、なぜ思い切って廃止しなかつたか、こういう意見も出てくるだろうと思うわけでありませう。この点についていかがお考えでございますか。

○政府委員(且弘昌君) 入場税は、御承知のとおりいろいろなサービス課税の一種として存在するわけでございます。その他のサービス課税といたしましては、たとえば通行税でございますとか、あるいは地方税におきましてこの娯楽施設利用税でありますとか、それらの税金がございまして、それでそれらのサービス課税との関連におきましてそのバランスをとりつつ、入場税の負担も考えなければならぬとまず考えたわけでございませう。おっしゃるとおり、大幅な減税はいたしたけれども、あとなお三十億程度の税収は期待しておるところであります。わすか三十億ぐらいの税収であるならば、この際思い切つてやめてしまつたらどうかという御趣旨であらうかと思ひますけれども、それは先ほど申し上げましたような、他の同種のサービス課税とのバランスをとつて、やはりある程度の金額をお払いになる階層の方につきましては、若干の税負担をしていただいても

いいのではないかと、かように考えた次第でございます。

○大塚審君 この入場税は、私も前に地方議会議におつたときに論議をした記憶がございませうが、この歴史的な経過は、戦時中に制定された法律が基礎になり、戦費調達という財政目的、そして戦時中における娯楽的消費を抑制する、こういう意味で制定されたものと承知をいたしておるわけでありませう。現在のレジャーブーム、国民の余暇時代と申しますか、こういう現状の中に、私は、いまおっしゃつた説明だけでは入場税を三十億、国の財政収入の中でもきわめて微々たる比率しか今後残し得ないと、こういう現状の中で、廃止されても、あるいは廃止すべきであると、こういう考えが強いわけでありませう。

そこで、私はお尋ねをいたしたいわけでございますが、国が企画して行つた催し物や国立劇場が、国立劇場法第一条に規定する伝統的芸能、これを公開する場合とか、あるいは博覧会、展覧会、こういう入場税は無料になつておるわけでありませう。税金を課さない。これらと、香り高い芸術、文化の鑑賞、こういう問題で、演劇とか演芸とか音楽とか、こういうもののバランスについては一体どういふふうにお考えでございますか。

○政府委員(且弘昌君) おっしゃいますように、入場税はサービスに対する課税でございますが、そして三十億程度のものではあつてもいいではないかという御議論もございませうが、この第一点につきましては先ほど申し上げましたように、他のサービス課税とのバランス上ある程度以上のものについては残さざるを得ないではないかと考えた次第でございます。

他面、第二点でおっしゃいました、たとえば国立劇場による伝統芸能等の場合におきましては、これは非課税といたしておられます。考えてみますと、およそサービス課税でありませうが、私どもがそれに課税しておりますのは、それを負担される方の担税力に着目して課税しておるのでございませうから、したがひまして、ある程度の金額以上

でありますれば、すべてのものについて課税をさせていただくというのが本筋であらうと思ひます。しかしながら、文化財保護法とか、あるいは国立劇場法等によりまして、国がある種の芸術、文化に對しましては積極的に助成をするという立場をとつておられます。これをあえて課税するというのはいかかというところで、この分につきましては例外として課税をしないということにしておる次第でございます。

○大塚審君 その伝統的な芸能というものと、映画、演劇、演芸、音楽、こういうものがどこに本質的な価値の差異があるのか、担税力を主として入場税を課すると、こういうことになるならば、いまのお話では筋が通らない答弁にしか私は受け取れないわけでございます。一体どこにその差異を大蔵省としてはお考えになつておられるわけですか。

○政府委員(且弘昌君) おっしゃいましたその課税にするかしないか、大蔵省がどこで判断するのかが問題でございますが、この点につきましましては、大蔵省なり、あるいは第一線の税務官吏が、この催し物はこれは文化の度が香りが高い、あるいは低いという判断をする立場にはないものと考へております。したがひまして、先ほど申し上げましたように、法律等に基づきまして国が明らかにこれを積極的に助成しようというふうなたぐいのものに対しては、この法律に従ひましてわが方でも課税をしないということにいたしておるのでございませう。

○大塚審君 どうもはつきりしませんが、免税点の問題についてお尋ねをいたします。映画の場合には現行百円、これが千五百円に十の五倍に引き上げになつたわけでありませう。演劇、演芸、音楽、いわゆるなまものと言われておりますが、そのほかスポーツ等も入るわけでありませうが、これが現行百円から三千円に一律に三十倍に引き上げになつておるわけでありませう。その千五百円、三千円と金額を決めた根拠は一体どういう理由に基づくものでございませう。

○政府委員(且弘昌君) 入場税につきましては、四十八年度の改正におきまして、映画、演劇等に対する負担の軽減を図るという見地から、税率を、いま先生おっしゃいましたように映画は千円以下、それから演劇、音楽等は二千円以下というところで、それらのものにつきましては五％、それを超えものにつきましては一〇％の課税ということにいたしましたのでございませう。この今回の免税点の引き上げは、このような考え方をさらに前進させまして、現在五％にかつておるようなものにつきましてはこれを免税にしよう、ついでに免税点を引き上げようということにしたわけでございますが、それならば、千円なり二千円なりをさらに五割上げましたそれそれ千五百円あるいは三千円ということにいたしましたのは、四十八年度改正以後におきましてこれらの入場料金の値上げ等を考へましてそれぞれ五割上げたわけでございます。

○大塚審君 映画が千五百円それからなまものが三千円という理由は、一体、現状に、何に基づいてなつたのか、いまの答弁でははつきりいたしませんので、もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(且弘昌君) ただいま御説明いたしましたように、現在あります五％と一〇％の境目の金額を、最近の入場料金の値上げ等を勘案いたしました、それらの五％程度かかるものにつきましてはこれを免税にしようということにいたしましたというところで五割引き上げたわけでございます。

○大塚審君 いまの五％を一〇％に引き上げたとき、どうも明快な答弁には受け取りかねるわけですが、この法改正の趣旨から言へば、現状、現行法が五％、一〇％あつた。そうだとすれば、なぜ、その高い方の一〇％にしたのか、五％でもいいではないか、私はそういう疑問が依然として消えませんが、五％、一〇％があつたとき、これを高い方の一〇％に引き上げた理由は一体何か、もう少しわかるようにはつきりお聞かせいただきたい。

○政府委員(且弘昌君) 入場税の税率は、三十七年の改正で一〇％一本の税率に改正いたしましたわけ

でございます。その後、そのまま推移してまいりましたけれども、その後の入場料金の引き上げ等を勘案いたしまして、先ほど申し上げましたように、安いものについては、同じ課税するにしても税率を下げるかどうかということで御意見もございましたので、それらにつきましては五%、原則は一〇%であるが、低いものにつきましては五%の軽減税率ということにいたしましたわけでございまして、入場税といたしましては一〇%が原則の税率であると私どもは考えております。

○大塚審判官 一〇%が原則だということは法文のどこに書いてございますか。

○政府委員(且弘昌君) 原則であるということは書いてございせんが、先ほど申し上げましたように、長年にわたる入場税の税率というものが一〇%である、それに対して、後で加えて五%、五%という税率を新たに設けたということが一つでございます。そして、また、先ほど申し上げました通り、入場税あるいは娯楽施設利用税等のサービス課税の税率の並びも考えますと、一〇%の税率が適当でないかと考えておる次第でございます。

○大塚審判官 一〇%の税率が適当ではないかという点と、原則であるという点とは、内容は違いますが、現実にはこの改正の歴史的な経過を調べてみますと、一〇%、二〇%、四〇%、五〇%というような時期もありましたし、それからいまあなたが申し上げたように、一〇%というそういう改正の時期もございました。それから五%、一〇%ということに、またもとに戻って課税されたこともございます。こういうこととから考えると、一〇%が原則でございまして、この入場税の法案の審議にいまのようなことを軽々に独断的に申されるということは、大変審議を妨げるものではないかと、私はこう不満なんです。そういうことはやっぱり慎重な言葉遣いでひとつ答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(且弘昌君) 先ほど申し上げましたのは、従来の税率の経緯を振り返ってみますと、もちろん戦争時のように二〇%というような高い

税率もございましたけれども、世の中が大部分おさまってきた三十七年ごろからは、一〇%という税率で長年やってきたという経緯を申し上げたわけでございまして、その後何らかその形で税負担を軽減することはできないかということを考えまして、そこで四十八年に入場料金の低いものにつきましては五%、それ以外のものにつきましては一〇%ということにしたわけでございます。したがって、この経緯から見ますと、一〇%の税率というのは非常に長い間適用されてきておったという意味で、私はこれが原則であると申し上げたわけでございます。

で、そのほかに他の同種のサービス課税の税率の横並びも考えますと、やはり一〇%がいいのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○大塚審判官 入場税は、大正の末期からそれぞれの地方で演劇興行等に対する課税ということと、各地方自治団体が課税をしてまいり、昭和二十三年に戦費調達というところで国税になり、昭和二十九年に地方税の移譲ということが行われ、昭和二十九年に国税に移管になって、入場税と税というところになり、さらに昭和三十三年に国と地方公共団体との財源配分の改正の問題について、地方の入場税と税が廃止をされて国税になってきたと、簡単に歴史的な経過はこういうことになっておると思うわけであります。まあぜひこの税金はど地方と国との間を行ったり来たり行ったり来たりしておる税金というのはいかにないんではないか、こう考えるわけでございます。

この際、娯楽施設利用税それから料飲税、こういうものが現在地方税として残されておるわけでありまして、この入場税というのはサービス税、こういう立場から申しますならば、これはそれらの税と全く同じ趣旨の税の種類であると、先ほど答弁にありましたような他の税との関連において、こういうことをしなさいと申し上げたわけであります。そういう税の同様な趣旨で制定されておる種目とするならば、これはこの際思い切つて地方税に移管をする、移譲するということを考

えたことがございまいしょうか。この点についてどうお考えでございまいしょう。

○政府委員(且弘昌君) 入場税の歴史につきまして、ただいま先生がおっしゃいましたように、初めは地方税でございまして、十三年に国税に、二十三年に国税から地方税に移譲し、それから二十九年にさらに国税に移管されて今日に至つておるものでございます。それはそのとおりでございます。

それで、なぜ地方税から国税に移管されたかという点を振り返つて考えてみますと、入場税の税収が大都市に偏するという傾向がありまして、地方財源の偏在という問題がその理由の一つであつたかと思つてございまして、したがって、これを国税に移管いたしました。その間、その後若干の期間の間は、ただいまおっしゃいましたように入場税と税として地方に、人口割りで地方に譲与するという期間がございました。そして三十七年には、所得税の一部を県民税に移譲するとか、あるいはたばこ消費税の税率を引き上げて、都道府県の自主財源を充実させるというような措置をとりました。この譲与税を廃止して今日に至つて、純粹の国税として今日生きておるのはおっしゃるのとおりでございます。

第二の御指摘の、それならば、かつて地方税であつたものでありますので、これをこの際、同種の税金も地方にございまして、地方に移譲することを考えたことはないかというお話でございます。で、結論から申しますと、私どもは地方に移譲することを考えておりません。と申しますのは、そもそも国税に移つてまいりましたのは財源の偏在という問題も一つの理由であつたわけでございまして、まして今回のような大幅な減税をいたしました。たとえば映画につきましては恐らく入場料金の一%程度しか課税にならない、それから演劇につきましてはそれを若干上回る程度の人しか課税にならないということになりますれば、そういうような入場税の税収というものは主として大都市において生まれてくるのではないかと、このことを考

えるわけでございます。で、税額全体といたしまして三十億という少額の問題でございまして、それはそれといたしまして、いまのような偏在という意味からいいますと、やはり減税後はますますそういう傾向が強まるのではないかと、かいつて地方から国へ移譲されたときの経緯を考えますと、今日これをさらに地方に移譲するということとは適当でないではないか、かように私もは考えておるのでございます。

○大塚審判官 いまの答弁ですが、やっぱり歴史的な経過の問題が一つ、これらの問題の帰趨を考へる場合に重要な問題にならうと思ひます。

それからもう一つは、特に地方団体のうちで現在多くの大都市を抱えておる、そういうところが財政難に苦しんでおるというの現状であらうと思ひます。

三十億という財源配分の問題であります。いまの答弁とは別個なやっぱ見方が残ると思ひます。これらの問題は今後引き続いてひとつ意見を述べていきたいと思います。次に第五条の「免税点」の問題についてお尋ねをいたします。

映画の場合は千五百円、なまものの場合には三千円が免税点と。実際に映画となまものとの同時にやつたと、こういう場合に、「主として」というこの用語の解釈の問題であります。これは具体的にどのよう基準で実施をされますのか、お伺いをいたします。

○政府委員(且弘昌君) 免税点の適用に当たりまして、主として演劇等を催しているかどうかという点につきましての判定をどうやってやるのかという御質問でございまして、この点につきましては、まず第一に、演劇等の上演時間と映画の上映時間、これは併演になるわけでございまして、その時間を比較しまして、上演時間の長い場合については、主として演劇等の上演時間の方が長い場合には、これは明らかに演劇等を主として催す場所だということに判定したいと考えております。しかしながら、仮に演劇等の上演時間が短

い場合でありまして、その催し物の開催に要する経費のうちで、演劇等に要する経費、これが映画にかかるとのより多額であるという場合には、これもまた主として演劇等を催す場所ということにいたしたいと、かように考えております。

○大塚審判官 そうですと、「主として」というのは、その催し物の所要時間のうちで、映画の方が長い、演劇の方が長い、その長い方のものを「主として」ということでとると、それからもう一つは、タレントを呼んでくる、あるいは劇団を呼んでくるという場合に、その必要経費、借り受け代よりもその方が高いと、その場合には高い方をとると、こういうことになりますか。

○政府委員(巨弘昌君) さようでございます。

○大塚審判官 具体的に、私なんかは、これは全然タレント性はありせんけれども、まあ、ひとつ劇場へ行って映画の間におしゃべりをする、そういうことでやった場合に、そのほかの、たまたま劇団なり芸能人も来た、で、実際は、映画の方の千五百円というものがあつても、その方が経費がよけいにかつた、時間がよけいにかつたという、これは三千円までは無税になつて、実際の取り扱ひの問題として、そういうところで、何かうまくやられたというようなことは起きないものでしょうか、どうでしょうか。

それから、今の答弁ですね、これは政令事項で定めることになりまして、どういうことで具体的にそのことを全国に明示をいたしませう。

○政府委員(巨弘昌君) まず、第一点の御質問でございますが、御質問の御趣旨は、その演劇等をタレントを呼んできてやりました場合に、そのタレントの経費が余り高くない、しかし、時間は半分以上であるというような場合に、これは三千円の方であるのか、千五百円の方であるのか……

○大塚審判官 三千円で税金を逃れることもできるわけですね。

○政府委員(巨弘昌君) という御質問であらうかと思ひます。まあ時間が、恐らく全体の一つのプログラムの半分を超えて、いわゆるなまものの上演がされるという場合に、しかし経費は、映画の借り賃、あるいは電気代等よりも安いんだという例は、きわめて恐らくまれなことではないかと思ひわけでございまして。そのタレント性が非常に少ない方の場合、そういうことはあるかもしれせんが、私どもの経験からいいますと、まずそういうことはないのでないかという感じがいたします。しかし、万一そういうことがあつても、私どもの第一の考え、つまり上演時間ではつきりわかるわけでございまして、そのこととて判定をすべきではないかということでございます。それから第二の質問で、この境目の判定の基準は何で決めるのかという御質問でございますが、これは国税庁の取扱通達で決まされてきた、かように考えております。

○大塚審判官 免税の引き上げでかなりのものが非課税になると思うわけですが、この割合はどういうことになりますか。

○政府委員(巨弘昌君) 今回の免税点の引き上げによりまして、五十年におきましては、映画の場合につきましては、人員ではまず九九%の方は課税にならないということにならうかと思ひております。それから演劇等の場合は人員で九八%程度の方は課税にならない。したがひまして、逆に申しますと、映画は入場人員の中で一%程度の方が課税になる、演劇では二%程度の方が課税になる、かようにならうかと推測しております。

○大塚審判官 このたびの減税措置について、これは入場料に反映されますか、どうでしょうか。

○政府委員(巨弘昌君) 御質問の御趣旨は、減税はしたけれども、それが映画館、あるいは興行主等のポケットに入つてしまふのではないかと、それが消費者と申しますか、入場する方々の負担の軽減ということにならないのか、ないかという御質問であらうかと思ひますけれども、この点につきましては、私どもも常に入場料の軽減をいたしております。この点を非常に心配しておるところでございます。今回の改正に当たりまして、それぞれ関係の官庁に対して、関係業界の指導をして

ていただきたいということをお願いをしておるところでございます。

○大塚審判官 いまの簡単な言葉の中身ですが、そのような指導で一体いまいやられる趣旨が忠実に守られるでしょうか、私はここで一体今度の法改正で、減税分は一体どうなるのだらうという、そういう推測をしておるわけですが、映画の場合には六十億、それから演劇等のなまもので五十億円、一体だれのお金でその五十億、六十億円が入るのだ、大衆還元されて、入場料金が下がつて、その減税措置の恩恵が大衆のところに一体いくのか、業界、興行主、プロモーターが、これはもう大衆ありがたいことだということ、五十億、六十億のお金がかかるのか、私はそこそこ、ぬくぬくと喜びようになるのか、私はそこそこ、それが大衆疑問なわけですが、一体五十億、六十億、だれのお金でその入場料になるかと考えておりますか。

○政府委員(巨弘昌君) この減税の効果は、消費者と申しますか、入場者に還元されるようにというところにつきましては、私どもも非常に心を痛めております。先ほども申し上げたとおりでございます。今般、先ほど申し上げましたように、関係各省に、消費者に対してこの減税の効果が還元するように努力していただきたいということをお願いしてまいりました。そこで、関係省といたしましては、厚生省、文部省、通産省がございまして、厚生省におきましては全国興行環境衛生同業組合連合会に対しまして、文書でその趣旨を要請をいたしたのでございまして、この連合会では、その後協議をいたしました結果、入場料金の引き下げを行うということを決定したと聞いております。で、その他文部省等の団体につきましても、同様の趣旨の指導を行つておりますが、現在のところまだ具体的に引き下げるといふ回答は得ておりません。

それから、通産省におきましても、映画連、映画連等におきましては、この三月中に理事会を開きまして、対策を決めたいということと考えております。

れるようでございます。全興連の恐らく線に沿つた軽減をされるのではないかと、かように期待しておるところでございます。

○大塚審判官 前回の入場料の引き下げが昭和三十八年に行われましたね。このときには映画の料金が下がつたことを記憶をいたしております。このときの指導内容と、今回の指導内容の相違点、いまおっしゃつたことが、いまの言葉だけで実現できるものかどうか、重ねてお伺いをいたします。

○政府委員(巨弘昌君) 前回軽減いたしましたのは四十八年でございますが、その際も同様の業界の指導をいたしました。その結果全興連におきましては軽減を、値下げをするということを決めてこれを実施したところでございまして。その金額はほぼ減税額の半分程度軽減をしたと聞いております。

○大塚審判官 ひとつ本気になつてこの入場料引き下げが大衆に還元されますように、具体的にこの結果までひとつ追跡調査をして、本委員会に報告をいただきますように、特に委員長としても後でお願いをしたいと思いますので、要請を申し上げておきます。

それから、この一番最初の答申に全然なかったことが、ばこつと大蔵省段階で出てきたという問題ですが、これらのことで、今回の入場料法の改正減税案については、関係各省との事前協議、どういう、特に国の文化行政という立場から、そういう関係との話し合いの中で要請があつたのか、そのところをひとつ先ほど聞き漏らしたものでありますから、もう一度質問をいたします。

○政府委員(巨弘昌君) 五十年の改正に当たりまして、入場料につきましては関係各省から種々の要望がございました。その点につきましては、相手方の要望も聞きまして、またわが方の考え方も伝えてあるわけでございまして。

○大塚審判官 今回の入場料法の改正でギャンブル関係の分は据え置かれました。競馬法に基づく中央競馬、それからそれは別に地方の公営競馬あるいは自転車競技、競艇、自動車レース、こういう

うものがあるわけですが、それぞれその法律の中に規定があるようであり、これらについて若干の質問をいたしますが、地方公営競技の人場料、これはやはり入場税でございまして、国の財政収入、税収入ということになるわけですか。なる、とすれば、それらの費用ごとにその額、それから人員、こういうものをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(且弘昌君) 今回の改正後におきまして、ギャンブル関係につきましては免税点現行の三十円をそのまま据え置くことにいたしてあります。したがって、それらの税収は、入場税収の三十億のうち六億円であると私どもは見積もっております。さらに細かな内訳はいまちょっと調べてからお答えいたします。

○大塚審判官(ギャンブル税関係の問題に入る前に、ちょっと警察関係に質問をいたしたいと思ひますが、のみ行為ですね、私設馬券とか、こういうものについての犯罪の実態をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(鈴木善晴君) お答え申し上げます。警察で検挙いたしましたのみ行為等の犯罪について、検挙件数、人員につきましては、昭和四十九年中には検挙件数が二千五百七十九件、検挙人員が一萬一千二百九十九人というふうになっております。

○大塚審判官 この二千五百七十九件、この件数を、これらの競技種目別に見るとどういうことになりましょう。

○説明員(鈴木善晴君) 競技種別に見ますと、検挙人員の方で、検挙件数の方をちょっと手元に資料がありまので、検挙人員の方で答え申し上げますと、競馬が四十九年中に検挙した検挙人員が八千七百九十人、競輪が二千七十七人、競艇が四百三十七人、オートレースが六十五人という状況になっております。

○大塚審判官 いまの答弁で、競馬が圧倒的に多い、こういう実情がわかりました。そこで、こののみ行為を引き起こしたその原因

と申しますか、理由と申しますか、いま二五%が取られて、七五%が還元をされる、いわゆる場銭と申しますか、ショバ代と申しますか、困なり公共団体がかりを取りと、こういうことになるわけですね。これが多額のために起きておりますのか、あるいは売り場が混雑して買えない、場外売り場でも買えない、こういうことが原因で、そういうものを引き起こしたのか、それともまた別に暴力団なりが資金を調達する手段としてこういうものをやったのか、その事件発生の原因別に調べた、そういうものがございましょうか。

○説明員(鈴木善晴君) のみ行為が行われる原因につきましては警察としてしっかりと調べたものがあるかという御質問であるとしますと、私どもとしては必ずしも明確な原因をつかんでおりません。

で、のみ行為が行われる原因はいろいろあると思ひます。そのうちどれが主たる原因かということ、私どもも十分判断できる立場にありませんけれども、過去にいろいろ事件を検挙した状況から推察いたしますと、いろいろある原因の中の一部としては、こういうものがあるんじゃないかということが考えられますので、その点について御説明させていただきます。

まず、客の立場から申しますと、のみ屋を利用しますと、競技場に行つてる場合で考えてみますと、のみ屋というのは大体特別観覧席というのをまず買ひ占めておられまして、そこにお客を無料で案内してそこに座らせる。そうすると、お客さんはそこで指定席に座つたまま馬券、競輪を楽しむことができます。しかも、座つたまま馬券なり車券なりが買える。馬券売り場や車券売り場まで出かけていく必要がないという実態があるわけでございます。それから次々はずれてしまつてかけ金がなくなつてしまひますと、顔なじみになって、いるお客の場合ですと、かけ金も一時暴力団の方

が立てかえてくれる、そういうこともあるようございまして、それから一日競輪やつて所持金が一切なくなつてしまふという場合には、これも顔なじみの客の場合ですと、帰りの車代ぐら

いはのみ屋の胴元の方が貸してくる。あるいは場合によつたらたたくてくれるという事実があるようでございます。それから競技場まで行かない場合で考えてみますと、喫茶店の客席とかそういうところで、座つたままテレビを見ながら注文をする、その馬券なり車券が買えるといううな、便利だということもあるようございまして、もちろんいま申し上げましたようなことは、のみ行為が行われるいろいろな原因の中のごく一部ではないかと思ひますけれども、事件を取り扱つた過程で考えられることはそういうことではないかというふうに思ひます。

それから、確かに先生お話しのように、暴力団が資金源を獲得するためにのみ行為を資金源の一つとして力を入れているということも事実だと思ひますし、警察としては暴力団取り締まりという立場から、この取り締まりを強力にやつておりますけれども、なかなかなくならないという状況でございます。

○大塚審判官 農林省の方いらつしてあります。農林省の方に競馬の問題で質問いたしたいと思ひます。

その方担当されておつて、いわゆる還元率と申しますか、七五%というものは一体どういふ、これは諸外国との比較の問題、それからお客さんがこういうのみ行為というものに、七五%しか返つてこないという問題があるいは関連しているのかどうか、そのところをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(三井副郎君) ただいまお話しございましたように、日本の場合の公営競技の控除率、いわゆるファンへ払い戻しますものと除きました引き揚げ率と申しますか、二五%でございます。それで、諸外国の場合は、たとえば競馬の例で申しますと、イギリス、フランスなどが二〇%前後でございまして、アメリカ、これは州によつて異なりますが、一四%から二〇%ぐらいでございます。高いものとしては、韓国、ソ連などが二五%、日

本と並びまして最高の控除率であらうと思ひます。これらの控除率につきましては、最近競馬が非常に普及いたしまして、いわば大衆化する中でファンの方々からはこの控除率をもっと引き上げてほしいと、こういう御要望もございまして、したがひまして、先ほどお尋ねがございましたのみ屋などにつきましても、この控除率というものをこれ以上引き上げることをいたしますと、やはりのみ屋の方へ流れるということもあるいはふえてま

いるのではないかと考えています。

○大塚審判官 もう一つ関連を農林省関係にお尋ねをいたしますが、ギャンブル公害ということが非常にいま各地で騒ぎを引き起こしております。この点についてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○説明員(三井副郎君) 競馬、競輪等公営競技を通じて最近非常に利用者と申しますか、入場者が増大してまいつておられまして、競馬場なり、公営競技場の周辺あるいは場内の混雑ということ、ファンなり周辺住民の方々から非常に苦情が多いというふうな実情にございまして、これは基本的に公営競技全般につきまして、たとえば競馬場の数は現在増加しないということにされておりますし、開催日数等についても昭和三十六年、いわゆる公営競技調査会の答申がありまして以降以降規模を拡大しないということで運用してまいつておりますが、一面、最近の所得の増大なり、レジャーの拡大に伴ひまして、こういう公営競技の愛好者というものが年々増加する傾向にございまして、いわばそういう面での公営競技の施設の収容力と、その施設に対する需要と申しますか、ファンの増大、そういう施設をめぐむ需給のアンバランスといふことが、いわゆる競馬公害につきましても相当大きな原因ではないかというふうな考えにしております。なお、各競技場におきまして開催日に相当多数の人間が集まりますことで、地域住民の方々からいろいろ苦情が出るという問題もございまして、これらにつきましては、いわば開催日の混雑のピークをなるべくくずすように、大

レノスの日には入場者を制限するなり、それから地域住民の方々のために環境整備的な面につきましても主催者が応分の費用を負担するなど、いろいろな方法でこの面につきましても対策を進めているところでございます。

○大塚審君 あと入場税関係で二、三質問がございますが、これは後ほど大臣が出席されるということでありまして、大臣が出席された際に回すことにして、引き続き相統税法の改正について質問をいたしたいと思ひます。

今度の法改正で配偶者及び子供四人、法定相続人が五人という場合には、税制改正要綱の付表で見ますと、遺産額四千万円までが全員無課税になると、一億円の階層であれば軽減額が九百六十六万円、軽減の割合が五・六・三、こういう改正の内容を考えてみますと、政府は一体どの程度の財産階層の負担軽減をねらって今度の相統税法の改正を実施したのでしょうか。その点について伺ひをいたします。

○政府委員(且弘昌君) ただいま御指摘ございました今回の相統税法の改正によりまして、相続人妻、子四人の場合の仮に遺産が一億円だいたしたすれば、相続税の負担は現行よりも五・六・三軽減されるということは御指摘のとおりでございます。相続税の控除及び税率につきましては、四十六年に大幅な改正がございまして今日に至っております。その間四十六年、四十八年には課税最低限について見直しをいたしておりますが、根本的な見直しはその間余りいたしておらなかったのでございます。したがって、特に最近におきます地価の上昇等を反映いたしまして、相続税の負担は急激にふえておるのでございます。そこで、今回課税最低限の引き上げ、それから税率の改正を行ひまして、負担の調整をすることが必要だということに考えたわけでございまして、今回の調整は四十一年以後の地価等の上昇を勘案して相続税の負担を見直しを行ったということでございます。

○大塚審君 いまのはやはり質問に答弁になつて

おらないお答えです。私がお聞きしているのは、この税法の改正で減税になるのだと、減税になるのは、一体二十万の財産の人に、三十万の人、四千万、五千万あるいは八千万、一億、十億、こういう財産のそれぞれの階層があるわけでありまして、今度の法改正のねらいは、一体どの財産の階層の人たちを軽減しようかと、こういうことでそのねらいをつけて改正をされたのか、そのところをお聞かせいただきたいと、こう申し上げておるんです。

○政府委員(且弘昌君) 先ほど申し上げましたように、今回の改正は相続税の負担の調整でございますが、したがって、特定の財産階層の負担を軽減するということを意図したものではないでございます。もちろん今回の改正に当たりまして、高資産者に対して軽減割合は低くする、低資産者に対しては軽減割合を高くするということを図っておるわけでございますが、全体としての負担の軽減を図るということでございまして、ある特定の階層についてこれをねらったということではございません。ただし、配偶者の負担につきましてはこれを大幅に軽減するように努力したのでございます。

○大塚審君 相続税法の一部を改正する法律案の相続税負担軽減状況という、これは調査室の方からいただいた資料であります。それを見ると、遺産額のそれぞれについて軽減割合が異なつたものが出ております。おっしゃられるように、特に高額のものについてはその軽減割合が低いということとばかりですが、この改正の趣旨は、そうすると一番のねらいは奥さんを軽減すると、こういうことで、その他のところは、どここの階層をねらつたと、こういうことではないということですか。

○政府委員(且弘昌君) 先ほど申し上げましたように、最近の地価の上昇に伴ひまして、現行法そのものでございまして、課税最低限が実額で定められておる、それから税率のブラケットも金額で区割りをしておりますために、はうっておきますと、従来、たとえば四十一年に意図しましたよう

な相続税の負担よりもさらに一層強化されるということになるわけでございます。その事態に対処いたしまして、これはやはり必ずしも四十一年が正しいということではございませんけれども、二応の目安といたしまして、四十一年程度、われわれが予想いたしましたような程度の負担を圖つたらどうかというところが第一のねらいでございます。あわせて、特に軽減を図りましたのは配偶者の相続税の負担軽減であるということをおし上げたわけでございます。しかしながら、四十一年程度の目安におきまして今回の課税最低限あるいは税率の引き下げを圖つてきたところでございまして、しかしながら、その後におけるわが国の国民の富の蓄積が進んでまいりました結果、この改正後におきましても、被相続人に対しまして相続税の課税割合というものは高くなるであらう、かように考えておるわけでありまして。

○大塚審君 いまの問題を別な角度からお尋ねをいたしますが、相続税納税者数ですが、これは、死亡者数に被相続人、それから相続人、これは納税者ということになるわけでありまして、昭和四十九年度は一体どういう実情でありましょう。

○政府委員(且弘昌君) 私どもが持つておる数字からいたしますと、四十一年におきましては、死亡人員六十七万人のうち相続税を課税された方は九千二百三十二名でございます。これは割合としますと一・四％でございます。その後順次に率の上がつてまいりまして、四十八年には死亡者約七十七万人のうち約三万人の方が課税されるというところで、その率としましては四・二％でございます。この点につきましては、推定でございますが、恐らくこの四・二％が四・七％程度に上がるのではないかと、かように考えております。

○政府委員(且弘昌君) 今般の改正を仮にいたしませんと仮定いたしますと、恐らくこの率は五％近くになるのではないかと考えておりますが、改

正後は約二・八％程度になるのではないかと。この率は四十一年度の一・四％の倍ということではなからうか、かように考えております。

○大塚審君 そうしますと、この税法改正は、このままでいけばかかるであろう五％の方を対象にして法改正をした、そしてそのうち二・五％はそこから外してやる、こういうことになる、そういう性格の法律でございませう。

○政府委員(且弘昌君) 相続税は、先ほど申し上げましたように、約七十七万人の方が亡くなりまして、そのうちの約三万人が課税になるとい性質の税でございます。したがって、その差の六十七万人の方は相続税がかからないということになるわけでございます。したがって、その三万人の方が今後どのくらいどうするかという問題でございます。したがって、御質問の御趣旨のように、そもそも相続税は三万人以外の方はかからないという税でございますので、税法の改正によりまして恩恵を受ける方はその三万人の中の一部分でございます。

しかし、ここで申し上げておきたいことは、この四十一年以来の、四十一年当時考えました負担がこのくらいであつていいんではないかという率、それに対して異常に最近高くなつておる。もしこういうような地価の高騰がなかりせば、四十一年当時想定したような負担、あるいはそれを若干上回る程度のところで推移したかもしれない。しかし、地価の高騰等によって相続税がかかるということになった方々、それの方々にいいては負担の調整を必要があるのではないか、かように考えた次第でございます。

○大塚審君 いまの答弁からしますと、この税の性質上これは金持ちに対する税だということがはつきりいたしましたわけですね。それからそれを大幅に軽減するということでは金持ちに対する減税である、こういうこともいまの答弁からわかりました。それらについてひとつあと引き続いてお尋ねいたしますが、配偶者の問題ですが、遺産額の三分の一までならこれは青天井、どこまでいってもと

もかく今度の改正では税金がかからない。ここ
で一つは、奥さんの現在の資産状況、こういうもの
もあると思うんですが、こういうことは一切考
慮なしに、どんな高額者でも、どんな高額の資産
家でも三分の一は税金がかからないと、こういう
ことについてはどうも納得ができません。衆議
院の修正案でこの青天井を一億円という修正案、
頭打ちの修正案が出されたわけですが、これはど
うしていいんでしょう。そのところをひと
つ審議官の答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(且弘昌君) 妻の相続税におきま
す優遇につきましては、これまでに限りませんが、
配偶者の相続税上の優遇につきましては、かねて
から国会におきましても、また一般の納税者の側
からも種々要望が強くあつたところでございま
す。現行法では、御承知のように、妻が取得しま
した額につきましては、三千万円までは非課税に
するという措置をとっておる点も御承知のとおり
でございます。この三千万円につきましても、こ
れが低過ぎるのではないかと御意見もあつた
わけでございます。また夫から妻へ、あるいは妻
から夫へという相続の場合には、これは同世代間
の相続ではないか、それを課税するのはどうかだ、
あるいは妻の座の優遇という見地からもおかしい
ではないか、あるいは妻の家計に対する寄与とい
うことも考えれば、あるいは財産形成に対する寄
与ということも考えれば、その点からもつと優
遇すべきではないかというふうな御意見もあつ
たわけでございまして、そして私も妻に対する優
遇をさらに進めたいという気持ちを持っております。

そこで、今般の改正におきましては、通常、妻
と子供があります場合の法定相続税分でありま
す三分の一につきましては、これは軽減をしても
いいのではないかと、しかしその際に、三分の一
ではありませんか、下の方の階層の方につきま
しては、それを四千万まではいいのではないかと、三
分の二を超えましても、四千万までは課税しな
くていいのではないかと御意見をいたしたの

であります。一方、上の方につきましては制限を
置くべきではないかという御意見もございますけ
れども、私も私どもといたしましては、この際、種々
の妻に対する優遇その他の観点から、思い切つて
徹底して優遇するということにはしてはいかか
うことでの改正案を作成したのでございま
す。

○大塚喬君 じゃあ政府は、どの程度の財産形成
を標準にして、こういう税制なりその他のいろ
ろの問題について考えておるんですか。どこに
ピントを当てて考えておるんですか。

○政府委員(且弘昌君) 妻の財産形成に対する寄
与度がどの程度であるかということにつきま
しては、先ほど私が申し上げましたのは、その妻の寄
与あるいは同世代間の財産の移動である、ある
いは妻の座の優遇であるというふうな、いろいろな観
点を総合いたしまして、今回の改正案を作成した
のでございまして。

○大塚喬君 さつきから疑問が解けないわけだ
が、今般の改正は全く金持ち優遇、こういう金持
ち減税ということの非常に色彩が濃い改正と受け
取っておるわけでありまして。たとえば遺産が一億
円、相続人が五人であつたという場合には、今般
の改正で、この表を見ますと、九百六十六
万円の軽減、軽減の割合が五・三％、こういう
ことになり、十億円の場合だと三億八千二
百七十五万円から六千五百九十二万円減額をして
三億一千六百八十三万円になっておる。

確かに上の方は軽減割合が少なくなつておるこ
とはわかりますが、一体一億円とか十億円とかと
いう億万長者の遺産を相続する者の減税が本当に
必要なのかどうか。この一億円、十億円という者
は、これはインフレの利得者——私は、先ほどの
答弁の中にありましたように、土地の価格が上
がつたからと、こういうことで減税の必要がある
というお話でしたが、その人こそインフレの利得
者じゃないですか。何で十億円も遺産のある人の
減税をする必要があるんでしょうか。

○政府委員(且弘昌君) ただいま先生の御指摘に
なりましたように、数字的には一億円の場合には
軽減率が五・三％、それから十億円の場合には
一七・二％ということでございます。しかし、同
時に、先生がおっしゃいましたように、軽減割合
といたしましては、高額の遺産取得者に対してし
てはその軽減率を低くしておるわけでございま
す。さらに、従来の現行法におきましては、相続
税の最高税率は七〇％でございますが、それを七
五％に引き上げることにしております。ま
た、税率のブラケットの刻みにつきましても、下
の方はその上げ幅を高くしておる、上の方は小
さくしておるというふうなことで、富の再配分と
いう見地から、上の方の方につきましては軽減率
を低くするという配慮をしておりますのでございま
す。

○大塚喬君 そういふ税率を設定するすれば、当
然その中には政府の目標としておる財産形成の額
ですね、そういうものとにらみ合ひの上でそうい
ふ税率の決定が行われる、こういうことでなけれ
ばならないし、たとえば十億円の場合には率は低
いと、こういうことであつても、その人になぜこ
の軽減税の措置が必要なのかどうか、私はどうし
てもいまの答弁では納得できません。

○政府委員(且弘昌君) 先ほどから申し上げてお
りますように、四十一年の改正のときにおきま
す予想いたしました相続税の負担といたしまして、目
安に置かしまして、その後の地価の上昇等を勘案し
て今回の改正を圖つたわけでございまして、その
点からいいますれば、私どもはその地価の上昇
等に伴う必然的な税の負担というものをこの際見
直して見る必要があるのではないかと、このこと
で今回の改正案をつくつたのでございまして。

○大塚喬君 その妻の座の優遇ということを考慮し
て大幅減税をしたと、こういう先ほどの答弁が
あつたわけですが、私は、相続する妻の現在の資
産状況を無視して、それで青天井に減税措置を講
ずることが、本当に公正な税のあり方かどうかと
いうことには、今回の大蔵省のこの法改正につい

てはどうしても納得できません。たとえば妻の座
の優遇ということになれば、所得税のいわゆる配偶
者控除の問題とも関連が当然ある問題であります
し、民法第七百六十二条の一項の特有財産、
帰属不明財産の夫婦共有の制定というものの中
に、夫婦の財産がそれぞれ別なものであるという
規定が明記されておるわけでありまして、この
問題との関連をどういふふうにお考えになつ
て、この相続税法だけ改正をされたのか、はつき
りその見解をお聞かせいただきたいと思ひま
す。

○政府委員(且弘昌君) 第一点の所得税の課税最
低限との関連でございますが、今回の改正に当
りましては、先ほど来御説明いたしておりますよ
うに、四十一年度におきまして課税最低限一千万と
いうものをその後四十六年に二千万、四十八年
に千八百万というふうに引き上げてきたところで
ございまして、これを今回四千万に引き上げると
いうことにはいたしましたわけでございまして、所得
税の配偶者控除につきましても、今般の改正でも
引き上げておるところでございますが、これはそ
の他の人的控除の二環といたしまして、これらを
勘案してまいつたところでございまして、また累年
配偶者控除については見直しを行つてきておるこ
ろでございます。で、この所得税の人的控除の
引き上げの結果、今回の改正後におきましてが国
の所得税の課税最低限は、先進国中最も高いとい
うことに見られますように、十分その点は配慮し
ておるつもりでございます。

それから第二点の、民法との関連でございます
けれども、私どもの相続税の考え方は、やはり民
法をもとに考えなければならぬのではないかと。
で、わが国の民法におきまして基本的な考え方は夫
婦別産制でございます。したがって、あくま
でその民法の原則に立ちまして、その上に乗つて
相続税を考えるべきではないかと、かように考
へておるのでございまして。
○大塚喬君 民法第七百六十二条の夫婦別産主義
の立場から、この妻の座の優遇ということですね、

これがいまおっしゃったことに合っていますか。どうでしょう。この規定と趣旨が合っていますか。どういふ関連でこの妻の座落と、こういうことをなされたのですか。

○政府委員(且弘昌君) わが国の民法は、いま申しましたように別産制になっておりますので、一方の財産が相続によりまして他方に移りました際には、やはりそこに相続があるということ、それに対して相続税を課するというようにしてあります。それからまた共有であるものということ、あるいは別産、どちらか所有者が明らかでないというものにつきましては、その財産をだれが取得したのかということを探りまして、その財産を取得した人が、その所有者であるということではなからうか、かように考えて処理をいたしておるものでございます。

○大塚審君 この相続税法の改正だけで、この民法七百六十二条の関連が、いまの答弁ではやっぱりすっきりしたそういう立場に立っておられない。妻の座落とということになれば、当然所得税法の問題からこの民法の問題に関連をして、その関連の中でこの相続税法の改正というのを取り上げられなければならないと思うわけですが、今回の相続税法の改正についてはそういう配慮の跡が私はどうしてもうかがえないのであります。この問題についてはまた重ねてひとつお尋ねをいたしますが、先ほどもお尋ねして明らかになりましたように、相続税を納める人、その対象者というのは、インフレの利得者が率直に言つてその対象者になつてくるものと、実情はそうだろうと思つてます。このインフレの利得者に対して、それを相続する者に果たして救済の措置が必要なんだろうか、こういう疑問は依然として残ります。税というものは、富の集中を排除して社会的公正を断行しよう、こういうものであろうと考えるわけでありまして、特にわが国でただ一つの、唯一の財産課税である相続税をこのように機能させることには私はどうしても納得できませんし、今回のこのような法改正は、やっぱり国民からは強く批判をされる、

そういう内容のものと考えます。この点についてひとつもう一度はつきりした見解をお聞かせいただきた。

○政府委員(且弘昌君) たとえば土地、家屋等の不動産を持つておられる方にしてみますと、いろいろな見方があるかと思つてます。ある立場に立ちますれば、いま先生がおっしゃいましたようにインフレによつて土地価格が上がつたのである。したがらして、その相応の負担をすべきではないかという御意見もあるかと思つてます。しかし他面、たとえば道路が敷かれてきた、あるいは全体の国民の富が高くなつてきたというように、あるいは全般的なその他のものも要因によりまして、自分の責任ではないんだけれども、地価が上がつてきたというやうな問題があるかと思つてます。この問題につきましては、特に都市近郊におきまます農地につきましてそういう現象が非常に強くあらわれておることは先生御承知のこととてございまして。そのような人々に対して、おまゝえはインフレの利得者であるということ、課税を強化していくというの、一つの立場であらうかと思つてます。しかしながら、私どももいたしましては先ほど述べたお尋ねのように、四十一年当時を想起——頭に持っております程度の相続税負担、その後の情勢、国民の富の増加というものを考え合わせまして、この程度の負担をしてもらうのが適正ではないかということ、考えたわけでございます。必ずしも金持ち優遇ということだけでやつたわけではございません。

○大塚審君 私は、そういう人に増税をしろうとすること、申し上げたのではなくて、なぜ減税をしてやる必要があるのか、こういうことをお尋ねしてゐるわけです。昭和四十九年度の相続税額について、現在その総額はどの程度になりますか。見通し、それからそのうち遺産額が一億円以上の税額は一体どのくらいになつて、その割合はどのくらいになりますか。

○政府委員(且弘昌君) 四十九年度の補正後で見まして、相続税は三千二百七十四億円、贈与税は

六百三十六億円、合わせて三千九百四十億円と見積もつております。お尋ねは、そのうち……

○大塚審君 一億円以上の人は何人で、税額どのくらい……

○政府委員(且弘昌君) 四十九年度につきましては、現在見込みで、その数字を持ち合わせておりません。

○大塚審君 四十九年度がわからないとすれば、四十八年度の実績はいかがでしょう。

○政府委員(且弘昌君) 四十八年度の数字で申し上げますと、一億円超は二千六百四十億でございます。

○大塚審君 そうしますと、総額で三千二百億の相続税のうち、一億円以上の人が納める税金が二千六百四十億、そうしますと相続税の大部分というのは、いわゆる一億円以上の億万長者の人が納める税金ですね。そうすると、今度の改正は、率直に言つて、この億万長者救済の法改正ということになるわけですね。

○政府委員(且弘昌君) いま申しました人数を、人数の構成で見ますと、四十八年度におきましては一億円超の階層では税額で七二・八%でございます。被相続人の人員の割合で申しますと全体の一一%でございます。

○大塚審君 人員で一一%、税額で七二・八%、こういうことになれば、今度の相続税法改正の趣旨は、この金持ちの人を減税し優遇しよう、こういう法改正であることが明らかになつたわけでありまして、この問題については次のあれのところからひとつまた関連してお尋ねいたします。

○大塚審君 障害者控除の問題についてお尋ねをいたします。七十歳までの一年間につき三万円の引き上げ、この障害者控除三万円という算出根拠は一体どういふことでしょうか。

○政府委員(且弘昌君) 障害者控除につきましては、ただいま先生おっしゃいました現行法三万円の税額控除を三万円に引き上げることにはいたしました。その引き上げの根拠いかんということでございます。その引上げの根拠は、これを四十八年度におきま

消費者物価指数、それから五十年年度の消費者物価、これは見込みでございますけれども、それを見てみますと一・三六四という数字になります。これを二万円に掛けまして、これを切り上げて三万円ということにいたしました。

それから、先ほど入場税の際に、競馬等の入場人員のお尋ねがございました。その数字を簡単に申し上げます。

四十七年の数字でございますが、競馬場におきまます課税人員——入場人員でございますけれども、これが延べ三千二百三十三万四千八、競輪場が二千四百六十八人、その他を合わせまして、合計で五千九百八十七万八千人でございます。

○大塚審君 その他は幾らですか。

○政府委員(且弘昌君) その他の内訳は、小型自動車競走場が四百九十二万七千人、モーターボート競走場が二百六十七万一千人でございます。

○大塚審君 身体障害者控除の問題ですが、この趣旨は、私も人の子の親としてそのとおり素直に理解を、賛意を表するものですが、そのうちで、信託財産を三千万円まで非課税限度にしたその算出根拠は一体何ですか。

○政府委員(且弘昌君) お尋ねの贈与税におきまます障害者非課税制度の新設でございますが、これは最近、種々の障害者がいらつしやる、この障害者に対しては、親御さんはもちろん、その周囲の方といたしましては、たとえば親御さん等の死後、それらの障害者がどういふ生活をなさるであらうかということに対する危惧の念は非常に強からうというところでございます。私どももいたしまして、税制の上で、これに対して何らかのお助けを、お手伝いをするにはできないかということ、この制度を新設することにしたわけでございます。

で、お尋ねの三千万円の根拠は何かということでございますけれども、これは、何分にも重度の心身障害者でございますから、財産の管理能力等につきましても欠けるところがあるのではないかと、そういう場合も十分考えられるわけござい

まして、制度を創設する以上、私どもとしましては、その制度が十分機能するように、本来の目的に沿うような方向で動くように考えてまいらなければならないというふうに考えたわけでございます。

で、三千万円の根拠につきましては、私どもといたしましては、この贈与が何か果実を生むような財産であるということが御本人のためにいいのではないかとこのように考えたわけであります。したがって、その果実を生むにつきましては、その元本がどのくらいで運用されて、どのくらいの果実を生むかということを考える必要があるのではないかとこのように考えたわけでございます。したがって、三千万円といたしましては、これが仮に全額貸付信託に運用されるというような場合に、所得税、住民税を引きましてネットの手取りがどのくらいになるかということをお考えください。で、三千万円でございます。年のネットの手取りは約二百三十万円になるわけでございます。月額としますと二十万円程度になるわけでございます。この程度のお金が毎月入ってくるということであれば、重度の心身障害者の生活も安定を図れるのではなからうかという考えからこの制度、この金額を定めたものでございます。

○大塚審判官 三千万円の信託財産の元本額との課税財産額と、三千万円の信託財産の元本額との関連は一体どうなっていますか。

○政府委員(且弘昌君) お尋ねの御趣旨は、相続税の標準的な世帯におきまして課税最低限四千万円と、この三千万円との関係いかんということであるかと推察いたしますが、一応別に考えておる次第でございます。

○大塚審判官 何ら関係ないということですか、そういう関連は当然必要になってくる問題じゃないですか。

○政府委員(且弘昌君) 四千万円を算定いたしましたのは、先ほど来繰り返し申し上げておりますように、四十一年度一千万円と定められました後の地価等の上昇率を勘案しまして、四千万円と決めたのでございまして、この三千万円は、先ほど御

説明いたしましたような果実をどのくらい生むかということをお頭に置いて算定いたしましたのでござい

ます。

○大塚審判官 贈与税の問題について質問をいたします。

贈与税の同一人よりの三年間累積課税をなぜ廃止したのか、このところをひとつ明確にお答え

いただきたい。

○政府委員(且弘昌君) 贈与税につきましては、現行法では、御指摘の三年間累積課税という制度をとっております。で、これはわが国におきましては、昭和二十五年から二十八年までは、三年間という制限がございまして、一生累積という厳しい制度をとったのでございます。しかしながら、その間におきましての経験からいいますと、一生贈与額を税務署が追跡するということは、技術的にもとうてい不可能、あるいは非常な負担を感じたわけでございます。したがって、むしろ

正直な方が損をするというふうな事態もあらわれてきたのでございます。そういうふうな経験を踏まえて、二十八年におきましては、この累積制度を廃止したのでございます。しかしながら、その後、現行の三年累積の制度は、昭和三十三年にとったわけでございます。で、御承知のように、現行の制度のもとにおきましては、第一年に四十万円贈与を受け、これは課税になりません。

その次の年、第二年、第三年二十万円ずつ贈与を受ける。三年間で四十万円、二十万円、二十万円、合計八十万円という規則正しいサイクルをとっていただくものと、課税にならないという制度になつておるわけでございます。しかしながら、この制度は非常に複雑な制度でございまして、翌第二年度に、仮に第一年度四十万円、第二年度三十万円というところでございまして、これは課税になるというふうな、かなり厳しく、しかも、かなり複雑な制度でございまして、税務の第一線の方々の意見などから見ても、この制度はきわめて難解であつて、納税者に理解しがたい制度である、そういうしてまた、税法をよく知っている人は、この制

度に乗りまして課税を受けずにより継続的に贈与を受けられる、しかし、税法を知らない方が、よくこの制度にひつかかれて、三年間全体とい

たしましては、同じ贈与を受け、その贈与額の各年の案分によりまして、受けたり受けな

かったりということになり得るというふうな、い

ろいろな納税者側からの苦情も、御意見もござ

いました。そういうことから考えますと、私どもと

いたしましては、執行上も非常に手間がかかり、

また納税者の立場からいいたしまして、かなりき

つい、あるいはよく知らない方が課税を受けると

いうような制度であるということを判断いたしま

して、今般この制度を廃止したのでございます。

○大塚審判官 技術的にむずかしいという立場か

ら、この贈与税の三年間累積課税を廃止したと、

こういうふうにお聞きしたわけでありましたが、そ

れでは、これを廃止したということによって何に

も弊害はございせんか。

○政府委員(且弘昌君) この制度を廃止しますこ

とによりまして、ただいま申し上げましたように、

法の不知によつて課税を受けるというふうな不公

正が取り除かれるのではないかと、納税者側

からの観点から立ちまして、その利点があると思

います。で、御指摘のような、これを廃止いたし

まして弊害がないかということになりますと、こ

れは金額が、今般、今回の改正で、一年六十万円

というようにしておりますので、かなり低目に抑

えた金額であるということからいいたしまして、ま

ず、世の御批判を受けることはいないではないか

と、かように考えておるのでございます。

○大塚審判官 実際問題として、証券会社なんかで

盛んに宣伝をやつてますね、御存じですか。一

うまくともかく税金を逃れるというところで盛んに

商売に利用しておる。こういうことは一体、この

制度があつた際にも現実に出ておつたんですが、

これを廃止したということ、そういう問題、何

にも弊害は実際ありませんか。

○政府委員(且弘昌君) いま御指摘のような弊害

を仮に厳しく取り除くといいたしますれば、一切こ

の限度を設けないで、すべての贈与については課

税するということにいたしますれば、そういう弊

害は全くなくなるものと考えます。

で、他面、具体的な例で申し上げますと、息子

が家を建てるに金、いなかのおやじから金を借

り、あるいはしばしばございまして。そういうふう

なケースに対して、一生に一度家を建てるというとき

に、何がしかの金を父親から贈与を受けるという

もので、しかも、比較的少額の金額に對してま

で、これを課税するというのはいかにかという観

点もございまして。

したがって、おっしゃいますような、証券

会社がどういふような勧誘をいたすか存じませ

けれども、おそらく毎年六十万円から贈与を受

けるならば、それを累積すれば十年で六百万とい

う金額になるというふうなことを言っておられる

んではないかと推測いたしますけれども、そうい

う問題は、確かに御指摘のような問題はあ

りませんが、しかしながら、金額といたしまして

は、これを六十万円に抑えているというところで、そ

の辺は適当なところではないか。もちろん、この

金額につきましては、国会の中におきましても、

これは低過ぎる、百万円にせよという御指摘も

ございました。しかしながら、私どもといたしまし

ては、当面六十万円程度でいいのではないかと、か

うな結論に達したのでございます。

○大塚審判官 おっしゃる通りに、額の点について

は確かにそれはいろいろの意見があるだろうと思

います。しかし、この三年間の累積課税制度の廃

止は、現実には相続税を回避する、そういうため

に生前贈与をチェックするという重要な制度であ

つたと思ひます。相続税の補完税としての贈与税、

これはもういままでの大蔵省の立場を私どもは何

度もいろいろの実例で聞いたたりしておるわけ

で、そういうことであつたものが、この制度が廃

止されると、こういうことになれば、これはその

機能を弱めるものであると、私は率直にそういう

感じをするわけでございます。この贈与税という

問題と、相続税というものの関連についてひとつ明らかな答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(日弘昌君) 贈与税は相続税の補充的な役割りを果たす税でございます。したがいまし、この贈与税のかららない金額をかなり引き上げをいたしますと、これを生前に贈与を積み重ねてまいりまして、相続の場合の相続税の負担を軽減することができるといふことは、おっしゃるとおりの働きがあるかと思ひます。しかし、他面、先ほど申し上げましたような、現在の三年累積制度の弊害というものは事実でございます。そこで、それらの事実を、その弊害を除去することを優先するの、あるいはなおこの現在の制度を維持して、その間強く贈与税の規制を行つていくのかという選択の問題であらうかと思ひます。

そこで、私もまたいたしましては、三年累積制度の弊害というものは、納税者の側からも指摘されておりますし、また税務署の側におきましても、そういう声があるといふことからいたしますと、この際、この三年累積制度を廃止するのが適当ではないか。しかし他面、先生の御指摘のような弊害が生じ得ることは事実でございます。したがいまし、その辺の弊害を最も少なく、しかも、現在の弊害をなくしていくという点はどこであらうかという点を求めましたのが、今回の改正案の毎年六十万という制度でございます。

○大塚審君 贈与税関係について、これは居住者用不動産にかかる配偶者控除の問題ですが、その適用条件が婚姻期間二十年以上とされておるわけですが、相続税の配偶者の課税軽減も年数制限がなくなつたわけですから、この死亡相続と生前贈与との条件が違ふ。それは当然違いがあるにしても、ゼロと二十年というのは余りにもその差が大き過ぎる。で、二十年というものを引き下げる必要があるのではないか。いまのについてひとつお聞かせいただきます。

○政府委員(日弘昌君) 御指摘のように、相続税につきましても、妻の控除を認めます際に、現行法では婚姻期間の制限がございます。それを今般

廃止することにした。で、贈与税の方の生前におきます配偶者に対する居住用不動産の贈与につきましても、今般の改正をいたしましたのは、第一点は金額の引き上げでございます。これは五百六十万円を一千万円に引き上げるといふ改正をいたしました。

第二点は、その婚姻期間の制限をどうするかという問題でございます。この点につきましては、従来二十年でありましたものをそのまま置いたわけでございます。

そこで、相続税のはうでは婚姻期間の制限を、条件を外したのに、贈与税ではなぜ二十年を据え置いたのか、またなぜ二十年とするのか、十五年にしないのか、十年にしないのかという点でございます。すけれども、そこは、相続税と贈与税との間にははつきりした一つの線があるのではないかと。なるほど、贈与税は相続税の補充的な税でございます。すけれども、しかし、相続税の場合には予期しなかつた配偶者の死といふものがございまして、突如としてある日その配偶者を失うといふ事態なんでございまして。しかしながら、贈与税の場合には、生前におきまして任意に人間の意思によりまして、ある財産を贈与するといふ選択がございまして。その点がはつきり違ふのではないかとこのことでございまして。

で、相続税の場合におきます妻の優遇につきましては、先ほど来いろいろ詳しく御説明いたしましたところでございますが、そういうような点で贈与税と相続税はやはり違ふのではないかとこのところで、その婚姻期間の制限につきましても現状どおり据え置く、単に金額を引き上げる改正にとどめたのでございまして。

○大塚審君 大臣も出席いただいたのもんですから、大臣の方の質問もありますので、あと二、三ひとつつ政府委員の方にお尋ねをしたいと思います。

いまの問題も議論があるところですが、相続税の滞納、延納の現況はどういう状況になっております。

○政府委員(熊谷文雄君) 相続税にかかります延納制度の利用状況並びに滞納の状況でございますが、延納につきましても、昭和四十八年度の数字でございますけれども、総額で二千三百二十五億円というふうになっております。これは四十八年度の課税額に對しまして約六四％の比率になっております。

それから滞納でございますけれども、同じく昭和四十八年度の数字でございますが、滞納の発生金額で申し上げますと二百二十四億といふことになっております。年度末の純滞納額は約百億でございます。

○大塚審君 せっかく出席いただいたものですから、大臣に質問を。

先ほど質問をしたところでございますが、相続税法改正が今回五十年度の税制改革の一環として実施をされます。私はどうしても大臣にひとつ、この相続税法の改正、これは、政府が一体財産形成といふものをどこに目標を置いて、どの程度の財産形成といふものを国民に実現をさせようとするのか。これらの問題と、この相続税法の改正といふのは当然関連をしてくる問題だと思ふわけですが、この相続税法の改正は、どの階層の人たちを育てよう、どの人たちの減税しよう、こういうことでこの法改正の趣旨を求められたか、その点について大臣の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 今度の相続税法の改正には、どの階層をねらつて財産形成を補助する、あるいは抑制するといふ、そういう考え方はございせん。ただ、最近の社会、経済の変化が激しくて、たとえば地価の変動が非常に激しい状況でございますので、これと相続税法との調整を図らなければならぬといふことを考えたことが第一点でございます。

これから第二点は、配偶者の座をどのように見直すかといふことでございまして、そういう二点が主たる関心でございまして、仰せのように、特定の階層に對して云々といふ考え方は持つており

ません。

○大塚審君 政府の一貫した施策があつてこういう改正をされるとすれば、当然そういうことも明確にやっばり打ち出されるべきが至当であらうと私は考えます。

それで、先ほどもお尋ねをしたところですが、一億円の億万長者も十億円の億万長者も、減額になる割合は違つてきますけれども、ともに何千万か減税になっておる。そういう税改正であります。土地が値上がりをしたからと、こういうことをおっしゃつたわけですが、土地の値上がりといふことで利益を受けた人といふのは、そもそもインフレ利得者の一番の人だらうと思ふわけでありまして。こういう人たちに對して減税の必要があるかと大蔵大臣はお考えになつて、この相続税法の改正をなさつたんでしようか。いかがでしようか。億万長者に減税の必要があるんですか。

○国務大臣(大平正芳君) 相続税の場合には、原因それ自身が、自分が意図せざることで原因が起るわけでございます。すなはち、また累進構造をとつておりますため、そのまゝはつておきますと税負担が増加いたしました。意図せざる増税の結果することになるといふことでございまして、そういう事態を回避することが必要であると判断したからでございます。

○大塚審君 三木内閣の表看板は社会的な公正を実現する、こういうことを二枚看板と言つてもいいほど高く掲げておられるわけですが、富の集中を排除して社会的な公正を断行する、わが国のただ一つの資産課税である相続税をこのような形で機能させるというところについて、その一枚看板の社会的な公正を実現するといふこととどういふ関係がございませうか。これをひとつ、大蔵大臣から考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 相続税は、いま御指摘のように、これは所得税の補充税でございます。したがつて、所得税がその機能を十分果たしておる限りにおきまして、相続税は第二次的な補充的な役割りで十分だと思ひます。したがつて

て、今度の相続税法の改正は、そういう意味で特別なものではないわけでございます。言い換えれば、考案の方の基本的にはいまの所得税法はそれなりに十分機能しておると私は判断しておりますわけでございます。それから、それが社会的公正を期するという全体から申しまして、本税である所得税、それから相続税、税体系全体から御批判をいただきたいと思うのでございます。それから相続税自体を見ても、上にいふほど、つまり相続財産の大きいほど軽減額が少ないわけですが、軽減率が少ないおそれがあるわけでございます。そういう意味で社会的公正をわれわれはいたしましては、貴いおつもりでございます。

○大塚審判官 社会的な公正を実現する——十億円という財産です。その人の場合には今度の改正「付表」で見ますと六千五百九十二万円減税になっておるわけですが、こういう人こそインフレの利得者であるわけですが、そういう人に、いまの答弁で私は、減税をしてやるといふことは、いふまでもなく、所得の感じはどうしても持てません。最近、所得について資産について、平均勤労者階層と、こういう特殊の人たちの間の格差が非常に増大してきておるわけであります。相続税課税の対象になるような高所得者の問題について、富裕税、財産税、私は、これらを実施すべきという段階に来ておると考えるわけですが、富裕税、財産税の実施について大蔵大臣はどのようにお考えでございますか。

○国務大臣(大平正芳君) これも本会議、予算委員会等で答え申し上げたところでございますが、富裕税も、大塚先生御承知のように、これも所得税の補完税でございます。したがって、所得税というように半身分不随になりまして十分機能しないというふうなことになる場合、これは、われわれはいたしましてはいろいろ手だてを考え、歳入確保のために考えなければならぬわけでございますが、ただいまわが国の所得税はよく機能しておるわけでございますので、そういう補完税に大きく依存するという必要を感じて

いないということが第一、富裕税も一つの補完税でございますので、富裕税に大きく依存しないわけならぬというふうには考えていないことが第一でございます。

第二は、富裕税は、これは資産税でございます。したがって、年々歳々の所得課税ではないわけでございますから、財産課税でございますから、財産をよく捕捉しておかなければならぬわけでございます。この課税の基礎に課税標準をちゃんと政府としていたしましてはつかみ切れないわけですが、これまで自信がないわけでございます。したがって、これは確かに検討すべき課題であるとは考えておりますけれども、いま直ちにこれを実行するというようなことを大蔵省といたしましては考えていないわけでございます。

○大塚審判官 そうすると、所得でも資産でも現実にはこういう格差がどんどん拡大しておるということに大臣は現状をどういうふうにとらえていらっしゃるのですか。どこまで拡大しても、こういう問題はそのままにもうほうっておくんだと、こういうふうにお考えでございますか。

○国務大臣(大平正芳君) 私は、世界各国の事例を克明に調べたわけじゃないけれども、わが国が、特に上下の格差が、所得の格差が特に激しいというふうな認識は持っているわけでございます。しかしながら、ここ近年、インフレの浸透に伴いまして、所得の格差が、御指摘のように、拡大の傾向を持っておりますこと、これは大変ゆゆしいことだと思っております。インフレは仰せのような作用をいたすわけでございますので、したがって、われわれはいたしましては、まずそういう意味で、インフレに対する対策というものをいろいろ角度からやっております。それから、インフレ政策というところに傾注されなければならぬと考へておることはもとよりでございます。ただ、いまの所得税あるいはその他の法体系の中で、特にこの際こうしなければならぬと、こ

うしなければどうしても歳入を確保し、あるいは社会的公正を期することは不可能であるという判断ではないわけでございます。インフレ対策は大事でございますし、それが第一義的な政策としてわれわれが追及してまいるわけでございます。し、税制の上におきましても、社会的公正を期する上におきましてできるだけの措置は講じてまいらるつもりでございますけれども、特に全体の税制を見直しまして、もう一度立て直すところまではまだ考えていないわけでございます。

○大塚審判官 先ほど財産税、富裕税については検討を要する問題だという答弁をいただいたわけですが、この問題と関連して、相続税法の妻の座の優遇という問題で、妻の遺産相続の場合に、三分の一は青天井というところで、現在の妻の資産状況のいかんを問わず、ともかく無税になる。そうすると、先ほどお尋ねしたところですが、民法第七百六十二条との関連で、一体このような問題だけここで取り上げるということが果たして適当なのかどうかという疑問を先ほどお尋ねしたわけでございます。で、この妻の座の青天井という問題について、頭打ちのそういうことはこれは全く必要ございませんか。私は、税の公正という立場から言へば、この問題については妻の資産状況それからその死亡された被相続人、こういう人の財産状況に応じて当然これらの問題は何かの制限が設けられてしかるべきだと、こう考えるわけでございますが、この点について大臣の見解をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(大平正芳君) いま御指摘の点につきまして、衆議院の大蔵委員会におきましても提起された問題でございます。傾聴に値する問題提起だと私も考えます。ただ御案内のように、今度の相続税法の改正の柱は、妻の座というものを相続税法上見直そうということに力点の一つがあるわけでございます。妻の座を見直すというところは、つまり夫と妻というのは同時代のものではないから、そしてお互いに協力して財産をつくったものでございまして、そこには本来相

続という、そういう水平的な財産の移動ということについては相続税法上相続を考へないと、垂直的な移動でございます。それはそこに相続税を考へると。しかし、水平的な場合には考へなくていいじゃないかと。やがて、同時代のものだから遠くから、ゼネレーションが違ふもののように、次の相続原因がずつと遠のいておるわけじゃないわけでございます。したがって、これはある面において全部水平移動の場合には相続税は考へなくていいじゃないかという立法政策も私はあり得ると思ふんです。今度私は、よく非常にコンサーバティブな役所が、主税局が、よくよく考へたと思ふんです。そういうことを大蔵によく考へたと思ふんです。それでこの間、衆議院では野党の皆さんから大塚さん、サバティン意見聞きまして、それは少し行き過ぎじゃないかと、それに天井を設けるべきじゃないかということなんで、それは水平的な財産移動にこだわっておられる思想じゃないかと、主税局の方が革新的じゃないかというふうなお話を申し上げたのですが、しかし、それも三分の一だということ、まだこれ遠慮しておるところがあるんです。

そこで、いまあなたが言われておられる問題は、水平移動の場合を税としてとらえるかとらえないかという立法政策の問題でございます。私は、量の問題、多いとか少ないとかいう問題じゃないかと思ふんです。考案の方の問題だと思ふんでございまして、今度の税法の考案方は相当思い切った質的転換を遂げておると思ふんでございまして、それなりの私はひとつ評価をしていただきたいと思ふんでございまして、そこでございます。○大塚審判官 私も妻の座優遇ということについて人後に落ちない、そういうことについて理解を示す立場にございまして、示しておるつもりでございます。ただ、私が申し上げておるものは、そういう趣旨でやられたにしても、その青天井というのはどうだ。それからもう一つは、大蔵省は相続税法の改正をずばりとこう出したわけですが、民法第七百六十二条には夫婦別産主義というのが明記さ

れているんです。その問題と、この相続税法の改正の関連はどうなんだと。私は、民法の方の検討を、見直しをしないでこれだけやるのはおかしいじゃないか、どうしてもそういう疑問が残ります。民法で規定している夫婦別産主義の問題と、奥さんの遺産相続について青天井の非課税と、こういう問題についてはその関連はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(大平正芳君) 民法との関連、それから法制審議会なんかでも検討の様子もあるようでございます。その点は専門家にひとつお聞き取りをいただきます。私は余り詳しく存じませんので、専門家からお聞き取りをいただきますと思います。

○政府委員(且弘昌君) 先ほどお答えいたしましたように、わが国の相続につきましては、やはり私ども税制を預かる者としていたしましては、民法をもとにしなければならぬと思います。で、現在のわが国の民法は、夫婦別産制をとっております。ところでございます。で、あるいは御意見のような点につきましては、いろいろ世の中にも御議論がございまして、ヨーロッパの若干の国においてとられておりますような夫婦間の財産の共有制度というふうなものも考えるべきではないかというふうな御意見もございまして、しかしながら、それらの問題につきましては現在なお法制審議会で審議中でございまして、その結論を待ちまして、私どもとしては、相続の面につきましてはそれをどう考えるかという点を調整してまいりたい、かように考へておる次第でございます。現在のところは、まだ現行の日本の夫婦別産制に基づきました民法をもとにして相続税の制度を考へざるを得ないんではないか、かように考へております。

○大塚審君 そうだとすれば、よけいまいの問題は、妻のこの遺産相続の件だけ取り上げて改正を図るということの筋はやっぱり途中で筋が違ってくるかと率直に考へるわけです。

それから、大臣の方の質問を続けますが、今回の入場税の大変思い切った減税、このことについて、一挙に十五倍、三十倍という減税なものですから、やっぱり腑に落ちないところが残ります。財源不足、直間比率の是正という問題は、大臣もいままでも何度か答弁をいただいたわけでありまして、一体このような時期に、この間接税、消費税、こういうものを、だれがどこで運動をしてなったのか、これは税調の方の答申にもないわけですが、どっからか、業界から何かからでも強いその圧力があつたんですか。この入場税法改正のいきさつをひとつ大臣からもう一度お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 圧力団体といひますか、そういう方面からは私も全然接触はございませんでした。

○大塚審君 そうしますと、今度の税法改正によつて、映画で六十億減税になりますね。それから演劇関係で五十億減税になる。一体この六十億、五十億のお金というのはだれのふところへ入ると思ひますか。その税改正をやつた、この恩恵は一体だれが受けることになりませんか。

○国務大臣(大平正芳君) これは業者をもうけさすというわけではなくて、文化の向上といひますか、社会教育の振興と申しますか、そういうことで、料金を下げて文化的な教養を受ける機会を持ていただくか、よりチープに持つてもらわなければいけません。ですから、関係各省がそれぞれそういう御指導をいただいております。で、これです。これは映画、演劇の業者をこれで肥やすというふうな考へはございません。

○大塚審君 現実には、いまのような指導なり行政的な措置で、入場税の減額分が入場料の減額になつて大衆に還元される、こういう確信をお持ちですか。せっかくその税改正やつたことが、納税者である国民には何らの恩恵がなくて、興行者だけがもうけてしまふと、こういうことになつたら、税改正の趣旨といふことはこれは生かされないものじゃないかと、私はこう心配するわけです。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりでございます。この税法はまだ参議院で御審議いただいております。で、一部の団体では、すでに入場料を下げるということで、改正の機にはそうするといふようなことを決議しておるところも聞いておりますけれども、これから行き届いたPRをやりまして、この恩恵を利用者、大衆に還元するようにしてまいらねばならぬと考へます。

○大塚審君 この入場税の減税ですね。さっきもお話ししたように、その直間比率の問題で、大臣もしばしば、ともかくいまの直間の比率という問題は是正の必要がある、こういう考へを述べられておるわけですが、今度これで、まあ百十億にしても、ともかく入場税、間接税が減額になる。そうすると、いまでも直間の比率が、こういうふうになつて、間接税が高額だ、間接税が低いと、こういうことで、国民の皆さん、この日本の税制は諸外国と比べてこのように間接税が低いんです、こういう考へ、その果ては、一番私どもが心配をいたしております付加価値税の導入という一つの一つの布石ではないかと、少し勘ぐり過ぎますか。私は率直にそのういふ懸念を強くいたしておるものですから、この入場税の改正、減税と付加価値税の創設導入の問題について、はっきりした大蔵大臣の見解をこの際承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり、非常に勘ぐり過ぎられておられると思ひます。毛頭そういうことはわれわれ考へていないわけでございます。正直に申しまして、この付加価値税という問題は、ずいぶん前から、政府はこの税金を検討しておるんじゃないかといふようなことを、で、また一部はもうすでにやるつもりであるといふ中で、自由民主党なんぞいうのはずいぶんそのうわさで損しておると思ふんです。こういうことは非常に迷惑なんぞございまして、付加価値税を導入するなんていうことは、容易ならぬ大事業なんぞでございます。それで、かりにこれやるとしても、もう非常に広い国民的な支持が得られなければこれできる相談じゃないんです。ひそかに大蔵省が画策してできるような、そんな私は簡単な仕事じゃないと思ひますよ、これ。ですから、そういうことと全然関係ないわけでございます。で、この入場税の引き下げといふような問題は、それはそれとして素直にお受け取りいただきたいと思ひます。

付加価値税の問題につきましては、先般衆参両院におきまして、大蔵委員会中心に税制の議論をいたしておる場合に、直接税とか、間接税とか、まあ付加価値税の導入の意思があるかないかと、諸外国の状況はどうなつておるかといふような議論が行われておるということを、この間、総理大臣に、私どもの事務の方が参りましたときに、国会でこういうやりとりが現実にご覧いただけます。うことを御理解いただく意味で報告したわけですから。そうしたら、何かこちらが意図的な考へを持っております。総理大臣に説明したように一部の新聞に出ましたりして、これまた非常に迷惑をしたわけでございます。で、きたらもう付加価値税なんといふことはもうこんらんさういふ言われない方がいいんじゃないかと、ぼくはもういま考へておるんでございまして、またきよう先生から引き出され、出るわけなんです。どうしてこれ、まあ非常にこの問題についてはお答えが困るわけでございますが、いま大蔵省は付加価値税が簡単に導入できるなんていうことをそう手軽に考へておるわけじゃないかと、これは長期の展望に立ちまして税制をアカデミックに考へる場合には、いろいろな議論、検討に値する課題ではありまして、現実の政治の問題として、この政治の課題に、日程に上つてくるような私は問題であると毛頭考へていないわけでございます。

○大塚審君 そうすると付加価値税は実施をしないんだと、こういうことでございましてね。

○国務大臣(大平正芳君) それはまた困るんです。先々、もう何年も先のことは、私は予言者じゃないから予言はできません。けれども、こういうことは税制調査会で検討したり政府が勉強したり、国会で議論があつたりすること、それ

疑はこの程度とし、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後二時四十二分開会

○委員長(檢垣徳太郎君)　ただいまから大蔵委員

会を再開いたします。

相続税法の一部を改正する法律案及び不動産取得税法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。
○鈴木一弘君 先ほどの大塚委員の質疑の中にあ
りましたんですけれども、入場税法の改正案につ
いて、言えは、税制調査会の答申に全く触れてな
い。

いというところで指搦をされた。とらえて危
提案されたか不思議だと。それで、大臣に対して
何か団体から圧力があつたのではないかと
うな話があつたときに、それに対しての答弁は
私にはありませんという、まあこんな話があつた

で、私はどうも不思議でならないのは、税制調査会の答申にもないものがここで出たという大塚委員の御指摘、私もそれはそのとおりだと思いましたが、

す。やはりある特定の団体からの何かの目的であつて、急にこうなつたんじゃないかというふ
に思わざるを得ない。もしそうであるならば、ど
こなのか。またそういう要請があつたのかどうか
改めてもう一度今度は税当局の方へ伺いたいん

○政府委員(巨弘昌君) 税調の答申がないのに、場税法を改正したのは何か理由があるのではなからうかという御質問でございますが、午前中お答えし上げましたように、確かに税調の答申には入

税法の改正につきましての答申はございませ
ん。しかしながら、この問題につきましては、かね
から、入場税の対象になる入場者の側からも、

ういうような文化的あるいは社会的な価値のあるものに對して國が課税するのはいかかという御批判もあつたところでありまゝ。それからまた、關係の各省からも、この税負担を軽減してもらいたいという要望がありましたのは確かでございます。また關係の業界から書面で、いろいろ税制改正のときに際しましては各種の、これは入場税だけでございまして、各種の問題につきましても陳情がありますもの、これも確かでございます。

しかしながら、私もこれを総合勘案いたしまして今回の改正案をつくつたわけでございまして、願ひますと、昭和四十八年に入場税法の改正をお願いいたしましたときに、当院の附帯決議におきましても、「政府は、今後とも入場税を減免するよう配慮すべきである」という項が入つております。これらのことを想起いたしまして、私もいたしましては、この際入場税の軽減をした方がいゝんではないかという結論に達したのでございませう。

税制調査会の答申の中に盛られておりませんというところにつきまして若干御説明をいたしますと、ことしはいろいろな特別措置その他の改正がございました。土地の譲渡所得、あるいは医師の診療報酬の課税問題、あるいは所得税の減税、排気ガスの低公害車の税制の問題等、非常に問題が山積しておりまして、もちろん入場税につきましても一応御説明をし、その現状、過去の経緯等を御説明いたしましたけれども、最終的には答申に盛り込まれなかつたというものが正しいかと思ひますが、そういうことで結論的には答申の中には盛り込まなかつたという経緯がございます。

○鈴木一弘君 私指摘したいのは、今回の所得税減税を見ますと、いままでにないミニ減税であつたと。所得税減税、初年度で申告、源泉全部を入れて二千四百八十億円というところでありますから、まあ實際ミニ減税です。しかもこれが、酒の税率の引き上げがあります。そうして年間では二千五十億の減税だと。しかし、たばこが値上げ

になれば二千五百億の増徴、つまり差し引き四百五十億円ばかり増徴ということになるわけですね。こういうようなときに、本来ならば、入場税よりむしろ所得税の方に私は手をつけるべきであつたんじゃないかと思ふことだと思ふんです。それが一つは、財源難という理由でできてゐるだらうと思ふんです。で、この間の通過をいたしました四十八年度剰余金、まあこれは國債整理基金特別会計に入れる分を減らすというふうなことになるはずけれども、そういうふうにしてまで一般会計に回さなければならぬ、そういうときに、前からそういうふうな確かにありました、あつたことは確かですけれども、ウェートの置き方として——当委員会の決議もあるでしょう、私はわかつております。しかし、いまのウェイトからいつたら、やっぱり所得税の方に減税の重点を置くべきであつたらうという感じがしてならないわけなんです。

そういう点、どうしてそういう点が入場税の方に突如としてという言い方はおかしいんですけれどもね、なつたのか。もう一度改めてその点からの考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(旦弘昌君) ただいま御指摘のように、五十年度の税制改正に当たりましては、私も一番頭を悩ましたものは減税の財源の問題でございました。で、去年はかなり大きな減税をなし得たわけでございますけれども、本年は非常に財源事情も苦しいという事情にありました。その中にありまして、どういふような税をどういふふうに変更したらいいのかということが非常に頭を悩ました点でございます。

おっしゃいますように、入場税の減税はわずか百十億円でございすけれども、これでもさらに所得税の方に上積みをして減税したらいいではないかというの、一つの御意見であらうかと思ひます。しかし、私もいたしましては、こういうふうな社会教育上あるいは文化上に意味のあるものに對します課税につきましては、その後の最近の消費の実態等を見ますと、かなりその免税点を

引き上げていいんではないかという結論に達したわけでございます。そしてそれが一般大衆、このような催し物等を楽しまれる一般大衆の負担の軽減にもつながることであるならば、この際、乏しい財源ではありますけれども、またわずかの財源しか要しないものではありますけれども、そういうふうな入場税については大幅な減税をしてもいいのではないかと、この結論に達したわけでございます。入場税の大幅な減税と申しまして、減税額といたしましては余り大きなものではございませう。しかし、その意味はかなり大きなものがあろうというふうな考へて結論に達した次第でございます。

○鈴木一弘君 いま大衆が鑑賞する、その大衆の方々、一般庶民のためであると。あるいは入場税の今回の大幅な言つても大したことはない、まあ確かに百十億ぐらいですけれどもね、初年度で。しかし、それは興行者のためでなく鑑賞する人のためであり、芸術、美術の保存のため、サービス向上というまあこういうことからだつたと思ふんですけれども、これは先ほども大塚委員が指摘しました。その分が入場料の引き下げになるんでなければ大衆還元じゃないということですね。興行者のみの収入になつてしまふということですね。

それで、実績の方からお伺ひしたい。前回も、そんなに大きな減税じゃありませんでした、今回ほど大幅じゃありませんけれども、四十八年に入場税の改正があつたと思ふんですね、多分。そのときに一体どのぐらい入場料の方へはね返つて安くなったのかということですね。その実績を伺ひたい。前の実績からこれから先を見なければ、信用できないというところから先を見なければ、信用いわけです。その前のときには下げたことによる効果はどのぐらいだつたのか。一体どのぐらい入場料金が實際安くなつて、一般大衆の鑑賞者が潤つたのか、ひとつそれをお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(旦弘昌君) 四十八年の入場料の減税のときにおきます入場料金の値下げの実績でございますけれども、改正前の入場料金、税込みでございませうが、これが七百五十円から一千円までの間のものにつきましては、減税額が三十五円ないし四十三円程度でございました。これに對しまして、値下げ額は二十円値下げをいたしております。それから五百円から七百円までの階層のものにつきましては、減税額が二十円から三十円の間でございすけれども、これにつきましては、値下げ額は十円でございました。それから二百五十円から四百五十円のものにつきましては、減税額が十円から二十円でございましたが、値下げ額は五円でございました。

○鈴木一弘君 このときの四十八年の指導は、どういふふうな業者に對して指導なさつてこられたのか。金額というわけじゃないでしようけれども、減税額の約半分ぐらいないしそれ以下が大体値下げになつてゐるようですね、けれども、どういふ指導をしてきたのかちよつとお伺ひいたします。

○政府委員(旦弘昌君) 四十八年度の減税の際には、通産省を通じて、關係団体に減税額に應ずる入場料金の引き下げに努力してもらいたいというところをお願いしたのでございませう。

○鈴木一弘君 それに對して先ほどのような効果があつたと、こういうことですか。

○政府委員(旦弘昌君) さうでございます。○鈴木一弘君 今度は大体ほとんどが無税ということになつてくるのが多くなつてまいります。それについて大蔵省ではその効果の出し方、四十八年のとき以上の効果の出し方というのは何か考えられておりますか。

○政府委員(旦弘昌君) 四十八年度の改正の際には、通産省にお願ひしたわけでございませうが、今回はかなり大幅な、広範囲にその減税の効果が及ぶというところからいたしまして、私もこれはこの事態は真剣に、より真剣に考えなければならぬと考へまして、したがいました。今回關係各省に對しましてお願いいたしましたのは、まず厚生省、それから文部省、それから通産省に書面でお願ひをいたしております。厚生省からは全国興行環境

衛生同業組合連合会に對しまして、書面で引き下げの要望をしていただいております。これにつきましては、おおむねその結論が出まして、引き下げの方向で具体案を練っておられるやに聞いております。

それから文部省の關係では、文化庁の次長から日本芸能実演家団体協議会に對しまして、それから体育局長からは日本体育協会、日本相撲協会、日本野球機構に對しまして、それぞれ文書で同趣旨のお願いをしております。これらにつきましては、いま検討中でございますが、關係団体ではこの要望に對しまして、善処したいということ、現在引き下げの方向で検討しておるやに聞いております。

それから通産省は、通産省の産業政策局長から映画産業団体連合会それから全興連等に對しまして、同じく書面でお願いをいたしております。まだその回答はいたしておりませんけれども、おおむね業界では前向きに検討されておるやに聞いておる次第でございます。

○鈴木一弘君 それじゃ今度は若干期待ができるということになると思ふんですけれども、ちょっと観点を變えて、この入場税でお伺いしたいんですが、日本の場合は入場税が、現在は国税ということになっております。そうしていまさらここで言うのもおかしいんですが、先ほど大塚委員から、地方自治体の財政が困難なときなのもあるしということの前提もあつたと思ひますが、この際、むしろ入場税については、地方税への移管が必要だろうと、こういう質問があつた。それに対して大臣からは考へておりませんという、取りつく島もないような御返事があつたんですけれども、これは大蔵当局としてまづ考へておりませんか、その点は。

○政府委員(目弘昌君) 入場税の地方税移管につきましては、これはおっしゃいますように、かつては地方税であり、それが国税になり、そしてまた地方税になり、また国税になったという歴史があることは、午前中にお答えいたしましたとおりでございます。

います。二十九年に地方税から国税に移管されて、その際に、それまでの地方財源でありました關係から、これを譲与税法によりまして、人口割りで地方に譲与するという措置をとつたのは、その財源対策としてそういう措置をとつたわけでございます。また三十七年に入場譲与税を廃止いたしましたときには、その裏となりまして地方財源の手当てをした上で、これを廃止したのでござい

ます。したがって、三十七年には完全な国の税として入場税が確立されたということになるかと思ひます。自來、十数年にわたりまして、すでに国税として確立した税目でございます。したがって、現在のところ、私もといたしましては、わずか三十億の財源でございますけれども、これはやはり国税としてとらえるべきものではないかという考へております。その理由は幾つかございまして、まず考えられますことは、今度の改正によりまして、三十億のうち六億がギャンブル關係の入場税、これは地方的に非常に偏つた税金でございます。これが全体の二割を占めておるという状況、残りの八割の税収につきましては、これはやはり今度の減税によりまして入場税収入が上がりまして、かなり高い階層の入場料金を課している催し物から入ってくるということからいいますと、これは大都市に偏るのではないかと、いづれにいたしましても、残りした三十億の税収といふものは、かなり地方的に偏つたものになるのではないかと。そういうことからいいますと、これを地方税に譲与することは、かえつて地方の、わずかでございましてけれども、地方の財源の偏在という結果になるんではないか。したがって、むしろこの三十億の財源を国でいたして、それぞれ有効な道の一般財源として使うのが至当ではないか、かように考え

た次第でございます。

○鈴木一弘君 それは財源の偏り云々ということになりますと、地方で取っている事業税だつてやつぱり財源の偏りがないというわけにはいかないと思ひますよ、やつぱり。どれを持ってくるでも恐らく私はそういうことはあるだろうと思ふんです。いまの話でわかりましたけれども、諸外国の例を見ても、アメリカが約一〇%の州の入場税であるとか、州でやっています。それから西ドイツが市町村税としての娯楽税として二〇%、それからフランスが市町村税の興行税として八%という、こういう取り方をしているようです。そういう点から見ると、非常にほかの国では、実際にはじかもあると思ひますけれども、地方の税源としてい

るわけですよ。そういう点、外国の例やなんかから考へて検討なさつたことではないのですか。

○政府委員(目弘昌君) 入場税を地方税から国税に移管しました際に、現在入場税の課税対象になつておりますものを国税に回しまして、その他施設利用税につきましては、地方税にそのまゝ残したわけでございます。これは、その実態からい

たしまして、地方でそれぞれ把握されるのがいいんではないかという観点があつたのではないかと存じます。

それから、いま御指摘のような各国の税制を見てみますと、国税でやっておりますものもないわけではございません。たとえば、イタリアのようなどころでは、国税としてこれを取つておる。それからおっしゃいましたような、お挙げになりましたような例では、地方税として取つておられるということもございまして。しかし、他面イギリスのように、現在入場税ということではございませぬが、付加価値税として国税として入場税に相当するのを取つておるということ、その国々のそれぞれの歴史的な、あるいは社会的な背景のもとに、それぞれ決められておるものであろうかと思ひます。したがって、入場税は国税であつてはならない、地方税でなければならぬということは、必ずしもないのではないかと、いふうに考へます。

それからまた、今度の改正によりまして、かなり課税の対象が局限されてくるわけでございますけれども、その中には、たとえば免税興行、臨時興行というものがあるかと思ひます。たとえばプロレスなど地方に巡業するものではないか、固定した館で常時開催するものではないか、催し物が催されますときに、その地元の地方団体におきましては、あるときたまそういう興行が行われ、それは入場税を課さなければいかぬというところでございまして、そういう点では、すでに定着しております国税を所管しております税務署でこれを把握する方がかえつて効率的にもいいのではないかと、いふうにも考へられます。それらの事情を勘案いたしまして、やはり国税に残すべきではないか、かように考へております。

○鈴木一弘君 今度の税制改正でも、競馬、競輪の問題については、現行の改正一〇%ということになつておりますが、映画、演劇とか音楽といふものになれば、それ相應に芸術性であるとか、あるいは国民の文化的な向上とか、こういうことが言われても当然だといふうに思ひますが、いまの競輪、競馬、オートレースといふようなギャンブルの問題になると、公営だから許しているというところで、刑法では実際には許していない。公営だからというところで認められるという、そういうところ、国が率先してギャンブルをやつていて、この感じがあつて、非常に感心できないわけですね。これは、この問題じゃありませんけれども、前にも宝くじのときのいわゆる預金の問題で、こ

でそういう国民の射幸心をあおるものを政府みずからがやることはとんでもないことだと、この委員会でもかなり強い指摘があつたことは御承知のとおりです。

それで、これはこのところちょっと伺いたいんですが、まず、農林省の方に伺いたいんですが、昭和四十年あたりの競馬などに入つては、現在はその入場人員はどのぐらいでございますか。現在はそのぐらゐにふえてきていますか、何倍ぐらゐ

に。——来てませんか、じゃ後にしましょう、農林省のは。

じゃ自治省見えてますか。競輪、競馬の問題ですけれども、地方公営でやっている競輪、競馬、オートレース、それから競艇、この四つだと思えますが、それについての入場料のふえ方と、それから入場料の増加と売上高と、この三つについて言っていただけませんか。

○説明員(小林悦夫君) お答えいたします。

昭和四十四年度から申し上げますと売上料の伸びは、四十四年度が四十三年度に對しまして二七・三%、四十五年度が四十四年度に對しまして一八・一%、以下同じで申し上げますと、四十六年度が一四・九%、それから四十七年度が二二・八%、四十八年度が三〇・三%となっております。また入場料につきましては、四十四年度が四十三年度に對しまして一五・一%、それから四十五年度が一〇・九%、四十六年度が九・〇%、四十七年度が二・一%、四十八年度につきましては五・八%となっておりますが、なお入場人員につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、もし必要であればあとで調べたいと思っております。

○鈴木一弘君 これは前年度からの増加のパーセンテージで見まして、四十四年から四十八年まで売上高も伸びているし、入場料の売り上げが伸びているという事は、人員がそれだけふえたということだと思えます。一人で五倍の入場料を払って入るといふ人はないと思えますから、金額でいきますと幾らになるんですか、四十八年度は。

○説明員(小林悦夫君) 四十八年度で売上高が二兆五千三百三十五億二千七百円となっております。入場料は六十億三千八百万円となっております。

○鈴木一弘君 この競馬、競輪やオートレース、こういうものについての入場料の考え方、それはどういうことでできているんですか、これは。基本的に整理するための料金というのか、そこに働いている人たちに對しての維持管理といふか、そこまですらないと思えますが、何かどういふ考えで入場料は取られるんでしょうか、その性格は何になるんでしょうか。

○政府委員(目黒昌君) 私どもがその入場料金を決めておりますけれども、恐らくかなり低い金額でございまして、入場料の増加と売上高と、この三つについて言っていただけませんか。

○鈴木一弘君 自治省おわかりになりませんか、その点は。

○説明員(小林悦夫君) ただいまお答えのありましたように、金額の額からいいますと、確かに整理券的な性格があるかと思えます。

○鈴木一弘君 農林省にお伺いしたいんですが、競馬の国営の方ですね、地方公営を除いていわずに、競馬の国営の方で、それから入場料、こういうものになると思えますが、入場料と、それから売り上げと、それから入場料の伸びというのを、ちょっと言っていただけなんですが、ここ五、六年で結構ですけれど。

○政府委員(高須徹明君) ただいまお尋ねの中央競馬の開催状況を申し上げます。

中央競馬だけで昭和四十九年暦年でございまして、入場人員は一千四百六十三万人、対前年にいたしまして九%、それから売得金でございまして、七千七百六十四億円、対前年比一八%、このようになっています。

○鈴木一弘君 入場料はいかがですか。

○政府委員(高須徹明君) 中央競馬の入場者数は、先ほど申し上げましたが、千四百六十三万人、対前年比九・一%でございまして、入場料は十八・三億円、対前年九七・八%ということになっております。

○鈴木一弘君 よくわかりました。

か、整理的なものなのか、あるいは何か維持管理的なものとして考えておられるのか、入場料算定の基礎というのは何ですか。

○政府委員(高須徹明君) 入場料は法律で定まっておりますので、入場料を取らなければならないという事で、これが五十円とか、そういう、また百円とか決まっておりますけれども、まあ競馬場を管理運営してまいります場合の諸経費等を前提にして、そのように定められておるものと承知いたしております。

○鈴木一弘君 中央競馬というのは、入場料幾らですか。

○政府委員(高須徹明君) 中央競馬場の五大場が百円、たとえば中山、東京とか、中京、京都、阪神、これが百円でございます、その他は五十円という事になっております。

○鈴木一弘君 その入場料が十八億三千万円、この十八億三千万円で維持管理まで入るんですか、全部。というて賄い切れないんじゃないですか。

○政府委員(高須徹明君) というてこの金額では賄えませんが、売得金の二五%をちょうだいいたしておるわけでございします。

○鈴木一弘君 よくわかりました。

いづれにしても、先ほどは地方公営のを聞きましたけれども、料金も上がっていないという事だから、整理料金じゃないかという事ですね、そういう性格だという、私は維持管理とかなんとかにも向けるかともわからないけれども、ほとんどが、いろんな、いわゆる売り場へ殺到したり、騒擾も起きることもありますし、そこから整理に一番使われるんじゃないかという感じがして、いままでの入場料の性格のもの、いわゆる国民の文化の向上とか、あるいは芸術的意味とは全然違う整理料金というのがある、入場料の対象になつて入るわけですから、そういうことならば、むしろ入場料を取るよりも、競馬とかという事になれば、それを競馬及び富くじ税という、西ドイツでやっているような税金にするとか、あるいは一万円以

上のいわゆる馬券、車券等買うときには、必ず何%の税金をそこで取ってしまうとか、そういうことをするという方がいんじゃないかという事が考えられるんですけれども、その点、どういふふうに思われますか、これは自治省からまず最初に聞きたいと思ふんですが……。

○説明員(小林悦夫君) ギャンブルにつきましての課税につきましては、われわれとして、ここですぐ申し上げるわけにもいかないんでございまして、税制調査会等でも審議が進められてございしますので、そういうところでの検討の結果を待たしていただきたいと思います。

○鈴木一弘君 農林省いかがですか。

○政府委員(高須徹明君) 税金の問題は、農林省の所管でございせんので、ちょっとお答えできないわけでございますが。

○鈴木一弘君 だけれども、納めるのは納めなきゃならないんで、地方競馬会とか知りませんけれども、通して、中央競馬から納めなきゃならないとすれば、納める方法のいろいろなことがある、そのやり方としては、いわゆる入場料として取るものもあるし、かけ金にかけるといふ方法もありまして、そういうことがございするわけですから、そういう点をどう思うか、それは農林省所管じゃございせんからという言ひ方はちょっとおかしいと思ふんですが、御再答お願いいたします。

○政府委員(高須徹明君) まあ税金の場合にも、地方税の形になりますか、国税の形になりますか、いづれにいたしまして、どのような形の課税になりますか、全税制体系の中、あるいはそのような中において、それぞれ担当省において御配慮をいただくことにならうかと存するわけでございしますが……。

○鈴木一弘君 大蔵省どう思いますか。

○政府委員(目黒昌君) いわゆるギャンブル課税につきましては、非常に大きな問題でございまして、私ども、あるいは政府の税制調査会においても、過去におきまして慎重に検討を続けてきたところでございします。で、問題は、ギャンブル課税

をいたしますときに、何に課税をするのかという問題でございますが、まず第一に考えられますのは、売得金のうち、七五％につきましては、馬券などを買われた方に対する払戻金というわけになっておるわけでございます。で、この部分に課税をするのか、あるいは残りの二五％の分に課税するのか。この二五％の分につきましては、国に対する納付金も中央競馬会の場合にはございます。また地方の場合におきましては、その主催者である地方団体の歳入になる、あるいはその他の財源といたしまして、社会福祉等に使われる財源ともなっておるものがございます。まず第一に、その払戻金の七五％に相当する部分につきまして課税をするということ、あるいはこの七五と二五を加えました、そのプラスとして何がしかの課税をするということも考えられるわけでございますが、いずれにいたしまして、この払戻金分につきましては課税いたしますとしますならば、その馬券を買われる方の負担はふえるわけでございます。したがって、そうしますと、その払い戻しを受ける率というのは、総体といたしましては七五よりも減るという現象が起こってくるわけでございます。現在でも、この七五％の払戻金ではまだ足りない、残りの二五％分は、いわゆるのみ行為で馬券を買われておる方々にとりましては、払い戻し率が、実際に支払われる率といたしましては、正当な筋から馬券を買われた場合には七五、しかしその他ののみ行為によります場合には七五よりもふえるというふうになっておりまして、そのためにのみ行為が絶えないのは御承知のとおりでございます。したがって、こういう課税をいたしますと、現在でもかなりの程度行き渡っておりますのみ行為がふえるんではないか、それは健全な競馬等のあり方といたしましておかしいのではないかと、御批判があらうかと思っております。それから残りの二五％に課税いたします場合には、これは、それに対して食い込む場合には、それぞれ、現在のところ地方団体の財源、あるいは社会福祉の事業等に充てられており

ます取り分が、それだけ減るということになります。したがって、その辺で、関係者の利害の調整をどうするかという問題があるわけでございまして、いずれにしましても、ギャンブル課税そのものにつきましては、私も考え方によりましては、そういうものを考えるべきだというのは確かにございませうけれども、具体的な案ということになりますと、なかなか問題が大きいということと、さらに、まだ検討を続けていきたいと、かように考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君　それは審議官、いまの答弁ちょっと不満があります、というのは、私はかけ金の問題を言ったわけですね、それでいわゆる払戻金については、これは本来は所得として捕捉をされなければならぬわけですね。宝くじが当たったのとは違いますから。そうすると、税法上の特典はないわけですから、所得として計算をされ、収入金額の中に入れてこなきゃならないわけでしょう。これが実際に競輪、競馬やオートレースで当たったからといって、税の申告を正直にやる人はおりませんよ。それをいいかげんにしておくということは、言え脱税を奨励していることになるわけです。それを取り締まるのは、のみ行為をふやすからと云うのですが、のみ行為は取り締まりの対象であつて、税の方の扱いでもってのみ行為をなくそうとかふやそうとかいう問題ではないと私は思うのです。この点は議論がさかさかになっているのじゃないか、考え方が、というふうに思わざるを得ません。私はそういう意味では、本当はそういう競馬、競輪で収入がある、もちろん損するときもあると思いますけれども、その場でいいいわゆる払戻金の中から五%でも一〇%でもいいですから取るというのが、これが本当だろう。そのかわり申告は要らないとか。そうでなければ、特別に租税特別措置なり所得税法を改正して、それは収入とみなさないということをはっきりする以外に手はないと思うのです。いかがですか、その点は。

○政府委員（旦弘昌君）　払戻金の一部を国で取り

上げたかどうかという御示唆であらうかと思ひますけれども、その際には、先ほど私が申し上げましたと同じことがまた起こるわけでございまして、馬券を買いました方の支払いしました金額に対して、現在のところは七五%が返ってくるということになっておりますが、それが七四%か三%か知りませんが、そういうことで、そういう形で減るということになるのは確かでございます。

それで、税でその部分を取ったかどうかということはごもっともでございます。私もそういう意見をしばしば耳にするところでございますが、そういうことをしました際に、確かに税金としてはそれを取り得ると思ひます。しかし、その結果かえつてのみ行為が現在以上に蔓延するのではないかということで、そこが一つの壁になっておるということを先ほど申し上げたものでございします。

○鈴木一弘君　ですから、そういうことが心配だと言ひし、また捕捉したいということなら、むしろきちっと所得税法なり、特別措置でもつてギャンブルによる収入というものは税の対象所得金額とみなさないということをつけなきや、二つに一つしか私はないと思うのです。やるかやらないかしかないのですから。それをいまは右でもない左でもない、おかしなふうなかつこうになつてゐるわけです。やるならやるらしくやつていただきたい。いかがですかその点は。

○政府委員(旦弘昌君)　いろいろ御意見をいただきましたまして、私どももいたしましては、今後とも、この問題非常にむずかしい問題ではございますけれども、ひとつ何かの方法はないかというところで検討を続けてまいりたいと思つております。

○鈴木一弘君　これで時間がなくなつてきたようですけれども、特に公営の、地方公営のギャンブル収入の問題ですけれども、自治体の財源の不公平というのですか。そういう公営企業関係の五、うこと、昭和四十五年から売上金の一千分の五、〇・五%ですね、というものを、いわゆる公営企

業金融公庫に納付して、そうしてその納付金を公庫で運用して運用益を地方債の利息の、いわゆる何といいますが、軽減といふのですか、そういうものに充てている。ここに補給金公営競技納付金というのが出てるところ、中の公営企業金融公庫のリーフレットを見てもそれが出てまいります。私はそういう点で、この〇・五％は四十九年までが決められていますね。五十年から決められていないわけで、五十年以降は、いまのところはそのまま政令でということになっているけれども、はばからしになっているわけでしょう。五十年度に新たに、四十九年で切れるけれども、五十年度からは政令で定めるということになるのですけれども、これはどういうふうになってくるのか、この〇・五％なのか、それとも一％にふやしていくのか、その点をちょっとお伺いをしたいと思います。

○説明員(小林悦夫君)　ただいま先生からお話がありましたように、公営企業公庫の納付金という制度ができて、これによりまして財源の均てん化を図っていくことになりました、四十五年から四十九年度までは〇・五％、こういうことになっていまして、それ以降五十四年度までは政令で定めるべし、こういうことになっているわけでございます。実は本日、閣議決定を見たわけでございますが、過去におきましてそれぞれ関係団体、関係各省と折衝をしましてまいってきたわけでございますが、明年度につきましては、とりあえず従前どおり〇・五％、こういうことにいたすことにいたしました。これは今後の問題もお強くなつてまいると考えられますので、今後関係各団体とも十分折衝いたしまして、できるだけこの金額を上げるような努力を払つてまいりたいと考えております。

○鈴木一弘君　これは地方財政法では一％までですか、ということの限度があると思うのです。その中で〇・五でしよう。こういう財政事情が困難なときに、そのまま〇・五で閣議決定をされたと

いうのは、ちょっと私どもも納得ができないところがあるのですけれども、今後は、これはきょうの閣議決定というの何年間ですか、これから五十年だけか、それとも五十四年という法律の一回いまでなのか、その辺ですね。

○説明員(小林悦夫君) 本日、閣議決定いたしました分は、とりあえず五十年分だけでございまして、五十一年度以降につきましては努力を払ってまいり、こういうことでございします。

○鈴木一弘君 これで最後にいたしますが、少くもこういふ大事なきでもありますし、公営競技での納付金が、そういう地方公営企業の地方債の利子を減らすために、運用益を回すということであれば○・五なんというのじゃなくて、一%限度というのですから、その程度までできるようにこれは早くしていただきたい。政務次官にもその点お願いをしたいと思います。いかがでございしますか。

以上で終わりたいと思います。

○政府委員(梶木又三君) 自治省ともよく御相談を申し上げまして、鈴木先生のお考えの、またひとつ検討させていただきたい、かように考えます。

○近藤忠孝君 最初に贈与税の問題についてお伺いいたします。

相続税の税率に合わせて贈与税の税率についても所要の調整を図るといのが今回の改正案の趣旨のようでありまして、そこでお伺いしたいのは、贈与というものは財産隠しに悪用される可能性が多いのじゃないでしょうか。また贈与の実態を正しくとらえて適正な課税をする点では、いぶん問題があるように見られますけれども、その実態について一般的にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(且弘昌君) 贈与税は確かにその額あるいは免税点あるいは税率等のあり方によりましては、おっしゃいますように継続して贈与をいたしまして、財産を隠すというふうなおそれのある税金であることは確かでございます。したがって、今度の改正におきましては、課税控除額を

六十万円ということに引き上げましたけれども、従来の四十万円を決めましたときからの年数等を考えますと、かなりその点を配慮した引き上げにいたしました、とどめた次第でございます。厳格に申しますと、非常に厳しく申しますれば一切そういう控除、免税点を設けないで、すべて一円でも贈与されればこれに課税をするというのが一番、厳正に執行するということの意味からいたしますれば、それがいいのではないかと申しますけれども、現実の問題をいたしましては、税務執行上も、また納税者の側に立ちまして、いろいろな問題が生ずるといふところで、そこで現在でも四十万円という点が設けられておりますので、それを最近の物価の状況等を勘案いたしました六十万円に引き上げたということでございします。

○近藤忠孝君 適正な課税をする点で問題があるという、そういう点に着目して、最も悪用したのが田中前総理の金脈問題だと思ふんです。特に幽霊企業の増資に当たつての贈与、そしてその贈与税の免脱の事実、この点があつたのだと思ひます。私は、昨年十一月二十六日の大蔵委員会でも具体的に一覧表を示しまして、そして一人一人の増与の実態と、それにかかるべき税額も具体的に示しました。その計算によりまして、少なく見積もっても数千円から一億円の脱税、これは昭和四十七年以降の幽霊企業に対する増資に当たつての贈与、それだけでも数千円から一億円に及ぶ脱税があるんじゃないか、こういう具体的事実を指摘いたしましたけれども、これに対してその調査をしたでしょうか。その内容について御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(磯辺律男君) 確かに近藤先生、昨年の十一月二十六日の当委員会におきましてそういった問題の指摘がございましたことは承知いたしております。もちろん私たちは、今度のいわゆる田中金脈問題の調査に当たりまして、田中角榮氏個人のみならず、いろいろと指摘されております法人につきましても同時に調査をいたしましたわけでありまして、やはりそのときに問題として、私た

ちが着眼点の一つとして取り上げましたのは、この関係法人につきましてもたゞ重なる増資、その増資の払い込みの金が真実であるかどうか、それからもしそれが真実であるとしたら、それに対する払い込みの資金の出所はどこであるか、それがはっきりしなければ、当然真実の払い込み人を追及するなり、あるいはそれだけの資力を持つてないと思われる人が増資をした場合には、その資金の調達方法いかんによつては、そこに贈与税という問題が出てくるというところは当然であります。

これは先生が一覧表で御指摘になりましたが、私たちがもういったことについては関係会社の株主につきましても逐次当たつてまいりまして、そして本当に株主であるかどうかというのを調査したわけでありまして、その結果なる名義の株主である、実際に自分は払い込んでない、名義を貸しただけだ、軽い気持ちで名義を貸したといふような方が大部分でございまして、最終的にはその真正の株主というものを私たちは確定いたしました。その人たちのうちの資金の出所、払い込み、そういったことについての調査をして、今回の調査を完了したわけでありまして、三月十二日に田中角榮氏は修正申告をして、申告漏れになつておつた所得に対する所得税のほか過少申告加算税、それから延滞税を含めて、さらに地方税も含めまして、追徴金が三千四百万円に達する、こういう報道がされておりますが、そういったしまた、いま言った三千四百万円に達すると言われているの中には、私が指摘いたしました幽霊企業の増資の際の贈与にかかる脱税は含まれていないのかどうか、この点について御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(磯辺律男君) まず、最初にお断りしておきますが、新聞で報道されております各種の追徴税額の数字というのは、国税庁の方で発表した数字でもございせん、御承知のように各社それぞれ数字を出しております。したがって、いま近藤先生が御指摘になりました三千数百

万円という金額につきましても、私どもとしては最終的な正確であるかどうかということの保証はできないわけでありまして、これをまず最初にお断りしておきます。

それで田中角榮氏についての追徴税額、その中に贈与税関係が含まれているかという御質問でございますが、どういった内容によつてこの三千数百万円と称せられる税額が出てきたかということにつきましても御答弁はここで遠慮させていただきます。ただ、贈与税というのは、これはもつた人の方にかけるわけでありまして、先ほど申しました多くの株主、それをずっと調べましたところ、真正の株主でない人、その人については事実を調べましたら、これは単に軽い気持ちで名義を貸したにすぎないのだといふような答弁がなされておるわけでありまして、もしこれが、私は、それだけの資金をもらつて払い込んだのであるとか、あるいは第三者が払つて、その株主は、私は本当の株主であると、その株券は私の所有したものであるといふことになつてまいりますと、そのもつた人に対する贈与税という問題が起こるわけでありまして、しかし、今度の場合には、そういった事実というものはごく一部のを除いてはございせん。

○近藤忠孝君 ごく一部を除いてはなかつたと言ひますと、ごく一部はあつたといふことだと思ふのです。そうしますと、具体的にこの贈与をめぐつて脱税があつたのかどうか、具体的な名前はまだ別として、それだけでもお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(磯辺律男君) ございせんでした。

○近藤忠孝君 そうしますと、一部を除いてといふのはちょっと不正確ですね。

○政府委員(磯辺律男君) 訂正いたします。一部の人について贈与税を納めていたかどうかという人については、その申告はなかつたという意味で、それはきわめて広い意味においては脱税はそこにあつたといふことは言えるかと思ひます。訂正します。

○近藤忠孝君 結局あったことですが、もう少しすると、その人数と金額を明らかにしていただきたいと思うのです。

○政府委員(磯辺律男君) 一部の人のあったというところまで申し上げまして、人数、金額についてはここで答えするのはお許し願いたいと思います。

○近藤忠孝君 たとえば私が、具体的にこの一覧表の名前を指摘して、たとえばAという人にあつたかどうか、その金額は幾らかとなりますと、その人の関係で守秘義務の問題が出てくると思うのです。しかし私は、具体的に私が示した一覧表のごく一部に贈与があり、かつ税金を納めていなかったという事実があつたと、こういう答弁ですからね。そうなりますと、そのことがどうして守秘義務なんだろう、そのことを明らかにしても一向に差し支えないと思うのですが、どうでしょう。

○政府委員(磯辺律男君) いわゆる田中金脈問題ということに必ずしも関連してなくて、この一連の調査の段階で出てきたような人も中にございまして、そういう人についての課税の内容、そこまでここで御答弁申し上げるということになりますと、これはかなり広範囲な問題になるおそれがありますので、そういった意味で、ここで具体的な人のお名前、金額等をお答えするのはお許し願いたいということでございます。

○近藤忠孝君 私、田中前総理との関係で聞いておりますので、具体的な相手方の名前まで聞いていないのです。しかし、少なくとも田中角榮氏に対してこういう膨大な脱税の疑いがかけてあるのですから、一部あつたという、こういう答弁があるのですから、と、なりますと、その人数とその金額くらい明らかにせんと、何を調べたのか、そうしてまた、その国税庁の調査が果たして正しかったかどうか、私も調査資料持っておりますから、そのことを点検する余地はないわけですよ。また私は、あくまでも田中角榮氏に関してこの問題を追及しておるのであります、相

手方の人についてはとやかく申しません。ただ、少なくとも田中角榮氏がその脱税に重大なかかわりを持つておることは間違いないと思うのです。その限りでお聞きしておるので、ぜひ御答弁いただきたいと思うのです。

○政府委員(磯辺律男君) 田中角榮氏とは関係のない人でございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、私が示した室町産業、東京ニューハウス、関新観光開発、これ以外の会社でしょうか。

○政府委員(磯辺律男君) いまおっしゃいました会社以外の会社でございます。

○近藤忠孝君 そしてその具体的な出資を實際にしたのは、これは田中角榮氏だったんでしょうか。

○政府委員(磯辺律男君) 田中角榮氏ではございません。

○近藤忠孝君 じゃ、またもとへ戻りますけれども、私が前にお示したこの表、十一月二十六日の段階においてこれだけの出資があり、そして計算したならば、ほぼこれだけの贈与税になるだろうという一応の仮計算、このことに基本的な間違いがあつたかどうか、これについて御答弁いただきたいと思うんです。

○政府委員(磯辺律男君) それは、そのときの増資の払い込みに応じた人が全部名義株主であつたということと、それから一人一人贈与税についての控除というものがなされてなく、全部が名義人であり、そのときの払い込み資金全額が課税所得であるというふうな計算をしているというところに関連があると思います。

○近藤忠孝君 ですから、私も何人か、たとえば植木さんとか、何人かの人については実際に金を出しているようだというところでやっぱり除外をしております。それから、控除額がない、これは確かにそうですけれども、しかし、ほぼ近い数字になるんじゃないかと思ひますが、そういう点での大きな点で、こういう疑いがかけても仕方がないか、そういう疑いがあるか、そういう点から御答弁願いたいと思うんです。

○政府委員(磯辺律男君) 最初に申し上げましたとおり、私たちもそういう観点から調査をいたしました。

○近藤忠孝君 いや、私が聞いているのは、私の出した表について、私も責任をもって出したんですね。このことについて、いま言った限りにおいては誤りがあつたかどうかという、このことをお伺いしているんです。

○政府委員(磯辺律男君) 誤りがあつたかどうかといひますと、誤りがあつたとすれば、先ほど私が申し上げました点が誤りであつて、そしてそれがすべて名義株主であるというふうに認定されるのは誤りではないかと思ひます。

○近藤忠孝君 それじゃ、具体的に、ごく簡単な気持ちで名義株主になつた人についてお伺いしますけれども、これも前回明らかにしましたけれども、少なくとも基本通達によりまして、その株の名義人は、實際金出してない場合には一応贈与があつたものと見る、そしてその除外は、きわめて厳格に解釈されている、これも通達にはつきりしておられますけれども、となりますと、少なくともこの人々、名義株の人々については贈与があつたと推定しなければいかぬですね。それがどうして贈与税をかけたのか、この点についての御説明をいただきたいと思うんです。

○政府委員(磯辺律男君) ただいま近藤先生、基本通達のことを御指摘になりましたけれども、基本通達にも、こういう場合は贈与がなかったものとみなすという規定がずっと羅列してございまして、そういう意味で、その中の一つに、ごく軽微な、軽い気持ちで名義人になつたことを引き受けたといつたような人については、これはその事実がはっきりすれば贈与がなかったものとみなすという規定がございまして、私たちはそれを適用しているわけでありまして、

○近藤忠孝君 私は、この除外の、要するに贈与としない場合の通達はそんなに緩やかなものではないというぐあいに見るわけです。一つは、「これらの財産の名義人となつた者がその名義人となつ

ている事実を知らなかったこと」、「一応これに当てはまると思ふんです。しかし、その括弧の中に「その知らないことが名義人となつた者が外国旅行中であつたこと、またはその登記済証もしくは登記済証を保有していないこと等當時の状況等から確認できる場合に限る。」というところは、外国へ出たことが大変明白なものである場合以外は、知らずになつた場合には認めないという、これが通達の中身なんです。これに果たして当てはまるのかどうか、きわめて疑わしいと思うんですが、いかがでしょう。

○政府委員(磯辺律男君) 確かに、先生の御指摘になりましたのは、これは基本通達の一〇一七号でございまして、同時に基本通達の一〇一七号に、「過誤等により取得財産を他人名義とした場合等の取扱」というところがございます、ただいま御指摘になりました、「一〇一七または一〇一八に該当しない場合においても、他人名義により不動産、船舶、自動車または有価証券の取得、建築または建造の登記、登録または登録等をしたことが過誤に基づき、または軽率にされたものであり、かつ、それが取得者」云々と、その取得者の年齢とか社会的地位その他により認められる場合には、それはなかつたものとみなすということになっておりますので、われわれとしてはこの基本通達の一〇二一というのを適用したということでございます。

○近藤忠孝君 そうしますと、先ほど言つたように、名義人となつてゐる事実を知らなかつたことではないと、こう聞いてよろしいわけですか。

○政府委員(磯辺律男君) それは、そこまで詳しく知らなかつたとか、あるいは中には、それは知らなかつたと言ふ人がおられるかもしれませんが、しかし、私たちの方が調査したときには、ただ単にそれは名前を貸しただけであつて、そうしてしかも、それによつて贈与税がかかるというふうなことは全く自分では考えなかつたという人たちが、そういう人たちが大部分でありまして、そういう人たちが真正の株主の方に全部名寄せしたということでご

ざいます。

○近藤忠孝君 私どもの調査するところによりますと、この一覧表には関係も書いてあります。で、確かに相手方の人の場合は比較的軽い気持ちであつたかもしれないわけです。しかし、田中角榮氏の側は、自分の財産を隠すためにいろんな人の名義にして財産を分散した。そうしてまた、そのことが脱税につながっていくわけでありまして、これも、全体として見れば、決して軽微な問題ではない。また過誤によつた場合でもない。これはきつめて意図的なんです。こういう場合にきつめて緩やかに認めることが、一般の場合と比べて果たしてどうなんだろう。一般の場合には、贈与と認められた場合は、少なくとも形式上贈与の形を整えて、税務署から贈与であると、この指摘された場合は、もうちょっとやそつとの弁解をしましても絶対許してもらえない。大変な騒ぎなんです。ところが、この田中角榮氏の場合は、いとも簡単に、過誤もしくは軽い気持ちという、こういうことで認めてくれるんですね。その点で何か特別扱いしているのじゃないかろうか、こういう疑いが大変濃厚なんです、いかがですか。

○政府委員(磯辺律男君) 先生、一般の場合にはきつめて厳格にやっていると、いふふうな御指摘がございましたけれども、私たち第一線の取り扱ひといたしましては、たとえば御主人が奥さんの名前で家の登記をされたといつたような場合に、私たちの方でお尋ねを出して、そうして奥さんに来ていただきまして、どういったところからその建築資金を調達されたかといふふうにお聞きしますと、奥様の方としては、いや、それは主人のもので、すといふふうな答えがある。そうすると、その奥さんに、贈与税がかかりますよと言つたと、その贈与税がかかるというところは知らなかつたと、それじゃまたこれは間違つていましたからとどおりにはやはり主人の名前に変えますといつたような例、それは非常に多いわけでありまして。私たちは、そういう場合には、あえて奥様に対する贈与税の課税をするといふことはせずに、むしろ

る名義を真正の所有者の方に變えていただくといふふうなかつたところで御指導申し上げていくというのが、第一線の実情でありまして、この場合、田中角榮氏について、特に一般よりやわらかい取り扱いをしたといふふうなことはございません。

○近藤忠孝君 いま例に引かれたのは、本場に過誤ですね。本場に夫婦の間の、それこそ過誤だつたわけでありまして、決して田中前総理の場合にはそうでなかつたといふことを指摘したいと思ふんです。

それから、まあ時間の関係でその程度にいたしまして、もう一つの問題は、一般の夫婦の場合の贈与と比較して、この角榮氏の場合をちょっと比較してみたいと思ふんですが、夫婦の場合に贈与しますね。そうしますと、実際上一緒に共かせぎしてかせいだ財産であつても、名義が移ればこれはやっぱり贈与税がかかりますね。それと比べて、田中角榮氏のような一定の不正な意図をもつて幽霊企業を他人名義を使った、それが結果的に、實質的に角榮氏が恐ろしく出したものだと思うんですが、こういう場合に何の措置もない。名義を戻せば何も税金がかからない。夫婦の場合と比べて少し片手落ち過ぎやしないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(磯辺律男君) 夫婦間であつても真正、本場にそれが贈与だつた場合には、現在の相続税法のたてまえからでは贈与税がかかるというの、これはまあ仕方ないと思ひますけれども、今回田中角榮氏の関連企業と称せられる法人につきまして、その名義が真正の株主に戻つたといつたからといって、特にこの場合だけ緩やかにしたたのではないといふことは、これ先ほど御答弁したとおりであります。で、今回も私たちは一般の例に従つてこの問題を処理しただけでございまして、特別な取り扱いにはしてないつもりでございまして。

○近藤忠孝君 私はもう少し実態的なことを言つたんでしてね。夫婦の場合、一緒にかせいだから実質的には二人の財産であるにもかかわらず、名

義が移れば、その事実に着目して税金がかかるんじゃないか。そういうことからは比べきつて、今回のように不法な目的で幽霊企業に他人名義で増資した場合、何の措置もないというのは、比較してね。だから、私がいま言つていふのは、この場合少し甘かつたかどうかといふことと、比較して、比較して果たして公正なんだろうかといふ、そういう一つの判断を求めたいわけなんです。

○政府委員(磯辺律男君) 例のことを申しまして非常に恐縮でございしますが、夫婦が共かせぎで一つの財産をつくられたと、たとえば土地を買つたとか、あるいは家を買つたといふ場合には、これはまさにその資金の出所等から見まして夫婦の共有財産でありますから、ですから、それについての贈与税の問題は起きないんじゃないかと思ふんですが、たゞ、その場合に、その持ち分をどか一人の方に移してしまひましたら、その段階ではその持ち分相当の贈与があつたとみなされるということにならうかと思ひます。

○近藤忠孝君 共かせぎという例を出したのがちよつと誤解の答弁になつたと思ふんですが、共かせぎじゃなくていいんです。ともかくも妻も大きな貢献をして、たとえば内助の功でもいいんです。そして不動産が夫名義になりますね。しかし、その夫名義の不動産を妻の名義にすれば、当然贈与でしょう。当然税金がかかりますね。そのことと比較して、この田中角榮氏のこういう事例が全く名義をもとに戻してしまへばそのまま放置されているという、こんな事態について不正を感じるのであるから、そこでお伺ひしているんです。

○政府委員(磯辺律男君) 夫婦の共有財産の名義の変更の問題と、今回の田中さんの問題とは、若干性質が違ふんじゃないかと思つておりますが、私たちは、夫婦の共かせぎでやつていふ人、それだけの共有財産、その持ち分を移した、そのときに課税される云々の問題は、これはむしろ税制の問題であります。それからむしろ田中さんの場合

は、田中さんの場合と云うと非常に語弊がありますけれども、今回の調査に当たつて、いわゆるその関連企業と称せられる株式の移動の問題につきましては、むしろ先ほど申したような、一般の例に従つて錯誤とか、あるいは軽率な行為によつてたまたま株主になつた、それが贈与税がかかるというのを知つて、これは大変だといふわけでは、真正の株主の方に名前を返したといつたような場合には、これはもう田中さんのみならず一般の場合でも、これはその場合には贈与税の課税はしないといふのがわれわれの取り扱ひ方でございますので、むしろそちらの方の一般の例になつてこれを私たちは処理したいといふことを申し上げたいわけでありまして。

○近藤忠孝君 具体的な扱ひはそうなつたようですが、そこで伺ひたいのは、そうしますと、これは田中角榮氏にほとんど私が指摘した名義株の株主の名義は戻つたんでしょか。

○政府委員(磯辺律男君) 具体的に答弁いたしますのは、その点御遠慮させていただきますけれども、田中角榮氏だけではございません。

○近藤忠孝君 まあ田中角榮氏もあつたといふことですね。

そうしますと、これもなかなか名前を言わないと思ふんですが、田中角榮氏以外に何人ぐらい実際に出した人がおつたのか、そして、その中で田中角榮氏がどの程度の割合を占めておつたか、この程度は言つてもいいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(磯辺律男君) それは最終的に当該会社の株主がだれだれであるか、その人の資産がどういふふうになつていふかといふことにつながつてくるおそれがございますので、この席上で御答弁申し上げるのはお許し願ひしたいと思います。

○近藤忠孝君 ですから、たとえば具体的に田中氏以外の名前を私が示せと言つたり、またそれだけの人の出資額を具体的に求めた場合には、あるいはそういう問題起きるかもしれません。まあ私は決してそうじゃないと思ひますけれども、しか

し、私が言っているのは、田中角榮氏がその中でどの程度の割合を占めたのかという問題、またそのほかに何人ぐらいたったのかということですね。この程度のことかどうして明らかにできないのか。決してこれは守秘義務でも何でも無いと思ふんです。いかがですか。

○政府委員(磯辺健男君) やはりこれは具体的な名前を申し上げなくても、それぞれの方の個人の財産なり資金繰りとか、そういったことに関係してくることでございますので、答弁申し上げるのはお許し願いたいと思っております。

○近藤忠孝君 まあ時間の関係で、この点はまた別の機会に質問したいと思ひますけれども、しかし、決してこういった問題まで守秘義務にして言わないというのは大変遺憾だといふぐあいに考へます。

そこで次に、入場税の問題についてお伺ひいたします。

入場税については、その立法——これが昭和十三年に国税となつたとき以来のことかしばしば論じられておりますけれども、このときの大蔵大臣の答弁によりますと、戦時の財政というものは細かいところから気を配るからやれるので、そうしなければ戦費の調達に困難を来す、こういう答弁をしております。ということは、細かいものをとんどん集めて、いわば戦費調達、そういう目的があつたことがこの答弁からうかがえますが、この席には、いまの総理の三木武夫氏も出席しておつたことは記録で明らかなんです、私はこの考へは現在大きく崩れつつあるんじゃないやろうか、要するに戦費を調達するための財源としての入場税——大きく崩れつつあるんじゃないやろうかということを感ずるんですが、立法の当初の段階でこういったことが論じられておつたこととの関係でどう考へてでしょうか。

○政府委員(且弘昌君) 確かにいま御指摘のように、昭和十三年に入場税が国税として設けられましたときには、まさに戦時中でありましたから、一切の力を挙げて税収を確保するということがござ

いました。またその際には、映画、演劇等に入るといふことにつきましては、単に担税力ということだけでございまして、若干の差はありますが、そういうような考へ方もあつたことは確かであると思ひます。その時代に比べますと、現在はすっかり世の中が変わつておる。戦後三十年でございすか、平和な時代を暮らし、年々われわれの生活水準も上がつてきたという時代でございすので、全く社会経済情勢が変わつたといふことで、その意味では入場税に対する考へ方も変わらざるを得ないのではないかと、かように考へております。

○近藤忠孝君 そこで、今回大変いまでに比べて思い切つた免税点の引き上げがあつたわけで、その点は大変、その限りにおいて評価するもので、ところが、現状から見まして、大部分がこれによつて非課税になるという実態がありながら、しかし、まだまだ大変いい音楽とか芸術鑑賞する場合に、具体的にこれでもまだ免税にならない、そういう事例が幾つもあつたと思ひます。それは大蔵省お示しの資料でも明らかですけれども、そのほかに私も具体的に調べてみた例では、四十九年四月にモスクワ芸術劇場バレエ団参りましたけれども、その一般入場料は三段階に分かれていますが、五千円、それから四千三百円、一番低い場合でも三千五百円です。となりますと、こういうものが非課税にならぬというの問題があると思ひます。また四十九年七月にキエフのバレエ団が来ておりますが、それもやはりいま言ったのと全く同じ入場料金です。こういうものもやはり非課税にするように努力をすべきだと思ひます。その辺の実態調査は十分にやつたのかどうか。そしてまた、こういう具体的例についてどう考へるか御答ひいただきたいと思ひます。

○政府委員(且弘昌君) もちろん今回の改正案を作成するに際しましては、いま先生がおっしゃいましたような例に限らず、広く一般の映画、演劇の実態については十分調査したのでございす。ただ、いまお挙げになりましたような例で、私は

その中身について申し上げておるものではございせん、それをこらんなるような方がある限度、いま挙げられましたような金額をお払いになれるという方は、やはり担税力があるのではないのかというふうに考へまして、そのある限度以上の担税力に対しては、やはり入場税といふことも課税さしていただくのは、他のサービス課税のバランスから考へまして、これは世の中の承認を得られ

○近藤忠孝君 そうしますと、根拠は担税力といふことになるかと思ひますが、これも大蔵省お示しの参考資料によりますと、たとえば映画でも一般の料金はほぼこの千五百円以下に入りますね、おさまります。ただおさまらないのは、たとえば洋画ロードショーの指定席のAとか、あるいは特別席とか指定席、こういったものはみ出るわけですから、またこれは演劇、演芸でも指定席が入ります。しかし、担税力だけで考へられるのかどう

○政府委員(且弘昌君) いまお挙げになりました例でも、また現実に同じものを見ますのにもいろいろ階級があるわけございす。指定席の特別いいところございすれば、それに相応しい施設が提供されるということございまして、ほかの同じ指定席でもその一段下のところということもございす。したがしまして、ある程度以上払い得るといふ方につきましては、やはり担税力について相応の御負担をしていただくというのは何ら当を得ないものではないんではないかと、いうこと考へた次第でございす。

○近藤忠孝君 そうしますと、千五百円に入るべきところを、千七百円に入つたからどうも階層が違ふような、こういう印象を受けるんですが、この程度わずかなものを、実態から見まして、わずかなところでどうして線を引いたのうか。私は、基本的にはこれは全面的に撤廃すべきであるという考へでなければ、仮に線を設けるにしても、もう少し高いところやればそんなに変わらなかつた、ほとんど非課税にできるんじゃないやろうか、そしてたとえば満員であるためになかなか座れないとか、そんなようなためによけいに出費する者に、担税力があるからといって税金をかけるという、そんなこと余りにみみっちいんじゃないやろうかと、こう思ふんですけれども、いかがで

○政府委員(且弘昌君) 今回の改正によりまして、けさはとも御説明いたしましたように、入場税につきましては、入場人員の1%の方しから恐らく今後は課税にならない、映画の場合でございす。演劇の場合につきましては、2%程度の方しから入場税がかからないといふことで今回の免税点を設けたことございす。いまおっしゃいましたその境目の議論は、どこかで線を引きますと必ず起こってくる問題でございまして、これは線を引く以上どうしても避け得られない運命であらうかと思ひます。

そこで、それではその水準がそこでいいのかどうかという問題になりますので、そこが先ほど申しました1%、2%といふことで、ほとんど大多数の人はもうかからないのだと、百人のうち一人か二人なんだといふことであれば、世の中の御批判は受けないものではないかと、それは相応しい担税力のある方でありますから、課税をさしていただいてもいいのではないかと、私が私どもの考へでございす。

○近藤忠孝君 担税力だとおっしゃるんですが、担税力とおっしゃるには余りにもみみっちいんじゃないかといふことなんです。たとえば映画で言いますと、大蔵省の資料によつても最高が二千三百円ですね。そうするとわずか八百円ぐら

いのところをどうしてここまで免税点にできなかったのかということなんです。こういう映画、演劇、芸術に対してどっかやっぱりぜいたくなものだという考えが、昔の考えですね、昭和十三年

○近藤忠孝君　物差し話になりましたから、これは夜の大蔵大臣が来てからの質問にしたいと思ひます。

気かしてならないんです。もし担税力言うのでしたら、こんなところで担税力の問題じゃなくて、われわれしなれば問題にしている、面は違いますが、けれども、大企業の特権的減免税ですね。まさにあそここそ担税力があるのですから、そこから徴収すればもう一遍に片がついちやうわけですね。むしろ問題は、担税力があるから課税していかどうかという、そういう議論じゃなくて、今日ずっと戦後入場税撤廃あるいは免税点を上げよ

○野末陳平君　まず、入場税のことですけれども、先ほどから聞いておりまして、問題点はいろんな形で大体出たんじゃないかと思えますから、ちょっと復習のつもりで、重複になりますがまたお答えをいただきたいと思えますけれども、いままで税の改正というのは、どちらかと言うとちびちびと、思い切ったことなかなかやらなかったわけですが、入場税に限っては非常に気前よく減税しているという感じがします。

うという、こういう議論やそういう運動がずっと高まってきたのは、芸術や文化活動を奨励して、むしろ発展させようという、そうすべきだという、そういう運動があったからこそこまできたんじゃないかと思うんです。大部分は免税になるよ

そこで最初に、何でもことしこまでやらなければならなかったかという緊急性のようなことですけれども、無理にやることはないという気がするんです。文化国家は入場税取っちゃ恥ずかしいですか。

ます。そうなりますと、こういうわずかのところでこんなみみっちいことをやらなくても、日本が本当に文化国家としていくんであれば、もうちっと思ひ切つてさらに免税点を上げるなり、あるいは撤廃してもいいんじゃないかと、こう思うんですが、いかがですか。

○政府委員(旦弘昌君) 従来から入場税につきましては、いろいろ御批判のあったところであります。従来課していました入場税は、文化に対する理解が足りないのではないかという御批判は、国会でも、あるいは国会の外におきましてもわれわれが受けてきたところであります。一方、ことしの税制改正一般を考えます際に、私どもとしまし

○政府委員(日弘昌君) いま先生がおっしゃいました文化国家というような、まさにその見地から今回の改正はいたしたのでございます。ただその際にも、やはり免税点、ある程度以上の支出をなさる方につきましては、相応の負担をしていただいてもいいのではないかとということでございます。そこは物差しの違いと申しますか、先生の物差しの方が大きい、われわれの物差しの方が小さいということはありませんが、世の中一般からいたしますと、やはり三千円以上払って見られるという方につきましては、やはり一割ぐらいの負担をしても、それは相応ではないかという世の中の御了承を得られるのではないかと、かように考

て、一番頭を悩ましたものは、限られた減税財源の中で、何をどうしたらいいのかということ、一番頭を悩ましたわけでございます。したが、いまして、ことはその限られた財源の中で、これを有効に使う方法はいろいろありますけれども、その中の一つとして、入場税というものを取り上げたわけでございまして、これは税額全体といたしましては、なるほど百億こそこのわずかな財源でございます。これを大幅に軽減いたしましたも、百十億程度のも、いまの案ではそうなっておりますが、その程度の軽減で、しかも、一般の御支持を得られるような減税ができるんだということ、これを減税させていただいたわけでござ

○野末陳平君 その程度だと、ことしやんきやならなかったというほど積極的な理由には思えないですけれども、減税はもうろいいですけれど、

ども。もし撤廃するんなら、思い切って全部撤廃するんなら、ぼくはそれで筋が通ると思うんですかね。やはりそれはなかなか無理だということですから、あえてこれから聞きしようにかと思うんですけれども、入場税をどうしてもこれが負担だから下げてくれ、下げてくれたらありがたいというような要望は一般の観客の中から果たしてあったかどうか。業界からはあったと思う。それから業界と一緒にあった芸能人なり芸術家は言ったと思うんです。しかし、お客自体も相当な要望、陳

情、そこのいうようなものはあったんでしょうか。

○政府委員(且弘昌君) お客からそういう苦情がなかったのではないかとということでございますけれども、これは私どもが感じておりますのは、先生とあるいは意見を異にするかもしれないけれども、

ども、私どもといたしましては、やはり観客の中で、われわれが払っておる入場税はこの程度の、そう格別高いものでないにしても、五%なり一〇%なりの税金がかかっておる、それはおかしいではないかという御批判はこれは広くあったのではないかという感じがいたします。で、また、役所の側からいまして、各省からも入場税の整

減の要望がございました。たとえば文部省からもそういう要望がございました。業界ももちろんございましてけれども、私どももいたしましては、やはり国民各層にわたるそういう入場税の軽減に對する長年の御要望、また四十八年の入場税法改正の際に、当委員会におきまして、入場税の負担は軽減すべきであるという附帯決議をいただいております。これはわずか二年前のことでございますけれども、それをようやく二年後に何とか実現し得たのではないかと、かように考えております。

○野末陳平君　それでは具体的にお聞きしますけれども、減税が、さっきの、大蔵大臣は、入場税

を安くすることは文化の向上に役立って、そしてそういう文化的な催し物に安い料金で触れるチャンスがふえてくることになるんだと、そのために減税するんだということになりましたけれども、

その意味で、それだけの効果があったかどうかと、
具体的にお聞きしたいんで、前回のまず減税の
ときに、さっきもちよつとお答えがあったと思い
ますけれども、もう少し具体的にお聞きます。
前回の減税では、まず総額どの程度の減税額
でしたか。――じゃあちよつとそれを用意なさ
るまでの間に続けてやりますが、そこで具体的
には、まず総額と、それから具体的に入場料
金が幾ら安くなったと、その安くなったとい
う額は、減税額に見合うものそのま
まであったか、それとも減税

額の一部は事実入場料金の値下げで反映したか、その辺のことをちょっと具体的にお願いします。

○政府委員(巨旦昌君) 前回の減税額につきましては、ただいま資料を調べまして後刻お答え申し上げますが、前回の入場料金の引き下げにつきま

して申し上げますと、減税額が三十五円ないし四十円程度の場合には値下げ額が二十円でございました。それから二十円ないし三十円のところでは、十円の値下げがございました。それから、十円から二十円足らずのところの階層では五円の入場税の減税がございました。個々の例を見ましても、おおむねそのとおりの値下げになっておるわけで

ございます。したがって、減税額そのまままる値下げになったわけではございません。その意味ではわれわれも本意をいたしておりますけれども、しかし、業界といたしましては、いろいろの設備の改善等で観客の方にお返しする、そういうサービスの向上でお返しするというような努力がなされたものと思っております。

○野末陳平君　そうしますと、減税分の半分は確かに観客に料金引き下げで還元された、あとの約半分は業界にとりあえず入った、結果的にサービス向上のためにと、そういう名目については、私は思います。じゃ前回入場税が下がったときに、興行場がサービス向上のためにいろんなことを

やったということは余り実際はないわけですから、業界を半分潤し、半分お客に還元したということだと思ふですね。

そこで、そういう還元の仕方はこちらも不十分だということは大蔵省の方も御存じだとは思ふんですけれども、なおかつそういう実態がある程度わかっている、今度またさらに大幅に減税するということになりまして、何か顧客への還元がなければいけない、そのめどがついてなきやいけないうるんですが、今度入場料金は大体どの程度下がるというところの見通しを持っていただけるんですか。具体的に演劇、映画で——ちよつとロードショーでは値段が違いますからあれですけれども、主に、免税点三千円になりまして、そこでもってその枠の中に入る催し物について。

○政府委員(旦弘昌君) ます、先ほど御質問のございました四十八年度の減税額でございますが、初年度の見込み額といたしまして六十三億円の減税ということでございます。

それから第二点の、今回の改正後入場料金がどのくらい下がる見込みであるかという御質問でございますが、これは現在のところ私も関係各省を通じては業界の方々に減税額に見合ふ分を引き下げてほしいというのを要望申し上げている最中でございまして、まだ正確にどれだけということはお答えをいたしておらない現状でございます。しかしながら、私もどなたもいたしましては、今回の減税がかなり、減税規模としましてはかなりのものでございまして、ぜひとも大幅な値下げをしていただきたいと心の中では思っております。ただ正確な数字ではまだお答えする段階になっておりません。

○野末陳平君 それでは前回に戻りますと、事実総額で六十三億とすれば、これは大ざっぱな計算をすれば、まあ半分は還元された、しかし、その入場料金の値下げがじやどのくらいまで続いたかと言ふと、ぼくの記憶ではもうすぐまた

値上がりして、もとよりも値上がりしたから、この減税の恩恵というものは、顧客を潤したのには非常にもうほんの形ばかりじやなかったかと、そういうふうには思っているんですが、その辺の事情はどうなっているんですか。

○政府委員(旦弘昌君) 最近におきます人件費等の値上がりはかなり大きなものがございますので、興行界におきましてはやはりその例外ではございせん。そういう意味で、入場料金は必ず横ばいでなければならぬというのを要求するの、あるいは酷な点があるかと思ひます。で、入場料金は主に正月興行の際に値上げになるといふのが大勢ではないかと存じますけれども、それ以外の場合におきまして、たとえば春には人件費が一般に上がるというふうな場合には、興行場であるからそれは待てというものは必ずしも言い切れないのではないかと、そういうような事情もございまして、その他の物件費につきましても、これは残念ながら上昇をせざるを得ない。そういうことを考えますと、いつまでもこれを値下げしたらそのままでいなきやいかぬというのを私も要求する立場にないわけなんです。ただ、入場料金を軽減した際には、何とかそのところはそれだけの還元をしてほしいということをお願いをしておるわけでございまして。

○野末陳平君 それでは、何か月目に上がったんですか。一たん入場料金が下がったけれども、またすぐいまたお話だと上がったわけでしょう。大体いつごろ幾ら上がったんですか。

○政府委員(旦弘昌君) 前回四十八年度の減税の際には、四月に値下げをいたしております。そしてその後、これは館によって多少まちまちがございしますが、大体夏から秋にかけては値上げになっております。このころはちょうどお盆興行のころであらうかと思ひます。先ほど申し上げました正月興行と、もう一つの時期であるお盆興行の前後に上がってきたというのが実績でございまして。

○野末陳平君 そういうわけで、興行界というのは何か口実をつけちゃ値上げして、現実に減税してもそのタイミングが悪いと、余りそれがお客に還元されるような入場料金の値下げという形ではなかなか反映しない部分が多いと思ふんです。実際、だから、前回の場合は大体三カ月平均でいまだよりも何百円か上がっているはずですよ、どこも。ですから、十円なり二十円なり減税分を下げたというのは一時期だったと、それでもそれなりの効果があつたと言へばそれまでです。それから値上げをやめさせることももちろんできないと思ふんですが、しかしそれならば、いまのようにもう当然入場料を下げたところで、入場料金をそのものを上げたて待っているわけですか、いま興行界は。それは当然インフレで、何と

いうんですか、やむを得ない理由があるわけですか。大蔵省がいろいろ要望をして、こんなに大幅な減税額だからお客に還元できるように入場料金を下げるようにと、各省を通じて要望をしたところで、果たして効果があるのかどうかという心配が当然あるわけなんです。で、どういう要望を一体出されるのか。前回、たとえばどういふ文書なりどの程度の要望を出されたのか、そして今回はどういふものを出されているのか、その辺もちょっとお聞きをしたいと思います。

○政府委員(旦弘昌君) 前回私もお願いいたしましたのは通産省のみでございました。今回は、それに対して厚生省、文部省、通産省にそれぞれお願いをいたしております。それで、それらの各省が関係の業界に対して文書で要請をいたしました中身につきましては、要旨といたしましては、今回の免税点引き上げ等の減税措置が具体化した際には、国民が健全な余暇サービスをより安価に享受し得るように入場料金の決定、消費に還元するようにひとつ努力していただきたいということをお願いいたしておるのでござい

ます。

○野末陳平君 まあどうもなんとなく心配になってきましたけれども、恐らくそのように努力して

くれるかどうかかわからないと思ふんですよ、ぼくらは実情わりと知っていますから。そうなりますと、結果が出ないでここで議論はできないとは思ひますけれども、いまは非常にタイミング的にむしろ興行界、業界を喜ばすことに結果的になる非常に悪い時期だと、むしろね。で、結局この減税が入場料金の値下げというところに直結しない。かつて——大衆を喜ばしたんだと、文化向上にといういろいろ名目を並べてみても、実質的にそういう効果の上がらない悪い時期じゃないかと、こうぼく思ふわけですよ。恐らく、予測ですけれども、新聞などに騒がれたり、あるいはそちらのPRによつて、何ですか、入場料金を値下げすべきだという声が強くなれば、下げるよりも、いやそうは言ふけれども、これによつてあなたたちへのサービスがでるんで、むしろ値上げをしてもらいた

いという、値上げの方にどうしてもいくこれが逆にチャンスになるのじゃないかと、そう思っているんで、絶対的にここで数カ月、前が三カ月くらいだとして、今度も少なくとも最低三カ月は現行入場料金を値下げしてくれというものと強い要望がなければ、この減税は大衆に全然還元されない、こう思ふんです。その辺やるべきだと思ひますけれども、どんなものでしょうか。

○政府委員(旦弘昌君) 私どももいたしましては、なるべく長い間入場料金が今回の減税の効果といたしまして下がって、そして入場者が受益されるということが一番望ましいと思つております。ただ、先生のおっしゃいますように、いまは減税するのいい時期ではないんじゃないかというお説や承つたんでございまして、私は、こういうような物価が上がる——いまはだんだん鎮静しつつありますけれども、そういう際にはこそ、入場者の皆さん方が受益し得る——いま三カ月とおっしゃいました、過去の例から見まして数カ月程度であれば余り意味がないというふうな御趣旨でございまして、とにかく入場者に還元され得る可能性のある問題でございまして、

というものをゆがめたものにならないかどうか。その点はどうお考えですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) たえば地価、物価が非常に上昇をいたしました場合には、その当時考えておりました課税の限度というものが非常に低くなるわけでございます。あるいは当時考えておりました累進度というものが非常にきつくなるわけでございます。それをそのままは認しろという御意見ももちろん成り立ち得るわけでございしますけれども、いわばそういうことを意図してつくりました課税最低限、あるいは税率の累進度というものを考えませんで、その当時のままの累進度なり課税最低限というのをできるだけ再現する

のか今回のねらひでございます。しかし、

んその場合におきましても、たとえば税率の緩和

におきましては課税最低限の上げ幅に比べてそれ

を少なくしておく、あるいは財産階層の上の方に

つきましてはその幅をさらに小さくするとかた

たとえば最高税率の七〇%というものに七五%とい

うものを新設するとかいうような配慮は加えてお

るのでございます。

○矢追秀彦君　で、昭和四十七年度で遺産額が三

億円以上を超えた件数はどれくらいですか。

○政府委員（中橋敬次郎君） 今日のおが国の相続

税制は、相続人の取得課税でございすけれども

被相続人の数で申しまして、その遺産が三億円超

のものは、四十八年度におきまして一・六%でこ

ございます。

○矢追秀彦君 件数、まあ人数といいますが、件

数では……。

○政府委員(中橋敬次郎君) 被相續人の数は四百

六十五人でございます。

○矢追秀彦君　わりあいこの数が少ないけれどす

よね。で、今回この改正になった場合、五億円超

の件数は大体どれぐらいになりそうですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 五億円という階層は

とっておりません。また改正後におきますとこみ

の階層別の数字も実は予測をいたしております。

$$h_0$$

三
五

いうことになると思うわけです。

時間がありませんが、相統税の課税対象になる被相続人がかなりふえてきているわけですね。これは、先ほども言われましたが、地価や物価の上昇が大きな影響になっておるわけでありまして、これに応じて課税最低限を引き上げる、いわゆるインデクセーションということが最近いふところでは言われておるわけですが、これについてどういふふうにお考えになっておりますか。こういったことは将来検討課題として日本のごういつた税制にも導入されるような構えはあるんですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 冒頭に御質問のごさ

いまして、相統税は、財産を相続というときに再分配をしようというものでございます。一体どの程度の財産からそういうことをやたらにいかというものが実は課税最低限となるわけでございますし、またその結果一体どの程度の人がそういう課税を受けるかという問題になるわけでございます。たとえは被相続人で申しまして昭和四十一年におきまして約七十万人ぐらゐ死んでおる中で一・四％の人が被相続人として課税を受けておったわけでございます。それがだんだんふえてまいりまして、四十八年におきましては四・二％になっております。改正をしまして五十年には恐らく四・九％ぐらゐになるのではないかと、あるいは一人当たりの国民所得の増加割合とか、あるいは一人当たりの国民所得の上昇とかいふものをしんじやくいたしまして、配偶者とその他の相続人四人で考えまして、四十一年当時の一千万円の四倍というものに引き上げていただければ約二・八％ぐらゐの被相続人が相統税の課税を受けることになるであらうというふうに思うわけでございます。もちろん富がだんだん国民全体としてふえてまいりますれば、いつまでもこのレベルに固着する必要もないと思ひますけれども、やはりこれが漸次高まるのが望ましいのじやないかと思つております。それでそういう場合に、たとえはこの十年間におきまして地価の上昇等から

今回課税最低限を四倍にしていたこととしておるわけでございますが、そういうものを一体たえは自動的に漸次上がっていくというふうな方向として、いまお示しのインデクセーション方式というのでも考えられるわけでございます。しかし今日、私もいろいろな政策をやっておりますのは、いわばそういう事態が起こらないように、なるべく物価がそんなに上昇しないようにということに一生懸命なっておりますわけでございますから、まだそういうインデクセーション方式というのを導入することは適当でないという判断でございます。むしろその必要がございますつど国会の御審議を仰ぎまして適当な課税最低限を見出してまいりたい、こういうふうにお考えしております。

○矢追秀彦君 今回の税制改正では総額幾らの減税になりますか。それに対して反面たばこ等の値上げによりまして、国民から持っていく、いわゆる増税といわれるもの、このバランスはとれていないと思うのですがどうですか。

○政府委員(中橋敬次郎君) 今回いろいろな税制改正をお願いしておるわけでございますけれども、昭和五十年年度の税制改正といたしますと……

○矢追秀彦君 総合計で結構です。

○政府委員(中橋敬次郎君) 減税額といたしますれば三千二百七十億円でございます。それに対して、たとえば利子・配当課税の適正化で百億円、酒税の税率の引き上げで千七十億円というのを増加したそうということにいたしております。

○矢追秀彦君 たばこは……

○政府委員(中橋敬次郎君) たばこの定価改定におきましては五十年年度に二千五百億円を予定いたしております。

○矢追秀彦君 そうしますと、いまの合計だけいたしまして約三千六百億になるわけですから、マイナスということになるわけですね。結局、国民から見ますと、増税という結果になるんですが、大蔵大臣、これはどう——これでよろしいですか、単純計算ですけれども。

○政府委員(中橋敬次郎君) 先ほど申し上げまし

たのは、今回お願いをしておる税制改正によりましてところの減税額と、それから増税によりましてところの増収額及び専売益金の増加でございますが、そのほかに、実は昨年度の税制改正におきまして、所得税の大幅な税制改正によりまして平年度化で約四千五百億円というのが減収額に立つわけでございます。

○矢追秀彦君 時間が参りましたので、ちょっとこの問題また改めて詰めていただきますけれども。

最後に入場税で一言お伺いしますが、入場税というのは、本来戦費調達という見地からつくられたわけですが、そういった意味からもやめるべきであると思ひます。それから、やはり文化的なものについてはこの入場税は非課税とすべきだと考へます。それから、財源的な依存度も非常に低いわけですから、この文化的な面については非課税としても別に問題はないと思うわけですね。それから、補助金なんかを出しておるものについては、別に営利を目的としない場合は、これは非課税にしてよいのではないかと、こう考へるわけですね。そういった上から、入場税の撤廃ということについてこれから今後の問題として大臣はどう考へられますか。それをお伺いして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) いま仰せになりましたように、入場税——当初は支那事変特別税の一環として昭和十二年にできた税金でございます。当時、私、税務署長として初めてこの税金の勉強をいたしましたわけでございます。したがって、仰せのとおり戦費の調達でございましたわけですから、この問題、この税金は、文化政策の面からいってもやめたらどうかという御提案でございますが、きょう大蔵委員にお答え申し上げたわけでございますけれども、もちろん税制を吟味する上から申しまして、そういう角度からわれわれも考慮しなけりやならぬことは当然でございますけれども、同時に、担税力のあるところから税金をちょうだいするということは私どもの任務でございますので、両方——歳入確保という見地と、そして

い、言った文化政策上の配慮というものの調和を図りながら深く考へていくべき性質のものであらうと存するわけでございます。

○矢追秀彦君 補助金もらっているところに対する……

○政府委員(中橋敬次郎君) たとえば国から助成措置を講じておりますものについては、現行の入場税法におきましてもかなり配慮をいたしておるわけでございます。で、それはそのまま今回の改正においても存続をいたすわけでございますし、もっと細かいもので、あるいはその他の補助金等で助成を受けておるものもございまして、その大部分というのは、今回の改正で免税点以下になるのではないかと、いふふうに思ひます。まあ原則として、果たしてそういう補助金を受けるものを全部免税にするのがよろしいのか、あるいは今回のように一定金額におきまして免税点というのを決定して、いわばその催し物に入る人の担税力という観点からそういう配慮をするというのがよろしいのかというところになるわけでございますが、大体いまお示しの線は、ほとんど今回の改正では解決せられるものではないかというふうにお考へております。

○近藤忠孝君 大臣に、入場税の問題まずお伺いしますが、自民党政府の歴代大蔵大臣として、入場税についての基本的なお考へは、いまお持ちでしようか。

○国務大臣(大平正芳君) 特に意見の交換をいたしたことはございせんけれども、特に変わった考へがあるとも私は聞いておりません。

○近藤忠孝君 そこで、具体的にお伺いいたしますけれども、昭和三十七年三月七日の衆議院大蔵委員会において当時の水田大蔵大臣がこう述べています。「国民生活の水準を上げる」ということは、結局国民に文化生活を享受させるということとも通ずる問題でございますので、この入場税というようなものもやはり国民生活の推移と申しますか、実情によってだんだんに考へ方を変えるべきもので、私はこの種の演劇その他の入場税という

ものは、實際は税としては悪税で、これは將來撤廃すべきものだといふに考えています。

しかしこれにはいささかの問題がございます。國民所得が少ない時代には、國にしろ地方団体にしろどうしても、税源を必要としたためにこういうものにもとから課税してあった。こういう趣旨を述べておりますが、この考えは大平さんも同じでしょうか。

○國務大臣(大平正芳君) 税制は、大蔵大臣の了見で決めるわけでは決してございせん。近藤委員も御承知のように、政府には税制調査会というものが設けられて、各方面の意見を十分徴した上で、十分の論議を通じて税制改正案を練っております。し、われわれは当然のこととして与党側との意見調整を遂げるわけでございます。したがって、水田さんにいたしましても、私にいたしましても、自分の考え方としてございまして、ああもやりたいと念願をすることがございまして、も、そのとおりなかなか実現するものでは必ずしもないといふことをあらかじめお断りしておきたいと思ひます。しかし、そのいま水田さんのお考えの中で述べられておりますように、文化生活を享受する機会を、できるだけ支障のないように保障してまいるといふ政府の任務から申しまして、このごういふ税金がむしろない方がいんじやないかといふお考え、私も理解できないわけじゃございせん。また大方の方の理解を得まして漸次免税点は引き上がつてまいりましたし、今回のように相当大幅な、もうほとんど全廃に近いだけの引き上げを見ておりますことも御案内のとおりでございます。水田さんの志向する方向には相当大まかに歩いておるのではないかとと思われるのでありまして、そういう努力は了解していただきたいと思います。

を持っておるというふうなことで、当時は課税が合理化されたと思ひますが、こうなつてみますとこれは問題であつて、大衆娯樂としてあたりまえじゃないか、こういつた趣旨のことを述べておられるわけですね。となつてみますと、ここで水田さんが指摘するのとおり、國民所得が少ない時代には何とか税源が必要だった、特に戦争中は、私も先ほど指摘しましたけれども、賀屋大蔵大臣が昭和十三年に、ともかく集めるところは集めておかなきゃ戦費は調達できないのだ、こういつた趣旨の発言があつたわけでありまして、もうすでにこの入場税という、いわば水田さん自身が指摘している悪税に財源を求める必要がもはやない時代じゃないか、こう考えますけれどもいかがでしょうか。

○國務大臣(大平正芳君) そういふ考え方も私は成り立つと思ひますが、同時に社会的な公正の立場から申しまして相当の担税力が映画、演劇等の鑑賞を通じてあらわれるという場合に、それをキャッチしまして歳入を一部負担していただくといふこともあながち排除すべきではないと思ひます。問題はしかしながら、それに固執するのではなくて、文化生活の向上といふことについて配慮しながら前進いたしておるわけでございますので、その点につきましては、それなりの評価をお願いしたいと思ひます。

○近藤忠孝君 先ほどから担税力の問題が盛んに出てくるんですが、これも先ほど指摘しました。たとへば映画については、今回千五百円というところまでいったわけでは、ほとんどが課税されない、課税される部分はもうごくわずかでして、しかも、その最高額との差も、指定席とか特別席であります。映画の場合ですと、その差はわずか八百円です。最高を見ても、映画が二千三百円、それから演劇など見ても、これも本当に千三百円程度の差しか上限との差がないわけですね。となつて、担税力と申しましても、本當にみみちちいところでの担税力言つてんじゃないか。むしろ、先ほどは政府委員でありましたので、政

治的判断は私は求めるのを差し控えたんですが、ここでむしろ大蔵大臣ひとつ政治的判断として、そんなみみちちいところでの担税力に期待するよりも、もっと大きく考えて、日本の文化を發展かつ奨励するといふ、そういう点から、むしろこれは非課税にするんだという立場を大きく踏み出した方がこれは政策的に見ましても得策じゃないか。そういう時期に來てゐるんじゃないか。そのことを、大臣としての御判断をここで求めてゐるわけでありまして。

○國務大臣(大平正芳君) これまでの政治が、たとえば経済政策でありまして、外交政策であるとか、安全保障政策であるとかいうようなものに偏向しておつて、文化政策というものを比較的輕視してきたといふことに対して、私は反省しなければならぬんじゃないかと思ひます。言いかえれば、これからの政治は、経済政策や、あるいは安全保障政策と匹敵するぐらいの熱意を持って、文化政策といふものを持たないといふかぬのじゃないかといふ感じが私にいたしております。そういう立場から、いま近藤委員が言われたように、大胆に文化政策を打ち出すべきじゃないか、そういう立場で、ここまでできた入場税をもう一度吟味し直すといふことは、政治の立場から私は考えてみる値打ちがあるんじゃないかといふことを感じます。けれども、ことしはまあともかくちゃんとここまで詰めてまいりまして、予算に組み、税法として立案いたしまして御審議をいただいておりますわけでございます。今後、今後の課題として勉強させていただきたいと思ひます。

○近藤忠孝君 そういたしますと、水田さんもすでに昭和三十三年の段階で、同じ答弁の中で「私は演劇その他の入場税というものは將來なくしていくといふ方向へいくべきものだと思つております。」もうすでに三十三年の段階で言つております。いまの大平大臣の積極的なといふその発言は、やはりことしはできなかったけれども、今後これと同じような方向、要するに撤廃の方向で考えていく、そういう趣旨に何つてよろしいでしょうか。

か。

○國務大臣(大平正芳君) 直ちにその撤廃は文化政策になるかならぬかといふ問題もありません。それからサービスキ課税全体についての考え方も政府として持たなければいけませんので、つまり、文化政策の立場から、こういう問題はもう一度やっぱりあるべき姿に見直してみたいという値打ちはあると、そのように御理解を賜りたいと思ひます。それでその結果としてよく吟味した上で入場税といふものは、こうすべきであるといふような意味で結論を編み出すべきじゃないかと思ひます。

○近藤忠孝君 水田さんよりも大分時がたつておりますけれども、慎重な発言ですので、今後かなり思い切つた方向で進んでいただきたいといふぐあいにも思ひます。

○委員長(松田徳太郎君) 速記をとめてください。

〔午後七時十分速記中止〕

〔午後七時四十分速記開始〕

○委員長(松田徳太郎君) 速記を起こして。

○近藤忠孝君 じゃあ大臣が疲れかと思ひますけれども、もうしばらく。先ほど大臣がおられないときに、贈与税の問題についてお伺いしました。贈与税というのは、免れやすいものであるといふ、そういう指摘と、それに沿う答弁もございまして、特に問題なのは、田中前総理の金脈問題であります。そこで、これは昨年の十一月二十六日に大臣もおいでのこと、私の方で田中総理関係の幽霊会社の株の増資のときに、名義株が大変あつた、そこに脱税の疑いがあるのじゃないか、こういう指摘をいたしました。先ほど国税庁の答弁では、その幾つか、数と金額は申しませんでしたけれども、名義株があつた、それをもとへ戻さした。したがつて、この関連では贈与税としてはなかった、その脱税はなかったといふ、こういう指摘であります。そのほかにあつたらしいのですが、ともかくも一たん名義株にし、かつ財産を隠す、しかし、それが国会の指摘によつ

お聞きして私の質問を終わりたいと思います。
○國務大臣(大平正芳君) 田中さんも大納税者に
属するお方でございまして、普通私は、相当の注
意を申告に払っておられる方だと思つてゐます。そ
んなにそんなに私やられていないと思ひます。
それで、今度また再調査をされたわけでございます
すが、すでにお耳にも入っておりますように、先
方の御見解と、こちらの見解とが違つた面があつ
たりいたしたことは事実でございます。それは私
は、別に意見が合わないやならぬという筋合いの
ものでもないんで、よくあることでございますから
、意見の相違というのはあつてしかるべきだと
思つてございまして、ただ脱税の意図を持つて

云々というようなことでございますならば、それはあなたが言われるように適當でないことだ、当然であると思うんでございますして、私は、田中さんはそんな方でないと思いますよ。だから今度のものは全部締めくくったところで、私どももいたしましては、そういう経過、問題点等につきましては可能な限り御報告を申し上げようと思っております。

○近藤忠孝君　納得できませんけれども、時間が来てしまいましたので、また明後日ありますので、明後日追加してやりたいと思います。

○委員長（松垣徳太郎君）　本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

　　本日はこれにて散会いたします。

午後七時五十一分散会

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号中「五百万円」を「千万円」に改め、同項第三十二号中「四十万円」を「四十六万円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律（第九十二条（配当控除）を除く。）

において、「利益の配当」には、利息の配当及び商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含むものとする。

第十四条第一項中「若しくは利息」を削る。

第十七条及び第二十四条第一項中「又は利息」を削る。

第三十条第三項第一号中「二十万円」を「二十五万円」に改め、同項第二号中「四百万円」を「五百万円」に、「四十万円」を「五十万円」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「四十万円」を「五十万円」に改める。

第三十二条第四項、第三十三条第四項及び第三十四条第三項中「四十万円」を「五十万円」に改める。

第三十六条第三項中「若しくは利息」を削る。

第五十七條第三項第一号を次のように改める。

一 四十万円
第七十三條第一項中「十万円」を「五万円」に、「こえる」を「超える」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第七十九條第一項及び第二項中「十六万円」を「二十万円」に、「二十四万円」を「二十八万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「十六万円」を「二十万円」に改める。

第八十三条第一項中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第八十四条第一項中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同条第二項中「二十八万円」を「三十二万円」に改める。

第八十六条第一項中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第九十二条第一項中「居住者が利益の配当」の下に（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。）を加える。

第九十九条第一項中「百万円」を「二百万円」に、「こえる」を「超える」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第二項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第一百零四条第一項、第一百七条第一項及び第一百零四条第四項中「三万円」を「五万円」に改める。

第一百零一条第一項中「八百万円」を「千万円」に、「十万円」を「二十万円」に、「六十万円」を「百万円」に改める。

第一百零九条第二号中「若しくは利息」を削り、同条第三号中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第一百九十条中「八百万円」を「千万円」に改める。

第二百五条第一号中「五十万円」を「百万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二百三十三條第一項第一号中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二百二十四條第一項及び第二百二十五條第一項中「若しくは利息」を削る。

別表第一中「別表第一 公共法人等の表」を「別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）」に改め、同表第一号の表中南方同胞援護会の項を削る。

別表第二中「別表第二 所得税の源泉徴収税」を「別表第二 所得税の源泉徴収税（第九十条、第九十一条関係）」と改める。

別表第三中「別表第三 山林所得に係る所得税の源泉徴収税」を「別表第三 山林所得に係る所得税の源泉徴収税（第九十一条関係）」と改める。別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円 64,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の7 %に相当する金 額
64,000	65,000	120	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400
65,000	66,000	220	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400
66,000	67,000	320	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
67,000	68,000	420	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600
68,000	69,000	520	0	0	0	0	0	0	0	0	5,600
69,000	70,000	620	0	0	0	0	0	0	0	0	5,700
70,000	71,000	720	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800
71,000	72,000	820	0	0	0	0	0	0	0	0	5,800
72,000	73,000	920	0	0	0	0	0	0	0	0	5,900
73,000	74,000	1,020	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
74,000	75,000	1,120	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000
75,000	76,000	1,220	0	0	0	0	0	0	0	0	6,100
76,000	77,000	1,320	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
77,000	78,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	0	6,200
78,000	79,000	1,520	0	0	0	0	0	0	0	0	6,300
79,000	80,000	1,620	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
80,000	81,000	1,720	0	0	0	0	0	0	0	0	6,400
81,000	82,000	1,820	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
82,000	83,000	1,920	0	0	0	0	0	0	0	0	6,500
83,000	84,000	2,020	0	0	0	0	0	0	0	0	6,600
84,000	85,000	2,120	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
85,000	86,000	2,220	0	0	0	0	0	0	0	0	6,700
86,000	87,000	2,320	150	0	0	0	0	0	0	0	6,800
87,000	88,000	2,420	250	0	0	0	0	0	0	0	6,900
88,000	89,000	2,520	350	0	0	0	0	0	0	0	7,000
89,000	90,000	2,620	450	0	0	0	0	0	0	0	7,200
90,000	91,000	2,720	550	0	0	0	0	0	0	0	7,300
91,000	92,000	2,820	650	0	0	0	0	0	0	0	7,500
92,000	93,000	2,920	750	0	0	0	0	0	0	0	7,600
93,000	94,000	3,020	850	0	0	0	0	0	0	0	7,700
94,000	95,000	3,120	950	0	0	0	0	0	0	0	7,900
95,000	96,000	3,220	1,050	0	0	0	0	0	0	0	8,000
96,000	97,000	3,320	1,150	0	0	0	0	0	0	0	8,200
97,000	98,000	3,420	1,250	0	0	0	0	0	0	0	8,300
98,000	99,000	3,520	1,350	0	0	0	0	0	0	0	8,500
99,000	101,000	3,670	1,500	0	0	0	0	0	0	0	8,600
101,000	103,000	3,870	1,700	0	0	0	0	0	0	0	8,600 円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の うち100,000 円を超える金 額の22%に 相当する金額 を加算した金 額
103,000	105,000	4,070	1,900	0	0	0	0	0	0	0	
105,000	107,000	4,190	2,030	0	0	0	0	0	0	0	
107,000	109,000	4,310	2,150	0	0	0	0	0	0	0	
109,000	111,000	4,430	2,270	100	0	0	0	0	0	0	
111,000	113,000	4,550	2,390	220	0	0	0	0	0	0	
113,000	115,000	4,670	2,510	340	0	0	0	0	0	0	
115,000	117,000	4,790	2,630	460	0	0	0	0	0	0	
117,000	119,000	4,910	2,750	580	0	0	0	0	0	0	

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
119,000	121,000	5,040	2,870	700	0	0	0	0	0	0	
121,000	123,000	5,180	2,990	820	0	0	0	0	0	0	
123,000	125,000	5,330	3,110	940	0	0	0	0	0	0	
125,000	127,000	5,480	3,240	1,070	0	0	0	0	0	0	
127,000	129,000	5,650	3,380	1,210	0	0	0	0	0	0	
129,000	131,000	5,820	3,520	1,350	0	0	0	0	0	0	
131,000	133,000	5,990	3,660	1,490	0	0	0	0	0	0	
133,000	135,000	6,160	3,800	1,630	0	0	0	0	0	0	
135,000	137,000	6,320	3,940	1,770	0	0	0	0	0	0	
137,000	139,000	6,490	4,080	1,910	0	0	0	0	0	0	
139,000	141,000	6,660	4,220	2,050	0	0	0	0	0	0	
141,000	143,000	6,830	4,360	2,190	0	0	0	0	0	0	
143,000	145,000	7,000	4,500	2,330	160	0	0	0	0	0	
145,000	147,000	7,160	4,640	2,470	300	0	0	0	0	0	
147,000	149,000	7,330	4,780	2,610	440	0	0	0	0	0	
149,000	151,000	7,500	4,920	2,750	580	0	0	0	0	19,600 円	
151,000	153,000	7,670	5,070	2,890	720	0	0	0	0	19,600 円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 150,000 円を 超える金額の45% に相当する金額 を加算した金額	
153,000	155,000	7,840	5,240	3,030	860	0	0	0	0		
155,000	157,000	8,000	5,400	3,170	1,000	0	0	0	0		
157,000	159,000	8,170	5,570	3,310	1,140	0	0	0	0		
159,000	161,000	8,340	5,740	3,450	1,280	0	0	0	0		
161,000	163,000	8,510	5,910	3,590	1,420	0	0	0	0		
163,000	165,000	8,680	6,080	3,730	1,560	0	0	0	0		
165,000	167,000	8,840	6,240	3,870	1,700	0	0	0	0		
167,000	169,000	9,010	6,410	4,010	1,840	0	0	0	0		
169,000	171,000	9,180	6,580	4,150	1,980	0	0	0	0		
171,000	173,000	9,350	6,750	4,290	2,120	0	0	0	0		
173,000	175,000	9,520	6,920	4,430	2,260	100	0	0	0		
175,000	177,000	9,680	7,080	4,570	2,400	240	0	0	0		
177,000	179,000	9,850	7,250	4,710	2,540	380	0	0	0		
179,000	181,000	10,020	7,420	4,850	2,680	520	0	0	0		
181,000	183,000	10,190	7,590	4,990	2,820	660	0	0	0		
183,000	185,000	10,360	7,760	5,160	2,960	800	0	0	0		
185,000	187,000	10,520	7,920	5,320	3,100	940	0	0	0		
187,000	189,000	10,690	8,090	5,490	3,240	1,080	0	0	0		
189,000	191,000	10,860	8,260	5,660	3,380	1,220	0	0	0		
191,000	193,000	11,030	8,430	5,830	3,520	1,360	0	0	0		
193,000	195,000	11,230	8,600	6,000	3,660	1,500	0	0	0		
195,000	197,000	11,420	8,760	6,160	3,800	1,640	0	0	0		
197,000	199,000	11,620	8,930	6,330	3,940	1,780	0	0	0		
199,000	201,000	11,820	9,100	6,500	4,080	1,920	0	0	0		
201,000	203,000	12,010	9,270	6,670	4,220	2,060	0	0	0		
203,000	206,000	12,260	9,480	6,880	4,400	2,230	0	0	0		
206,000	209,000	12,550	9,730	7,130	4,610	2,440	270	0	0		
209,000	212,000	12,850	9,980	7,380	4,820	2,650	480	0	0		
212,000	215,000	13,140	10,230	7,630	5,030	2,860	690	0	0		
215,000	218,000	13,430	10,490	7,890	5,290	3,070	900	0	0		
218,000	221,000	13,730	10,740	8,140	5,540	3,280	1,110	0	0		
221,000	224,000	14,020	10,990	8,390	5,790	3,490	1,320	0	0		
224,000	227,000	14,320	11,280	8,640	6,040	3,700	1,530	0	0		

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
227,000	230,000	14,610	11,580	8,890	6,290	3,910	1,740	0	0	
230,000	233,000	14,900	11,870	9,150	6,550	4,120	1,950	0	0	
233,000	236,000	15,200	12,160	9,400	6,800	4,330	2,160	0	0	
236,000	239,000	15,490	12,460	9,650	7,050	4,540	2,370	210	0	
239,000	242,000	15,790	12,750	9,900	7,300	4,750	2,580	420	0	
242,000	245,000	16,080	13,050	10,150	7,550	4,960	2,790	630	0	
245,000	248,000	16,370	13,340	10,410	7,810	5,210	3,000	840	0	
248,000	251,000	16,670	13,630	10,660	8,060	5,460	3,210	1,050	0	
251,000	254,000	17,000	13,960	10,940	8,340	5,740	3,450	1,280	0	
254,000	257,000	17,330	14,300	11,270	8,630	6,030	3,690	1,520	0	
257,000	260,000	17,670	14,640	11,600	8,920	6,320	3,930	1,760	0	
260,000	263,000	18,010	14,970	11,940	9,200	6,600	4,170	2,000	0	
263,000	266,000	18,390	15,310	12,270	9,490	6,890	4,410	2,240	0	
266,000	269,000	18,770	15,640	12,610	9,780	7,180	4,650	2,480	320	
269,000	272,000	19,160	15,980	12,950	10,070	7,470	4,890	2,720	560	
272,000	275,000	19,540	16,320	13,280	10,360	7,760	5,160	2,960	800	
275,000	278,000	19,930	16,650	13,620	10,640	8,040	5,440	3,200	1,040	
278,000	281,000	20,310	16,990	13,950	10,930	8,330	5,730	3,440	1,280	
281,000	284,000	20,690	17,320	14,290	11,260	8,620	6,020	3,680	1,520	
284,000	287,000	21,080	17,660	14,630	11,590	8,910	6,310	3,920	1,760	
287,000	290,000	21,460	18,000	14,960	11,930	9,200	6,600	4,160	2,000	
290,000	293,000	21,850	18,380	15,300	12,260	9,480	6,880	4,400	2,240	
293,000	296,000	22,230	18,760	15,630	12,600	9,770	7,170	4,640	2,480	
296,000	299,000	22,610	19,150	15,970	12,940	10,060	7,460	4,880	2,720	
299,000	302,000	23,000	19,530	16,310	13,270	10,350	7,750	5,150	2,960	
302,000	305,000	23,380	19,910	16,640	13,610	10,640	8,040	5,440	3,200	
305,000	308,000	23,770	20,300	16,980	13,940	10,920	8,320	5,720	3,440	
308,000	311,000	24,150	20,680	17,310	14,280	11,250	8,610	6,010	3,680	
311,000	314,000	24,530	21,070	17,650	14,620	11,580	8,900	6,300	3,920	
314,000	317,000	24,920	21,450	17,990	14,950	11,920	9,190	6,590	4,160	
317,000	320,000	25,300	21,830	18,370	15,290	12,260	9,480	6,880	4,400	
320,000	323,000	25,690	22,220	18,750	15,620	12,590	9,760	7,160	4,640	
323,000	326,000	26,080	22,600	19,140	15,960	12,930	10,050	7,450	4,880	
326,000	329,000	26,510	22,990	19,520	16,300	13,260	10,340	7,740	5,140	
329,000	332,000	26,940	23,370	19,900	16,630	13,600	10,630	8,030	5,430	
332,000	335,000	27,370	23,750	20,290	16,970	13,940	10,920	8,320	5,720	
335,000	338,000	27,810	24,140	20,670	17,300	14,270	11,240	8,600	6,000	
338,000	341,000	28,240	24,520	21,060	17,640	14,610	11,570	8,890	6,290	
341,000	344,000	28,670	24,910	21,440	17,980	14,940	11,910	9,180	6,580	
344,000	347,000	29,100	25,290	21,820	18,360	15,280	12,250	9,470	6,870	
347,000	350,000	29,530	25,670	22,210	18,740	15,620	12,580	9,760	7,160	
350,000	353,000	29,970	26,070	22,590	19,130	15,950	12,920	10,040	7,440	
353,000	356,000	30,400	26,500	22,980	19,510	16,290	13,250	10,330	7,730	
356,000	359,000	30,830	26,930	23,360	19,890	16,620	13,590	10,620	8,020	
359,000	362,000	31,260	27,360	23,740	20,280	16,960	13,930	10,910	8,310	
362,000	365,000	31,690	27,790	24,130	20,660	17,300	14,260	11,230	8,600	
365,000	368,000	32,130	28,230	24,510	21,050	17,630	14,600	11,560	8,880	
368,000	371,000	32,560	28,660	24,900	21,430	17,970	14,930	11,900	9,170	
371,000	374,000	32,990	29,090	25,280	21,810	18,350	15,270	12,240	9,460	
374,000	377,000	33,420	29,520	25,660	22,200	18,730	15,610	12,570	9,750	

四

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
377,000	380,000	33,850	29,950	26,050	22,580	19,110	15,940	12,910	10,040	
380,000	383,000	34,290	30,390	26,490	22,970	19,500	16,280	13,240	10,320	
383,000	386,000	34,720	30,820	26,920	23,350	19,880	16,610	13,580	10,610	
386,000	389,000	35,170	31,250	27,350	23,730	20,270	16,950	13,920	10,900	
389,000	392,000	35,680	31,680	27,780	24,120	20,650	17,290	14,250	11,220	
392,000	395,000	36,180	32,110	28,210	24,500	21,030	17,620	14,590	11,550	
395,000	398,000	36,690	32,550	28,650	24,890	21,420	17,960	14,920	11,890	
398,000	401,000	37,190	32,980	29,080	25,270	21,800	18,340	15,260	12,230	
401,000	404,000	37,690	33,410	29,510	25,650	22,190	18,720	15,600	12,560	
404,000	407,000	38,200	33,840	29,940	26,040	22,570	19,100	15,930	12,900	
407,000	410,000	38,700	34,270	30,370	26,470	22,950	19,490	16,270	13,230	
410,000	413,000	39,210	34,710	30,810	26,910	23,340	19,870	16,600	13,570	
413,000	416,000	39,710	35,160	31,240	27,340	23,720	20,260	16,940	13,910	
416,000	419,000	40,210	35,660	31,670	27,770	24,110	20,640	17,280	14,240	
419,000	422,000	40,720	36,170	32,100	28,200	24,490	21,020	17,610	14,580	
422,000	425,000	41,220	36,670	32,530	28,630	24,870	21,410	17,950	14,910	
425,000	428,000	41,730	37,180	32,970	29,070	25,260	21,790	18,320	15,250	
428,000	431,000	42,230	37,680	33,400	29,500	25,640	22,180	18,710	15,590	
431,000	434,000	42,730	38,180	33,830	29,930	26,030	22,560	19,090	15,920	
434,000	437,000	43,240	38,690	34,260	30,360	26,460	22,940	19,480	16,260	
437,000	440,000	43,740	39,190	34,690	30,790	26,890	23,330	19,860	16,590	
440,000	443,000	44,250	39,700	35,150	31,230	27,330	23,710	20,240	16,930	
443,000	446,000	44,750	40,200	35,650	31,660	27,760	24,100	20,630	17,270	
446,000	449,000	45,250	40,700	36,150	32,090	28,190	24,480	21,010	17,600	
449,000	452,000	45,760	41,210	36,660	32,520	28,620	24,860	21,400	17,940	
452,000	455,000	46,260	41,710	37,160	32,950	29,050	25,250	21,780	18,310	
455,000	458,000	46,770	42,220	37,670	33,390	29,490	25,630	22,160	18,700	
458,000	461,000	47,270	42,720	38,170	33,820	29,920	26,020	22,550	19,080	
461,000	464,000	47,770	43,220	38,670	34,250	30,350	26,450	22,930	19,470	
464,000	467,000	48,280	43,730	39,180	34,680	30,780	26,880	23,320	19,850	
467,000	470,000	48,780	44,230	39,680	35,130	31,210	27,310	23,700	20,230	
470,000	473,000	49,290	44,740	40,190	35,640	31,650	27,750	24,080	20,620	
473,000	476,000	49,790	45,240	40,690	36,140	32,080	28,180	24,470	21,000	
476,000	479,000	50,290	45,740	41,190	36,640	32,510	28,610	24,850	21,390	
479,000	482,000	50,800	46,250	41,700	37,150	32,940	29,040	25,240	21,770	
482,000	485,000	51,300	46,750	42,200	37,650	33,370	29,470	25,620	22,150	
485,000	488,000	51,810	47,260	42,710	38,160	33,810	29,910	26,010	22,540	
488,000	491,000	52,310	47,760	43,210	38,660	34,240	30,340	26,440	22,920	
491,000	494,000	52,860	48,260	43,710	39,160	34,670	30,770	26,870	23,310	
494,000	497,000	53,440	48,770	44,220	39,670	35,120	31,200	27,300	23,690	
497,000	500,000	54,010	49,270	44,720	40,170	35,620	31,630	27,730	24,070	
500,000円		54,300	49,520	44,970	40,420	35,870	31,850	27,950	24,270	177,100円
500,000円を超え 580,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								177,100円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち500,000円を 超える金額の60 %に相当する金 額を加算した金 額

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
580,000円		71,900 ^円	67,120 ^円	62,570 ^円	58,020 ^円	53,470 ^円	49,450 ^円	45,550 ^円	41,870 ^円	
580,000円を超え680,000円に満たない金額		580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち580,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								
680,000円		96,900 ^円	92,120 ^円	87,570 ^円	83,020 ^円	78,470 ^円	74,450 ^円	70,550 ^円	66,870 ^円	
680,000円を超え770,000円に満たない金額		680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								
770,000円		121,200 ^円	116,420 ^円	111,870 ^円	107,320 ^円	102,770 ^円	98,750 ^円	94,850 ^円	91,170 ^円	
770,000円を超え860,000円に満たない金額		770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								
860,000円		149,100 ^円	144,320 ^円	139,770 ^円	135,220 ^円	130,670 ^円	126,650 ^円	122,750 ^円	119,070 ^円	
860,000円を超え1,050,000円に満たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額								
1,050,000円		215,600 ^円	210,820 ^円	206,270 ^円	201,720 ^円	197,170 ^円	193,150 ^円	189,250 ^円	185,570 ^円	
1,050,000円を超え1,230,000円に満たない金額		1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
1,230,000円		284,000 ^円	279,220 ^円	274,670 ^円	270,120 ^円	265,570 ^円	261,550 ^円	257,650 ^円	253,970 ^円	615,100 ^円
1,230,000円を超え1,510,000円に満たない金額		1,230,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,230,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								615,100円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,230,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額
1,510,000円		401,600 ^円	396,820 ^円	392,270 ^円	387,720 ^円	383,170 ^円	379,150 ^円	375,250 ^円	371,570 ^円	
1,510,000円を超え1,970,000円に満たない金額		1,510,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,510,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額								
1,970,000円		608,600 ^円	603,820 ^円	599,270 ^円	594,720 ^円	590,170 ^円	586,150 ^円	582,250 ^円	578,570 ^円	
1,970,000円を超え2,900,000円に満たない金額		1,970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,970,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額								

(内)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
2,900,000円		円 1,073,600	円 1,068,820	円 1,064,270	円 1,059,720	円 1,055,170	円 1,051,150	円 1,047,250	円 1,043,570	
2,900,000円を超え 3,820,000円に満た ない金額		2,900,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,900,000円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額								
3,820,000円		円 1,579,600	円 1,574,820	円 1,570,270	円 1,565,720	円 1,561,170	円 1,557,150	円 1,553,250	円 1,549,570	
3,820,000円を超え る金額		3,820,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 3,820,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超え る1人ごとに2,600円を控除した金額										

従たる給与につ
いての扶養控除
等申告書が提出
されている場合
には、当該申告
書に記載された
扶養親族等の数
に応じ、扶養親
族等1人ごとに
2,600円を、上
の各欄によつて
求めた税額から
控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,600円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,600円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,150	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	0
2,150	2,200	5	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,200	2,250	10	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,250	2,300	15	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,300	2,350	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,350	2,400	25	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,400	2,450	30	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,450	2,500	35	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,500	2,550	40	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,550	2,600	45	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,600	2,650	50	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,650	2,700	55	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,700	2,750	60	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,750	2,800	65	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,800	2,850	70	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,850	2,900	75	5	0	0	0	0	0	0	230	0
2,900	2,950	80	10	0	0	0	0	0	0	230	0
2,950	3,000	85	15	0	0	0	0	0	0	240	0
3,000	3,050	90	20	0	0	0	0	0	0	240	0
3,050	3,100	95	25	0	0	0	0	0	0	250	0
3,100	3,150	100	30	0	0	0	0	0	0	260	0
3,150	3,200	105	35	0	0	0	0	0	0	270	0
3,200	3,250	110	40	0	0	0	0	0	0	270	0
3,250	3,300	115	45	0	0	0	0	0	0	280	0
3,300	3,400	125	50	0	0	0	0	0	0	290	0
3,400	3,500	135	60	0	0	0	0	0	0	290 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 3,300 円を超える 金額の22% に相当する 金額を加算 した金額	0
3,500	3,600	140	70	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	3,700	145	75	0	0	0	0	0	0	0	0
3,700	3,800	150	80	10	0	0	0	0	0	0	0
3,800	3,900	160	85	15	0	0	0	0	0	0	0
3,900	4,000	165	90	20	0	0	0	0	0	0	0
4,000	4,100	170	100	25	0	0	0	0	0	0	0
4,100	4,200	180	105	30	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,300	185	110	40	0	0	0	0	0	0	0
4,300	4,400	195	120	45	0	0	0	0	0	0	0
4,400	4,500	205	125	50	0	0	0	0	0	0	0
4,500	4,600	210	130	60	0	0	0	0	0	0	0
4,600	4,700	220	140	65	0	0	0	0	0	0	0
4,700	4,800	230	145	75	0	0	0	0	0	0	0
4,800	4,900	235	155	80	10	0	0	0	0	0	0
4,900	5,000	245	160	85	15	0	0	0	0	0	0
5,000	5,100	255	165	95	20	0	0	0	0	660 円	0
5,100	5,200	260	175	100	30	0	0	0	0	660 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 5,000	0
5,200	5,300	270	185	110	35	0	0	0	0	0	0
5,300	5,400	280	190	115	45	0	0	0	0	0	0
5,400	5,500	285	200	120	50	0	0	0	0	0	0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円を超える 金額の45% に相当する 金額を加算 した金額	円
5,500	5,600	295	210	130	55	0	0	0	0	0	0
5,600	5,700	305	215	135	65	0	0	0	0	0	0
5,700	5,800	310	225	145	70	0	0	0	0	0	0
5,800	5,900	320	235	150	80	5	0	0	0	0	0
5,900	6,000	330	240	155	85	15	0	0	0	0	0
6,000	6,100	335	250	165	90	20	0	0	0	0	0
6,100	6,200	345	260	170	100	25	0	0	0	0	0
6,200	6,300	355	265	180	105	35	0	0	0	0	0
6,300	6,400	360	275	190	115	40	0	0	0	0	0
6,400	6,500	370	285	195	120	50	0	0	0	0	0
6,500	6,600	380	290	205	125	55	0	0	0	0	4
6,600	6,700	390	300	215	135	60	0	0	0	0	11
6,700	6,800	400	310	220	140	70	0	0	0	0	18
6,800	6,900	410	315	230	150	75	5	0	0	0	25
6,900	7,000	420	325	240	155	85	10	0	0	0	32
7,000	7,100	430	335	245	160	90	20	0	0	0	39
7,100	7,200	440	345	255	170	95	25	0	0	0	46
7,200	7,300	450	350	265	175	105	30	0	0	0	53
7,300	7,400	460	360	275	185	110	40	0	0	0	60
7,400	7,500	470	370	280	195	120	45	0	0	0	67
7,500	7,600	480	380	290	205	125	55	0	0	0	74
7,600	7,700	490	390	300	210	130	60	0	0	0	81
7,700	7,800	500	400	305	220	140	65	0	0	0	88
7,800	7,900	510	410	315	230	145	75	0	0	0	95
7,900	8,000	520	420	325	235	155	80	10	0	0	102
8,000	8,100	530	430	330	245	160	90	15	0	0	109
8,100	8,200	540	435	340	255	165	95	20	0	0	116
8,200	8,300	550	445	350	260	175	100	30	0	0	123
8,300	8,400	560	455	355	270	185	110	35	0	0	130
8,400	8,500	570	470	365	280	195	115	45	0	0	137
8,500	8,600	580	480	380	290	205	125	50	0	0	144
8,600	8,700	590	490	390	300	210	135	60	0	0	151
8,700	8,800	605	500	400	310	220	140	70	0	0	158
8,800	8,900	615	515	410	320	230	150	75	5	0	165
8,900	9,000	630	525	425	330	240	155	85	10	0	172
9,000	9,100	640	535	435	335	250	165	90	20	0	179
9,100	9,200	655	545	445	345	260	175	100	30	0	186
9,200	9,300	670	560	455	355	270	185	110	35	0	193
9,300	9,400	680	570	470	365	280	195	115	45	0	200
9,400	9,500	695	580	480	380	290	200	125	50	0	207
9,500	9,600	705	590	490	390	300	210	130	60	0	214
9,600	9,700	720	605	500	400	310	220	140	70	0	221
9,700	9,800	730	615	515	410	320	230	150	75	0	228
9,800	9,900	745	630	525	425	325	240	155	85	0	237
9,900	10,000	755	640	535	435	335	250	165	90	0	245
10,000	10,100	770	655	545	445	345	260	175	100	0	253
10,100	10,200	785	665	560	455	355	270	185	110	0	262
10,200	10,300	795	680	570	470	365	280	190	115	0	270
10,300	10,400	810	695	580	480	380	290	200	125	0	279
10,400	10,500	820	705	590	490	390	300	210	130	0	287

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10,500	10,600	835	720	605	500	400	310	220	140	295	
10,600	10,700	845	730	615	510	410	315	230	150	304	
10,700	10,800	860	745	630	525	420	325	240	155	312	
10,800	10,900	875	755	640	535	435	335	250	165	321	
10,900	11,000	885	770	655	545	445	345	260	175	329	
11,000	11,100	900	785	665	555	455	355	270	180	337	
11,100	11,200	915	795	680	570	465	365	280	190	346	
11,200	11,300	930	810	690	580	480	375	290	200	354	
11,300	11,400	945	820	705	590	490	390	300	210	363	
11,400	11,500	960	835	720	600	500	400	305	220	372	
11,500	11,600	975	845	730	615	510	410	315	230	381	
11,600	11,700	990	860	745	630	525	420	325	240	391	
11,700	11,800	1,000	870	755	640	535	435	335	250	400	
11,800	11,900	1,015	885	770	655	545	445	345	260	410	
11,900	12,000	1,030	900	780	665	555	455	355	270	420	
12,000	12,100	1,045	915	795	680	570	465	365	280	429	
12,100	12,200	1,060	930	810	690	580	480	375	290	439	
12,200	12,300	1,075	945	820	705	590	490	390	295	448	
12,300	12,400	1,090	960	835	720	600	500	400	305	458	
12,400	12,500	1,105	975	845	730	615	510	410	315	468	
12,500	12,600	1,120	985	860	745	630	525	420	325	477	
12,600	12,700	1,130	1,000	870	755	640	535	435	335	487	
12,700	12,800	1,145	1,015	885	770	655	545	445	345	496	
12,800	12,900	1,160	1,030	900	780	665	555	455	355	507	
12,900	13,000	1,175	1,045	915	795	680	570	465	365	518	
13,000	13,100	1,195	1,060	930	805	690	580	480	375	529	
13,100	13,200	1,210	1,075	945	820	705	590	490	390	540	
13,200	13,300	1,225	1,090	960	835	715	600	500	400	552	
13,300	13,400	1,245	1,105	970	845	730	615	510	410	563	
13,400	13,500	1,260	1,115	985	860	745	625	520	420	574	
13,500	13,600	1,280	1,130	1,000	870	755	640	535	430	585	
13,600	13,700	1,295	1,145	1,015	885	770	655	545	445	596	
13,700	13,800	1,310	1,160	1,030	900	780	665	555	455	608	
13,800	13,900	1,330	1,175	1,045	915	795	680	565	465	619	
13,900	14,000	1,345	1,195	1,060	930	805	690	580	475	630	
14,000	14,100	1,360	1,210	1,075	945	820	705	590	490	641	
14,100	14,200	1,380	1,225	1,090	960	830	715	600	500	652	
14,200	14,300	1,395	1,245	1,100	970	845	730	615	510	664	
14,300	14,400	1,410	1,260	1,115	985	860	740	625	520	675	
14,400	14,500	1,430	1,275	1,130	1,000	870	755	640	535	686	
14,500	14,600	1,445	1,295	1,145	1,015	885	770	650	545	697	
14,600	14,700	1,460	1,310	1,160	1,030	900	780	665	555	708	
14,700	14,800	1,480	1,325	1,175	1,045	915	795	680	565	720	
14,800	14,900	1,495	1,345	1,190	1,060	930	805	690	580	731	
14,900	15,000	1,515	1,360	1,210	1,075	945	820	705	590	742	
15,000	15,100	1,530	1,380	1,225	1,085	955	830	715	600	753	
15,100	15,200	1,545	1,395	1,245	1,100	970	845	730	615	764	
15,200	15,300	1,565	1,410	1,260	1,115	985	855	740	625	776	
15,300	15,400	1,580	1,430	1,275	1,130	1,000	870	755	640	787	
15,400	15,500	1,595	1,445	1,295	1,145	1,015	885	765	650	798	

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
15,500	15,600	1,615	1,460	1,310	1,160	1,030	900	780	665	809	
15,600	15,700	1,630	1,480	1,325	1,175	1,045	915	795	675	820	
15,700	15,800	1,645	1,495	1,345	1,190	1,060	930	805	690	833	
15,800	15,900	1,665	1,510	1,360	1,210	1,070	940	820	705	846	
15,900	16,000	1,680	1,530	1,375	1,225	1,085	955	830	715	859	
16,000	16,100	1,700	1,545	1,395	1,240	1,100	970	845	730	871	
16,100	16,200	1,715	1,565	1,410	1,260	1,115	985	855	740	884	
16,200	16,300	1,730	1,580	1,430	1,275	1,130	1,000	870	755	897	
16,300	16,400	1,750	1,595	1,445	1,290	1,145	1,015	885	765	910	
16,400	16,500	1,765	1,615	1,460	1,310	1,160	1,030	900	780	923	
16,500	16,600	1,785	1,630	1,480	1,325	1,175	1,045	915	790	935	
16,600	16,700	1,805	1,645	1,495	1,345	1,190	1,055	925	805	948	
16,700円		1,815	1,655	1,505	1,350	1,200	1,065	935	810	5,930円	961
16,700円を超え 19,500円に満たない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								5,930円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額	961円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額
19,500円		円 2,430	円 2,270	円 2,120	円 1,965	円 1,815	円 1,680	円 1,550	円 1,425		円 1,297
19,500円を超え 22,500円に満たない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									1,297円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の14%に相当する金額を加算した金額
22,500円		円 3,180	円 3,020	円 2,870	円 2,715	円 2,565	円 2,430	円 2,300	円 2,175		円 1,717
22,500円を超え 25,500円に満たない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									1,717円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額
25,500円		円 3,990	円 3,830	円 3,680	円 3,525	円 3,375	円 3,240	円 3,110	円 2,985		円 2,257
25,500円を超え 28,500円に満たない金額		25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									2,257円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の21%に相当する金額を加算した金額

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
28,500円		円 4,920	円 4,760	円 4,610	円 4,455	円 4,305	円 4,170	円 4,040	円 3,915	円 2,887	
28,500円を超え 35,000円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額								2,887円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額	
35,000円		円 7,195	円 7,035	円 6,885	円 6,730	円 6,580	円 6,445	円 6,315	円 6,190	円 4,447	
35,000円を超え 41,000円に満たない金額		35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								4,447円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額	
41,000円		円 9,475	円 9,315	円 9,165	円 9,010	円 8,860	円 8,725	円 8,595	円 8,470	円 20,510 6,067	
41,000円を超え 50,500円に満たない金額		41,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								20,510円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額	
50,500円		円 13,465	円 13,305	円 13,155	円 13,000	円 12,850	円 12,715	円 12,585	円 12,460		
50,500円を超え 65,500円に満たない金額		50,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
65,500円		円 20,215	円 20,055	円 19,905	円 19,750	円 19,600	円 19,465	円 19,335	円 19,210		
65,500円を超え 96,500円に満たない金額		65,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち65,500円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
96,500円		円 35,715	円 35,555	円 35,405	円 35,250	円 35,100	円 34,965	円 34,835	円 34,710		
96,500円を超え 127,500円に満たない金額		96,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち96,500円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額									

(内)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙	
	扶 養 親 族 等 の 数										
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
127,500円		円 52,765	円 52,606	円 52,455	円 52,300	円 52,150	円 52,015	円 51,885	円 51,760		
127,500円を超え る金額		127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち127,500円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに85円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに85円を上乗せした金額により求めた税額から控除した金額	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに85円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに85円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等（第八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
133千円未満		156千円未満		180千円未満		200千円未満					
133	146	156	172	180	195	200	218				
146	162	172	189	195	213	218	236				
162	196	189	209	213	230	236	256				
196	241	209	262	230	285	256	309				
241	306	262	328	285	350	309	367	150千円未満			
306	361	328	376	350	392	367	408				
361	400	376	415	392	430	408	446				
400	439	415	455	430	472	446	488				
439	484	455	501	472	520	488	540				
484	538	501	559	520	579	540	598	150		240	
538	590	559	610	579	631	598	652				
590	645	610	664	631	684	652	704				
645	693	664	712	684	731	704	750				
693	742	712	763	731	783	750	804				
742	808	763	827	783	847	804	867	240		350	
808	904	827	925	847	945	867	966				
904	1,032	925	1,052	945	1,073	966	1,093				
1,032	1,191	1,052	1,211	1,073	1,230	1,093	1,250	350		460	
1,191	1,439	1,211	1,461	1,230	1,482	1,250	1,504				
1,439	1,680	1,461	1,700	1,482	1,719	1,504	1,739	460		820	
1,680	2,185	1,700	2,203	1,719	2,220	1,739	2,238				
2,185	2,976	2,203	2,996	2,220	3,017	2,238	3,038	820		1,100	
2,976	4,518	2,996	4,536	3,017	4,555	3,038	4,574	1,100		1,660	
4,518	6,191	4,536	6,211	4,555	6,230	4,574	6,250	1,660		2,240	
6,191千円以上		6,211千円以上		6,230千円以上		6,250千円以上		2,240千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

除料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 金 乗 き	与 額 ず 率	の に べ	甲											
			扶			養			親			族		
			0		人	1		人	2		人	3		人
			前 月 の 社 会 保 険 料 控											
			以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
0	%	千円	47千円未満	千円	63千円未満	千円	84千円未満	千円	109千円未満	千円	120千円未満	千円		
2		47	50	63	68	84	93	109	120					
4		50	54	68	72	93	104	120	133					
6		54	58	72	83	104	162	133	183					
8		58	63	83	200	162	213	183	226					
10		63	229	200	243	213	261	226	283					
12		229	279	243	300	261	321	283	342					
14		279	339	300	357	321	371	342	385					
16		339	379	357	394	371	409	385	424					
18		379	425	394	439	409	453	424	467					
20		425	467	439	482	453	498	467	518					
22		467	512	482	531	498	551	518	570					
24		512	565	531	585	551	605	570	625					
26		565	616	585	635	605	655	625	674					
28		616	661	635	681	655	701	674	722					
30		661	723	681	744	701	766	722	787					
32		723	821	744	842	766	862	787	883					
35		821	952	842	972	862	992	883	1,012					
38		952	1,113	972	1,133	992	1,152	1,012	1,172					
41		1,113	1,353	1,133	1,375	1,152	1,396	1,172	1,418					
44		1,353	1,602	1,375	1,621	1,396	1,641	1,418	1,660					
47		1,602	2,115	1,621	2,133	1,641	2,150	1,660	2,168					
50		2,115	2,893	2,133	2,913	2,150	2,934	2,168	2,955					
55		2,893	4,442	2,913	4,461	2,934	4,480	2,955	4,499					
60		4,442	6,113	4,461	6,133	4,480	6,152	4,499	6,172					
65		6,113千円以上		6,133千円以上		6,152千円以上		6,172千円以上						

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に

当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によるを含む。）により税額を計算する。

(四) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七中「別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表」を「別表第七 年末調整

のための給与所得の源泉徴収税額表（第九十九条関係）」と

5,000,000	5,910,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から480,000円を控除した金額
		1,115,700円
	5,910,000円	

5,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から480,000円を控除した金額
6,000,000	7,000,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から660,000円を控除した金額
7,000,000	7,690,000	課税給与所得金額に34%を乗じて算出した金額から940,000円を控除した金額
	7,690,000円	1,674,600円

と改め、同表の備考①中「160,000円」を

「200,000円」に、「240,000円」を「280,000円」に改める。

別表第七の付表中「別表第七の付表」を「別表第七の付表（第二十八条、第九十九条関係）」と「8,000,000」を「10,000,000」に、「6,150,000」を「7,950,000」に改める。

別表第八中「別表第八 退職所得の源泉徴収税額表」を「別表第八 退職所得の源泉徴収税額表（第九十九条関係）」に改める。

別表第八の付表を次のように改める。

別表第八の付表（第二百一条関係）

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額		勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 500	千円 1,500	24 年	千円 7,000	千円 8,000
			25 年	7,500	8,500
			26 年	8,000	9,000
3 年	750	1,750	27 年	8,500	9,500
4 年	1,000	2,000	28 年	9,000	10,000
5 年	1,250	2,250	29 年	9,500	10,500
6 年	1,500	2,500	30 年	10,000	11,000
7 年	1,750	2,750	31 年	10,500	11,500
8 年	2,000	3,000	32 年	11,000	12,000
9 年	2,250	3,250	33 年	11,500	12,500
10 年	2,500	3,500	34 年	12,000	13,000
11 年	2,750	3,750	35 年	12,500	13,500
12 年	3,000	4,000	36 年	13,000	14,000
13 年	3,250	4,250	37 年	13,500	14,500
14 年	3,500	4,500	38 年	14,000	15,000
15 年	3,750	4,750	39 年	14,500	15,500
16 年	4,000	5,000	40 年	15,000	16,000
17 年	4,250	5,250			
18 年	4,500	5,500	41年以上	15,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに500千円を加算した金額	16,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに500千円を加算した金額
19 年	4,750	5,750			
20 年	5,000	6,000			
21 年	5,500	6,500			
22 年	6,000	7,000			
23 年	6,500	7,500			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

(一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

(二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第三条 居住者の昭和五十年分の所得税については、新法第四十一条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十九年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第四十一条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。)から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。)を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和四十九年分の所得税につ

いて旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額となつた各種所得の金額のうち譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四十一条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」という。)と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表により求めた率

2 昭和四十九年分の課税総所得金額等が三千万円以上である居住者の昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から五十五万円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十九年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和五十年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

(非居住者の受ける賞金に係る課税標準に関する経過措置)

第四条 新法第六十九条第三号(分離課税に係る所得税の課税標準)及び第二百三十三条第一項第一号(非居住者の所得に係る源泉徴収税額)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべきこれらの号に掲げる賞金について適用し、施行日前に支払を受けるべき当該賞金については、なお従前の例

による。

(給与所得等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第五条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき新法第八十三条第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新法第九十条(年末調整)の規定並びに新法別表第七及び同表の付表は、昭和五十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定並びに新法別表第八及び同表の付表は、昭和五十年中に支払うべき新法第九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)に規定する退職手当等(以下「退職手当等」という。)で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 新法第二百五条第一号(報酬、料金等に係る源泉徴収税額)の規定は、施行日以後に支払うべき同号に掲げる報酬若しくは料金又は契約金について適用し、施行日前に支払うべき当該報酬若しくは料金又は契約金については、なお従前の例による。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

た事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十一年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることが出来る。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)新法第六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充当)の規定による充当(以下「充当」という。)をする日(同日以前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第七条 昭和五十年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき新法第二百一条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額を超えるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、その超える金額の還付を請求することが出来る。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住

者の昭和五十年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職手当等に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「及び昭和五十年分」を削り、同条第五項を削る。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第四 前条

族		等		の		数					
4人		5人		6人		7人以上					
税		総		所得		金額等					
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
	千円		千円		千円		千円		千円		千円
	690	千円未満			735	千円未満			790	千円未満	
					735	840			790	990	
	690	830			840	1,020			990	1,200	
									1,140		1,540
	830	1,050			1,020	1,460			1,200	1,710	
									1,540		2,180
	1,050	1,650			1,460	2,290			1,710	3,340	
									2,180		3,790
	1,650	8,860			2,290	10,420			3,340	11,120	
									3,790		11,820
	8,860	24,620			10,420	25,990			11,120	27,350	
									11,820		28,720
	24,620	30,000			25,990	30,000			27,350	30,000	
									28,720		30,000

基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定のう。

一号に掲げる金額から55万円を控除した金額が昭和50年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表 昭和50年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和49年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	昭和49年分の課											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	550	千円未満	582	千円未満	614	千円未満	650	千円未満				
60												
70												
75							650		810			
80					614	790	810		1,130			
85			582	730	790	1,500	1,130		3,420			
90	550	19,400	730	20,520	1,500	21,890	3,420		23,250			
95	19,400	30,000	20,520	30,000	21,890	30,000	23,250		30,000			

(注)

- (一) この表は、昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和49年分の課税総所得金額等」とは、附則第三条第一項第二号（昭和五十年分の所得税に係る予定納税
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和49年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をい
- (三) 昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円以上である者については、この表によらず、附則第三条第一項第

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条・第七十五条」を「第七十四条・第七十五条の二」に改める。

第二条第十七号イ中「こえる」を「超える」に改め、「金額」の下に「（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十八条ノ二第二項（資本準備金）の規定により同条第一項の資本準備金として積み立てなかつた金額を除く）」を加え、同号ホ中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削り、「（資本準備金）」を「第一項」に改める。

第二十二号第五項中「行なう」を「行う」に改め、「分配」の下に「（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む）」を加える。

第二十三号第一項第一号中「配当」の下に「（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。次号において同じ）」を加える。

第三十八号第一項第三号中「又は第七十八号第三項」を「第七十五条の二第六項又は第八項（確定申告期限の延長の特例の場合の利子税）」において準用する場合を含む。又は第七十八号第四項に改め、同条第二項第四号中「されるもの」の下に「及び同法第六十五条（法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）、第七十二条の四十五の二（法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金）又は第三百二十七条（法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）の規定により徴収されるもの」を加える。

第六十七号第三項第二号及び第四項中「千万円」を「千五百万円」に改める。

第七十二号第三項中「ついでに」の下に「第二号第二十六号（定義）中「確定した決算」とあるのは「決算」と」を加える。

第七十五条第一項中「理由」の下に「（次条第一項に規定する理由を除く。）」を加え、「同項」を「前条第一項」に改める。

第二編第一章第三節第二款第七十五条の次に次の一条を加える。

（確定申告書の提出期限の延長の特例）

第七十五条の二 第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書を提出すべき内国法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書をそれぞれ同項に規定する提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、当該各事業年度の申告書の提出期限を一月間（特別の事情により各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の期間）延長することができる。

2 前項の申請は、同項に規定する申告書に係る事業年度終了の日までに、当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、同項の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書をもつてしなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、同項に規定する理由若しくは事情がないこととなつたと認める場合又は当該事情に変更が生じたと認める場合には、同項の提出期限の延長の処分を取り消し、又は同項の指定に係る月数を変更することができる。この場合において、当該取消し又は変更の処分があつたときは、その処分のあつた日の属する事業年度以後の各事業年度につき、その処分の効果が生ずるものとする。

4 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項に規定する申告書の提出期限について同項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、当該事業年度終了の日までに、当該事業年度開始の日その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該事業年度以後の各事業年度については、同項の提出期限の延長の処分は、その効力を失ふものとする。

6 前条第三項から第五項までの規定は、第二項の申請書の提出があつた場合について、同条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける内国法人の同項に規定する申告書に係る事業年度の所得に対する法人税について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「二月」とあるのは「十五日」と、「その申請に係る指定を受けようとする期日を第一項の期日として」とあるのは「一月間（第七十五条の二第一項の指定を受けようとする旨の申請があつた場合には、その申請に係る指定を受けようとする月数の期間）」と、同条第七項中「同項に規定する申告書に係る事業年度」とあるのは「その適用に係る各事業年度」と、「当該事業年度」とあるのは「当該各事業年度」と、「同項の規定により指定された期日」とあるのは「第七十五条の二第一項の規定により延長された提出期限」と読み替へるものとする。

7 第一項の規定の適用を受けている内国法人について当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日以前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、同項の規定の適用がないものとみなして、前条及び第七十八号（延滞）並びに国税通則法第十一号（災害等による期限の延長）の規定を適用することができる。

8 前条の規定は、第一項の規定の適用を受けている内国法人が、当該事業年度（前項の規定の適用に係る事業年度を除く。）につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、第一項に規定する申告書を同項の規定により延長された提出期限までに提出することができないと認められる場合について準用する。この場合において、同条第二項中「申告書に係る事業年度終了の日の翌日から四十五日以内」とあるのは「申告書の提出期限の到来する日の十五日前まで」と、同条第五項中「申告書に係る事業年度終了の日の翌日から二月以内」とあるのは「申告書の提出期限まで」と、同条第七項中「内国法人は、同項」とあるのは「内国法人は、第七十五条の二第六項において準用するこの項の規定による利子税のほか、第一項」と、「当該事業年度終了の日の翌日以後二月を経過した日から同項」とあるのは「同条第一項の規定により延長された当該申告書の提出期限の翌日から第一項」と読み替へるものとする。

第七十八号第一項中「中間申告書」の下に「を提出した内国法人」を、「同じ」の下に「で次項に規定する内国法人以外のもの」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七十四号第一項の規定による申告書を提出した内国法人で第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けているものが、前条の規定により納付すべき税額（以下この項において「確定法人税額」という。）について当該事業年度終了の日の翌日から二月以内に見込納付（国税通則法第五十九号第一項第二号（国税の予納額の還付の特例）の規定に該当する納付をいう。以下この項において同じ。）をしたときは、その内国法人は、その残額（以下この項において「見込納付後の税額」という。）のうち当該見込納付をした金額に

相当する金額を限度として、確定法人税額からその納期限までに納付した法人税の額を控除した金額について、その納期限の翌日から当該事業年度終了の日の翌日以後五月を経過した日の前日までの期間その納付を延期することができ。ただし、当該見込納付をした金額が確定法人税額の二分の一に相当する金額に満たない場合は、当該見込納付をした金額のほか、当該見込納付後の税額から当該見込納付をした金額を控除した金額以上の法人税をその納期限までに納付したときに限る。

第七十八条に次の一項を加える。
5 第二項に規定する内国法人で、第七十五条の二第八項において準用する第七十五条第一項

第七十八条第二項 前日までの期間
前日までの期間（当該期間内に第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人が納税管理人の届出をしないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行うものを廃止する場合には、当該納期限の翌日からその該当しないこととなる日又はその廃止の日までの期間）

別表第一中「別表第一 公共法人の表」を「別表第一 公共法人の表（第二表関係）」に改める。
別表第二中「別表第二 公益法人等の表」を「別表第二 公益法人等の表（第二表、第三表関係）」に改め、同表第一号の表中南方同胞援護会の項を削る。
別表第三中「別表第三 協同組合等の表」を「別表第三 協同組合等の表（第二表関係）」に改める。

附 則
1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第二条第八号（定義）に規定する

（確定申告書の提出期限の延長）の規定の適用を受けたもの又は国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定により第二項に規定する申告書の提出期限が延長されたものの当該事業年度に係る同項の規定の適用については、同項中「当該事業年度終了の日の翌日以後五月を経過した日の前日までの期間」とあるのは、「三月間」とする。
第四百五十五条第二項の表の上欄中「第七十五条第一項（確定申告書の提出期限の延長）の下に」及び第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）を加え、同表の中欄及び下欄中「前条第一項の」を削り、同表第七十八条第一項の項の次に次のように加える。

第一項（確定申告書の提出期限の延長）の下に「及び第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）を加える。
第十六条中「延長」の下に「第七十五条の二（確定申告書の提出期限の延長の特例）」を加える。
第二十條第一項の表の法人税法第三十八條第一項の項中「延長」を「特例」に改め、「を含む。」の下に「及び同項」を加える。

人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課せられる法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第六十七條（同族会社の特別税率）の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

租税特別措置法の一部を改正する法律
租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の十三」を「第四十一条の十四」に、「第五十七條の七」を「第五十七條の六」に、「第六十八條の三」を「第六十八條の四」に改める。

第三条第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に、「百分の二十五（昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日まで）」を「百分の三十（昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日まで）」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項中「昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」の間に支払を受けるべきものを削り、「百分の二十五」を「百分の三十（昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日まで）」の間に支払を受けるべきものについては、百分の二十五」に改める。

第三条の二第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に、「昭和五十年分」を「昭和五十五年分」に改め、同条第二項中「昭和五十年分」を「昭和五十五年分」に改める。

第三条の三第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第四条第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。
第七条中「五年」を「三年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特殊の外貨借入金等の利子の非課税）
第七条の二 次に掲げる利子については、所得税を課さない。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

一 国又は日本銀行が、昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に非居

住者又は外国法人から借り入れ、又は預入を受ける外国通貨による借入金又は預り金につき、当該非居住者又は外国法人に対して支払う利子

二 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第十一条に規定する外国為替公認銀行その他政令で定める内国法人が、昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に非居住者又は外国法人から借り入れ、又は預入を受ける外国通貨による借入金又は預り金(その債務につき政府が保証しているものに限る)につき、当該非居住者又は外国法人に対して支払う利子

三 内国法人が、昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に非居住者又は外国法人である政令で定める金融機関から借り入れる外国通貨による借入金でその借入れの日から契約において定められた最終償還日までの期間が三年以上であるものにつき、当該金融機関に対して支払う利子

第八条の二第二項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に、「百分の二十五(昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日まで)」を「百分の三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日まで)」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項中「昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきもの」を削り、「百分の二十五」を「百分の三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきもの)については、百分の二十五」に改める。

第八条の三第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第八条の四第二項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に、「百分の二十五(昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日まで)」を「百分の三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日まで)」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項中「昭和四十八年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきもの」を削り、「百分の二十五」を「百分の三十(昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきもの)については、百分の二十五」に改める。

第八条の五第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に、「昭和五十年分」を「昭和五十五年分」に改め、同条第二項中「昭和五十年分」を「昭和五十五年分」に改める。

六 エネルギー資源の有効利用の促進に著しく資する目的で新たに開発され又は著しく改良された機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

第十一条の二第二項中「設備」を「減価償却資産」に改める。

第十三条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

「第五条の二第二項」を「第四条第一項」に、「限る」に係る承認を受けた同項」を「限る。以下この号において同じ」に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項」に改め、「であるもの」の下に「これらの者のうち、当該中小企業構造改善計画に係る当該承認前に、他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする)であつた者が政令で定めるものを除く」を加え、同項第二号

改める。

第八条の六中「昭和五十年分」を「昭和五十五年分」に改める。

第九条第一項中「昭和四十二年七月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第十一条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同項の表の第一号中「設備」を「減価償却資産」に改め、同表の第四号中「火災」の下に「若しくは高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条に規定する高圧ガスにより生ずる災害」を加え、同表中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

当該機械その他の設備 三分の一

中「日前に」の下に「中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 号)による改正前の」を加える。

第十四条第一項及び第十六条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第十六条の二第二項中「掲げる認定」を「掲げる認定又は承認(以下この条において「認定等」という)に、「当該認定」を「当該認定等」に改め、「第六条第一項」の下に「中小企業近代化促進法第五條第三項」を加え、「移転」を「処理、移転」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 中小企業近代化促進法第五條第一項に規定する中小企業新分野進出計画に係る同項の承認を受けた同法第四條第一項に規定する商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の

商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする)である同法第二条に規定する中小企業者 同法第五條第三項の承認(政令で定める期間内に受けたものに限る)。

第十六条の二第三項中「認定」を「認定等」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項及び第五項中「認定」を「認定等」に改める。

第十八条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、次の各号に掲げる法人に対し、当該各号に掲げる費用又は負担金を支出した場合には、その支出した日の属する年以後の各年における当該個人の当該各年の事業所得の金額の計算上、その支出した金額につき必要経費に算入する金額は、所得税法第五十条第一項の規定にかかわらず、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該支出した金額のうちその年に対応する部分の金額として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第十四条第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合 その者の営む事業に関連する同条第二項に規定する費用 二 中小企業近代化促進法第四條第一項に規定する中小企業構造改善計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る)に係る同条第一項若しくは第二項の承認又は同法第五條第一項に規定する中小企業新分野進出計画(同項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施に関する事業について計画が定められているものに限る)に係る同項の承認を受けた同法第四條第一項に規定する商工組合等 同法第九條第二項に規定する負担金 三 繊維工業構造改善臨時措置法第四條第一項に規定する構造改善事業計画(同項に規定す

は、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 中小企業者又は農林漁業者（農林漁業者の組織する団体を含む。）に対する信用の保証を

ら昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改め、「同法第三十三条第三項第一号に規定する譲渡以外の譲渡であり、かつ」を削り、「百分の二十（昭和四十五年分及び昭和四十六年分の

に改め、同項第二号中「この項の規定の適用がないものとした」を「この項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第三十三條第三項第一号中「その資産の取得の日以後五年以内にされたもの」とあるのを「昭和四十四年一月一日以後に取得した資

二 公害の発生による損失を補てんするための業務に係る基金に充てるための負担金

所得税については百分の十とし、昭和四十七年分及び昭和四十八年分の所得税については百分の十五とする。の税率を適用して」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額（昭和五十年分の所得税については、百分の二十の税

第三十三條第一項第一号中「新都市基盤整備法」を「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)」、新都市基盤整備法」に改め、同項第三号中「土地区画整理事業」の下に「大都市地域における住

業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第二条第六号に規定する公益法人等で、当該特定の業務が国又は地方公共団体の施策の実施に著し

率を乗じて計算した金額）に相当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額

宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第 号。以下第三十四条の二までに
おいて「大都市地域住宅地供給促進法」という。）
による住宅街区整備事業」を、「土地改良事業」の
下に「若しくは農用地開発公団法（昭和四十九年

く寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものに対する当該特定の業務に係る基金に充てるための負担金

前項の規定は、確定申告書に同項に規定する

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
イ 四百万円
ロ 課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十

法律第四十三号)第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」を、「第九十四条」及び「九十条」の下に「大都市地域住宅地供給促進法第八十二条第一項及び」を加え、「により支払われるものを除く。」又は「を」及び大都市地域住宅地供給促進法

金額の必要経費に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該

二条第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところに

第七十四條第四項又は第九十條第一項の規定により同法第七十四條第四項に規定する施設住宅の一部等又は同法第九十條第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）又は「

明細書の提出があつたときは、この限りでない。
第二十九条の二第二項中「六十万円」を「七十万円」に改め、同条第三項第二号中「五万円」「六万五千元」に改め、同項第三号中「六十万円」を「七十八万円」に改める。

より計算した金額

第三十一条の二第一項中「昭和四十八年分から昭和五十年分までの各年分」を「昭和五十年分」に、「昭和四十五年分及び昭和四十六年分の所得税については百分の十とし、昭和四十七年分及び

に改め、「第九十六条の四」の下に「並びに農用地
開発公団法第二十三条第二項」を加え、「同法第五
十三条の二の第二項」を「土地改良法第五十三
条の二の第二項」に改め、同項第三号の二中「昭
和四十四年法律第三十八号」を削り、「市街地

第三十条の二第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改め、

条第二項第二号中「ときは、当該費用」を「と

又はその年において生じた前条第一項に規定す

被災事業用資産の損失の金額があるときは、当該

昭和四十八年分の所得税については百分の十五とする。』及び「昭和四十八年分の所得税については、百分の十」を「の税率」に改める。

第三十二条第一項中「昭和四十五年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十

再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、同項第三号の三に次の次の二号を加える。

三の四 土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第百九条第一項に規定する減価償補金を交付すべきこととなるものが施行される

用の額及び当該被災事業用資産の損失の金額のうち当該収入金額に対応する部分の金額として政
で定めるところにより計算した金額に改める。

第三十一条第一項中「昭和四十五年一月一日か

年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改め、「所得税法第三十三条第三項第一号に規定する譲渡又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「同法第二十二條」を「所得税法第二十二條」

場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして当該事業の施行区域内の土地等が買い取られ、対価を取得するとき。

三の五 国、地方公共団体、日本住宅公団又け

地方住宅供給公社が、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するため土地等が買い取られ、対価を取得する場合

第三十三条第一項第七号中「地方公共団体」の下に「(その設立に係る団体の政令で定めるものを含む。)」を加える。

第三十三条の二第一項第一号中「前条第一項第二号」の下に「又は第三号の五」を加え、同項第二号中「土地改良事業」の下に「農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第三十三条の二第一項の事業又は農用地開発公団法第十九条第一項第二号の事業」を加える。

第三十三条の三第一項中「又は土地改良法による土地改良事業」を「土地改良法による土地改良事業、農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業又は大都市地域住宅地供給促進法による住宅街区整備事業」に改め、換地処分により土地等」の下に「又は同法第七十四条第一項に規定する施設住宅の一部等若しくは同法第九十條第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利」を「取得した場合」の下に「又は大都市地域住宅地供給促進法第二十一条第一項の規定による保留地が定められた場合」を「清算金の額」の下に「又は当該保留地の対価の額」を加え、同条第二項中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に、「又は地上権」を「若しくは地上権」に改め、「とき」の下に「又はその有する資産が同法による第二種市街地再開発事業の施行に伴い買い取られ、若しくは取用された場合において、同法第八十八條の十一第一項の規定によりその対価として同項に規定する建築施設の部分的給付を受ける権利を取得したとき」を加え、「権利変換」を「当該権利変換又は買取り若しくは取用」に改め、「譲渡した資産」の下に「(当該給付を受ける権利とともに補償金等を取付した場合に、当該譲渡した資産のうち当該補償金等の額に対応する部分以外のものとして政令で定め

る部分。以下次条までにおいて「旧資産」という。)]を加え、同条第三項中「又は贈与」を「若しくは贈与」に改め、「があつたとき」の下に「又は同項に規定する建築施設の部分につき都市再開発法第八十八條の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき(同法第八十八條の十二第一項又は第八十八條の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとなされる場合を含む。)」を加え、「又は贈与のあつた日において同項に規定する資産」を「若しくは贈与又は譲受け希望の申出の撤回のあつた日若しくは同法第八十八條の十二第一項若しくは第八十八條の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとなされる日において旧資産」に、「又は贈与があつた」を「若しくは贈与又は取用等による譲渡があつた」に、「若しくは第三十二條」を「第三十二條若しくは第三十三條」に、「同項に規定する権利及び」を「前項に規定する権利及び」に改め、「第四百四條」の下に「又は第八十八條の二十四」を加え、「同条の」を「これらの規定に規定する」に、「同項に規定する資産のうち」を「旧資産のうち」に改める。

第三十三條の四第一項中「都市再開発法第四百四條の規定に該当することとなつたことに伴い」を削り、「同項の資産のうち」を「旧資産又は旧資産のうち」に改め、同項各号及び同条第二項中「二千万円」を「三千万円」に改める。

第三十三條の六第一項中「第八十八條第二項」の下に「又は第八十八條の十一第一項」を、「施設建築物の一部」の下に「又は建築施設の部分」を加える。

第三十四條第一項各号中「千万円」を「二千万円」に改め、同条第二項第一号中「日本住宅公団」の下に「地方住宅供給公社」を、「土地区画整理事業」の下に「大都市地域住宅地供給促進法による住宅街区整備事業又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業」を加え、「又は宅地の造成」を「宅地の造成、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備」に改め、「場合」の下に「(第

三十三條第一項第三号の三又は第三号の四の規定の適用がある場合を除く。)]を加え、同項第三号中「史跡」の下に「、名勝若しくは天然記念物」を加え、同項に次の一号を加える。

四 森林法第二十五條の規定により保安林として指定された区域内の土地又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内の土地が同条第二項に規定する保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合。

第三十四條の二第一項各号中「五百万円」を「千五百万円」に改め、同条第二項第一号中「地域振興整備公団」の下に「新東京国際空港公団」を、「第三十三條第一項第二号」の下に「若しくは第三号の五」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 主として住宅建設の用に供する目的で行われる面積一ヘクタール以上の一団の宅地の造成に関する事業又は五十戸以上の一団の住宅建設に関する事業で、都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内において行われるものうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方法により行われるものの用に供するために、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十四條第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第二十三條第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四條第一項の勧告を受けずに買い取られる場合(昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。)

第三十四條の二第二項第五号中「地方公共団体」の下に「又は新東京国際空港公団」を加え、同項第七号中「その施行区域の面積が十ヘクタール以上であることその他」を「都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の」に改め、同項第九号中「(昭和四十九年法律第

九十二号)」を削り、同項に次の三号を加える。

十 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第十九條第一項第五号に規定する施設の用に供するために土地等が日本道路公団に買い取られる場合

十一 国、地方公共団体その他政令で定める法人が作成した地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画で、国土利用計画法第九條第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同条第一項の土地利用基本計画に定められたものうち政令で定めるものに基つき、当該事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体(その設立に係る団体の政令で定めるものを含む)に買い取られる場合

十二 都市再開発法第七條の六第三項若しくは大都市地域住宅地供給促進法第八條第三項(同法第二十七條において準用する場合を含む)の規定により土地等が買い取られる場合又は土地等につき同法による特定土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち同法第二十一条第一項の保留地に対応する部分の譲渡があつたとき。

第三十四條の三第一項各号中「二百五十万円」を「五百万円」に改め、同条第二項第一号中「(昭和四十四年法律第五十八号)」を削り、同項に次の二号を加える。

五 林業経営の規模の拡大、林地の集団化その他林地保有の合理化に資するため、森林法第七十九條第二項第五号の三又は第五百四十四條第一項第六号の三の事業を行う森林組合又は森林組合連合会に委託して同法第五條第一項の規定による地域森林計画の対象とされた山林に係る土地を譲渡した場合

六 土地等(農業振興地域の整備に関する法律第三條に規定する農用地等及び同法第八條第二項第三号に規定する農用地等とすることが適当な土地並びにこれらの土地の上に存する

権利に限る。）につき同法第十三条の二第一項の事業が施行された場合において、同法第十三条の三の規定による清算金を取得するとする。

第三十五条第一項各号中「千七百万円」を「三千万円」に改める。

第三十六条第一項中「及び前条第一項の規定の適用を受けるとき、これらの規定のいづれかと第三十四条第一項若しくは第三十四条の二第一項の規定との適用を受けるとき、第三十三条の四第一項の規定と第三十四条の三第一項若しくはは」を「第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、前条第一項又は」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「との適用を受けるとき、又は前条第一項、第三十四条の三第一項及び第三十一条第一項の規定の適用を受けることにより控除すべき金額の合計額が三千万円を超えることとなる」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

第三十七条第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改め、同項の表の第十四号の上欄を次のように改める。
十四 所得税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で当該個人により昭和四十四年一月一日前に取得（建設を含む）をされたもの

第三十七条第三項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に、「これを」を「超える」に改め、同条第四項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。

第三十七條の四中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改め、「除く」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「交換取得資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うための金銭」を「補うための金銭（以下この条において「交換差金」という。）」に改め、「含む」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産

以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）を加え、同条第一号中「当該交換譲渡資産」の下に「他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。」を加える。

第三十八條第一項各号及び第二項中「五百万円」を「千五百万円」に改める。

第三十九條第一項中「又は第七十條の五第一項」を削り、「同法第十九條又は第七十條の五第三項」を「同条」に改める。

第四十條の二の見出し中「国」を「国等」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「國に譲渡した場合」の下に「又はその有する資産で同項の規定により重要文化財として指定されたものを地方公共団体に譲渡した場合」を加える。

第四十條の三「第七十條の四第十項又は」を削る。

第四十一條第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改める。

第四十一條の四第一項第一号中「百分の八」を「百分の十」に、「四万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「百分の六」を「百分の八」に、「三万円」を「四万円」に改め、同項第三号中「百分の四」を「百分の六」に、「二万円」を「三万円」に改める。

第四十一條の九第一項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改める。

第四十一條の十一第一項及び第二項中「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改める。

第四十一條の十二第一項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改め、「（電信電話債券にあつては、昭和四十六年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで）の間に発行されたものとする。以下この条において同じ。」を削り、「百分の十（昭和四十六

年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日まで）を「百分の十二（昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日まで）に改め、「（電信電話債券にあつては、昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に発行されたもの）」を削り、「百分の八」を「百分の十」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和四十六年一月一日から昭和五十年十二月三十一日まで」を「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」に改める。

第四十一條の十三の見出し中「源泉徴収の不適用」を「源泉徴収税率の軽減」に改め、同条中「昭和四十六年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に」を「昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に締結した契約に基づき」に、「ついでには、同法第七十八條、第七十九條並びに第二百二條第一項及び第二項の規定は、適用しない」を「対する同法第七十九條及び第二百二十三條第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする」に改め、第二章第六節中同条を第四十一條の十四とし、第四十一條の十二の次に次の一条を加える。

（利付外貨債の発行差金の非課税）
第四十一條の十三 非居住者が昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に発行された利付外貨債（第七條に規定する外貨債で確定利率により利子が支払われるものをいう。）でその発行日から最終償還日までの期間が三年以上のものにつき支払を受ける発行差金（その利付外貨債の償還により受ける金額がその利付外貨債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。

ただし、当該発行差金のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の所得税法の施行地において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第四十二條第一項中「各事業年度に係る利益の配当」の下に「（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三條ノ五第一項に規定する金銭の分配を含む。以下次条までにおいて同じ。）」を加え、同条第三項中「同法第七十四條第一項」を「同法第七十二條第一項の規定の適用については、同項第二号中一の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二條第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）の規定を適用」と、同法第七十四條第一項に改める。

第四十三條第一項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項の表の第一号中「設備」を「減価償却資産」に改め、同表の第四号中「火災」の下に「若しくは高圧ガス取締法第二条に規定する高圧ガスにより生ずる災害」を加え、同表中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 エネルギー資源の有効利用の促進に著しく資する目的で新たに開発され又は著しく改良された機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

第四十三條の二第一項中「設備」を「減価償却資産」に改める。

第四十五條の三第一項第一号中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、

「第五條の二第一項」を「第四條第一項」に、「限る」に係る承認を受けた同項」を「限る。以下この号において同じ。」に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項に改め、「であるもの」の下に「これらの者のうち、当該中小企業構造改善計画に係る当該承認前に、他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員（当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。）であつた者で政令で定めるものを除く。」を加え、同条第二号中「の施行の日前に」を「昭和四十九年法律第五十八号」の施行の日前に中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）による改正前の」に改める。

第四十六條第一項及び第四十七條第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第四十八條第一項中「各事業年度」の下に「（同表の第一号に掲げる法人の各事業年度については、原油の備蓄に著しく寄与するものとして政令で定める要件を満たしている事業年度に限る。）」を加え、同項の表の第一号中「これらの法人のうち原油の備蓄に著しく寄与するものとして政令で定めるものに限る。」を削り、「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第四十九條第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「損金経理」の下に「（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することを用いる。以下この章において同じ。）」を加える。

第五十條第一項中「第十一條第五項の認定を受けている同法」を削り、「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「期間内に」の下に「その有する山林につき同法第五條第一項の規定による地域森林計画の達成に資する

ものとして作成した政令で定める要件に該当する森林の施業に関する計画（次項において「施業計画」という。）に基づき」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「期間内に」の下に「施業計画に基づき」を加える。

第五十一條第一項中「十分の一」を「政令で定める福利厚生施設に該当するものは十分の一とし、その他のものは十分の一とする。」に改める。

第五十一條の二第一項中「掲げる認定」を「掲げる認定又は承認（以下この条において「認定等」という。）」に、「当該認定」を「当該認定等」に改め、「第六條第一項」の下に「中小企業近代化促進法第五條第三項」を加え、「移転」を「処理、移転」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 中小企業近代化促進法第五條第一項に規定する中小企業新分野進出計画に係る同項の承認を受けた同法第四條第一項に規定する商工組合等の構成員（当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。）である同法第二條に規定する中小企業者 同法第五條第三項の承認（政令で定める期間内に受けたものに限る。）

第五十一條の二第三項中「認定」を「認定等」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項及び第五項中「認定」を「認定等」に改める。

第五十二條第一項を次のように改める。
青色申告書を提出する法人が、次の各号に掲げる法人に対し、当該各号に掲げる費用又は負担金を支出した場合には、その支出した金額については、法人税法第三十二条第一項の規定にかかわらず、当該法人がその支出した日を含む事業年度以後の各事業年度において損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
一 鉱工業技術研究組合法第十四條第一項の規定による承認を受けた鉱工業技術研究組合
同条第二項に規定する費用

二 中小企業近代化促進法第一項に規定する中小企業構造改善計画（同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業についての計画が定められているものに限る。）に係る同条第一項若しくは第二項の承認又は同法第五條第一項に規定する中小企業新分野進出計画（同項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施に関する事業についての計画が定められているものに限る。）に係る同項の承認を受けた同法第四條第一項に規定する商工組合等 同法第九條第二項に規定する負担金

三 繊維工業構造改善臨時措置法第四條第一項に規定する構造改善事業計画（同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業についての計画が定められているものに限る。）に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合 同法第七條第二項に規定する負担金

第五十三條第一項中「たな卸資産」の下に「（後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法による原価又は後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるものと並びに）を加え、「基いて」を「基ついて」に改め、「評価方法」を削り、「こえるときは」を「超えるときは」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「前号に規定する方法以外の評価方法により評価される」を削り、「価格変動の著しい物品」を「国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの（次項において「価格変動の著しい物品」という。）」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項第一号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、「価格変動の著しい物品に該当するたな卸資産以外のたな卸資産については、当該たな卸資産を事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品、仕掛品、主要原材料、補助原材料その他のたな卸資産に区分し」を削る。

第五十四條第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第五十五條第一項中「投資法人及び」を「特定投資法人及び」に、「第一号から第四号まで」を「第一号又は第二号」に、「次項第十号ハ」を「次項第八号ハ」に改め、「又は第三号」及び「又は第四号」を削り、同項の表の中第一号及び第二号を削り、同表の第三号中「第五号から第八号まで」を「第三号から第六号まで」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第四号中「第六号又は第八号」を「第四号又は第六号」に改め、同号を同表の第二号とし、同表の第五号中「第七号」を「第五号」に改め、同号を同表の第三号とし、同表の第六号中「第八号」を「第六号」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条第二項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第一号の海外事業法人のうち」を削り、「目的とするもの」の下に「として政令で定めるもの」を加え、同号を同項第一号とし、同項第四号中「第二号の投資法人のうち」を削り、「法人で」を「内国法人で、海外投資の促進に著しく寄与するものとして」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「現に行なつて」を「法人でその現に行なつて」に、「（石油）」を「（石油（可燃性天然ガスを含む。））」に、「行なわれる」を「行われる」に、「石油」を「当該石油」に、「次号」を「以下次号まで」に、「法人」を「（国営の法人を除く。）並びに資源開発事業等を行つて、外国政府及び国営の法人を」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「行なつて」を「行つて」に、「行なわれる」を「行われる」に、「これに類する事業」を「当該事業に密接に関連する事業及びこれに附帯して行われる事業」に、「法人で」を「法人として」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第五号」を「第三号」に、「行なつて」を「行つて」に改め、「定めるもの」の下に「（国営の法人を除く。）並びに当該事

業を行つてゐる外国政府及び官営の法人を加へ、同号を同項第五号とし、同項第八号中「第六号」を「第四号」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「第四号」を「第二号」に、「こえて」を「超えて」に、「第三号」を「第一号」に、「第六号」を「第四号」に、「第五号」を「第三号」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「行なう」を「行ふ」に、「行なつた」を「行つた」に、「海外事業法人」を「特定海外事業法人」に、「投資法人」を「特定投資法人」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号中「第十三号」を「第十一号」に、「海外事業法人」を「特定海外事業法人」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十二号中「行なつた」を「行つた」に、「第五号」を「第三号」に、「第六号」を「第四号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十三号中「第五号」を「第三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号中「又は第三号」を削り、「同表の第一号」を「同号」に改め、同号中「又は第四号」を削り、「同表の第二号」を「同号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「第二項第十四号イ」を「第二項第十二号イ」に改め、「若しくは第三号」及び「若しくは第四号」を削り、同項第十三号を次のように改める。

三 当該海外投資等損失準備金に係る特定法人で第一項の表の第五号又は第六号の上欄に掲げる法人が同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人になつた場合、その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の五十に相当する金額

第五十六条の四第一項中「第九号」を「第十号」に改める。

第五十六条の五第一項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第五十六条の六第一項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第五十六条の七第一項中「昭和五十年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「次号」を「次号」に改め、同項第二号を次のように改める。

一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「行なう」を「行ふ」に改める。

第五十六条の九第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第五十七条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第一号中「以下この項において同じ」を削り、同項第二号を次のように改める。

〇 証券事故により生ずべき損失の見積額として政令で定める金額

第五十七条第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次号」を「次号」に改め、同項第二号を次のように改める。

〇 商品取引事故により生ずべき損失の見積額として政令で定める金額

第五十七条第六項中「第十号」を「第九号」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

第五十七条の四第四項中「合計額を控除した金額」の下に「（第一項第四号の農業協同組合連合会が行う共済のうち政令で定めるものについては、同号の事業を行う農業協同組合が締結した共済契約の共済掛金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額）」を加える。

第五十七条の六を削る。

第五十七条の七を第五十七条の六とする。

第五十八条の二の見出し中「探鉱準備金」の下に「又は海外探鉱準備金」を加へ、同条第一項中「規定する鉱物」の下に「（以下この条において「鉱物」という。）を加へ、「当該鉱物」を「鉱物」に、「係る所得」を「係る採掘所得」に改め、同条第七項中「探鉱準備金」の下に「又は第二項の海外探鉱準備金」を加へ、「第五十八条の二第三項」を「第五十八条の二第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「又は第二項」を加へ、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項の探鉱準備金」の下に「又は第二

項の海外探鉱準備金」を、「探鉱準備金の金額」の下に「又は海外探鉱準備金の金額」を加へ、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の探鉱準備金」の下に「又は第二項の海外探鉱準備金」を、「探鉱準備金の金額」の下に「又は海外探鉱準備金の金額」を、「廃止した場合」の下に「又は国内鉱業者でないこととなつた場合」を加へ、「当該廃止の日」を「その廃止し、又はないこととなつた日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「探鉱準備金の金額」の下に「又は海外探鉱準備金の金額」を加へ、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「定めるもの」の下に「及び海外の地域にある鉱物の探鉱のための当該費用に充てられることが確定である出資若しくは長期の資金の貸付けで政令で定めるもの」を加へ、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で法人税法の施行地内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるもの（以下この条において「国内鉱業者」という。）が、昭和五十年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの期間（以下この項及び第九項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、海外の地域（同法の施行地外の地域をいう。以下次条までにおいて同じ。）にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に必要となる資金の相当部分が当該国内鉱業者及びこれと共同して投資をする内国法人によつて直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的供給に著しく寄与するものとして政令で定める第二項第一項第二号に規定する外国法人をいう。）から取得した当該鉱山に係る鉱物（当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものを含む。）の販売

による当該事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により海外探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十八条の二に次の一項を加える。

9 国内鉱業者である法人が指定期間内に取得する第二項に規定する海外自主開発法人の第五十五条第一項に規定する特定株式等については、同項、第五十三条第一項及び法人税法第五十二条第一項の規定は、適用しない。

第五十八条の三の見出し中「新鉱床探鉱費」の下に「又は海外新鉱床探鉱費」を加へ、同条第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「行なつた」を「行つた」に改め、「政令で定める探鉱用機械設備」の下に「（次項において「探鉱用機械設備」という。）を加へ、「こえる」を「超える」に、「前条第三項又は第四項」を「前条第四項又は第五項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加へ、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の海外探鉱準備金の金額（同条第六項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人が、各事業年度において、同条第二項に規定する新鉱床探鉱費（以下この項において「海外新鉱床探鉱費」という。）の支出を行つた場合又は専ら海外の地域において事業の用に供される探鉱用機械設備（以下この項において「海外探鉱用設備」という。）について償却をした場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金の額に算入する。

一 前項第一号に掲げる合計額のうち、当該事業年度において支出する海外新鉱床探鉱費の額に相当する金額と当該事業年度の海外探鉱用設備の償却額との合計額（同項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額から当該合計額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した金額）

二 当該事業年度において前条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第二項の海外探鉱準備金の金額に相当する金額

三 前項第三号に掲げる金額から同項の規定により損金の額に算入された金額を控除した金額

第六十一条第一項中「行なう」を「行う」に、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「こえる」を「超える」に改める。

第六十二条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項第三号中「土地区画整理事業」の下に、「大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（以下第六十五条の四までにおいて「大都市地域住宅地供給促進法」という。）による住宅街区整備事業」を、「土地改良事業」の下に「若しくは農用地開発公団法第十九条第一項第一号若しくはロの事業」を、「第九十四条（一）及び「第九十条（一）の下に「大都市地域住宅地供給促進法第八十二条第一項及び」を加え、「により支払われるものを除く」又は「を」及び「大都市地域住宅地供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により同法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は同法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く」又は「に改め、「第九十六条の四」の下に「並びに農用地開発公団法第二十三條第二項」を加え、「同法第五十三條の二の第二項」を「土地改良法第五十三條の二の第二項」

に改め、同項第三号の二中「市街地再開発事業」を「第一種市街地再開発事業」に改め、同項第三号の三の次に次の二号を加える。

三の四 土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第九十条第一項に規定する減価償却金を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして当該事業の施行区域内の土地等が買い取られ、対価を取得するとき。

三の五 国、地方公共団体、日本住宅公団又は地方住宅供給公社が、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営に係る事業の用に供するため土地等が買い取られ、対価を取得する場合

第六十四条第一項第七号中「地方公共団体」の下に「その設立に係る団体の政令で定めるものを含む」を加え、同条第二項第二号中「第六十五条第一項第二号」の下に「若しくは第四号」を加える。

第六十五条第一項中「又は清算金」を「若しくは清算金」に、「を取得した場合」を「又は保留地の対価（大都市地域住宅地供給促進法第二十一条第一項の規定による保留地が定められた場合における当該保留地の対価をいう。次項において同じ。）を取得した場合」に改め、同項第一号中「第六十四条第一項第二号」の下に「又は第三号の五」を加え、同項第二号中「土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理又は「を削り、「土地改良事業」の下に「農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第一項の事業又は農用地開発公団法第十九條第一項第二号の事業」を加え、「換地処分又は」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項に次の二号を加える。

四 土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、土地改良法による土地改良事業、農用地開発公団法第十九條第一項第一号若しくは

ロの事業又は大都市地域住宅地供給促進法による住宅街区整備事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等又は同法第七十四条第一項に規定する施設住宅の一部等若しくは同法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を取得するとき。

五 資産につき都市再開発法による第一種市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分を取得するときは、又は資産が同法による第二種市街地再開発事業の施行に伴い買い取られ、若しくは収用された場合において、同法第八十条の十一第一項の規定によりその対価として同項に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利を取得するとき。

第六十五条第二項第一号中「補償金等を」と「補償金等又は保留地の対価」に改め、「当該補償金等」の下に「又は保留地の対価」を加え、同条第五項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、「第六十四条」の下に「若しくは第六十八條の二十四」を加え、「同条の」を「これらの規定に規定する」に、「次条第一項、第二項及び第七項」を「次条第一項」に改め、「同条の施設建築物の一部」の下に「若しくは建築施設の部分」を、「取得したとき」の下に「若しくは当該建築施設の部分につき同法第六十八條の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第六十八條の十二第一項又は第六十八條の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む）」を、「取得した日」の下に「若しくは譲受け希望の申出の撤回のあつた日若しくは同法第六十八條の十二第一項若しくは第六十八條の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとみなされる日」を加える。

ものとし、土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等、清算金又は土地等及び清算金を取得するときは、並びに資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利交換により施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（以下この項、次項及び第七項において「権利交換資産」という。）又は補償金を取得するときを除く」を「及び前条第五項に規定する譲受け希望の申出の撤回があつたときにおいて、同項の規定により同条第一項第五号に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む」に、「以下この項において」を「以下この条において」に、「こえる」を「超える」に、「こえ」を「超え」に、「換地処分により土地等を譲渡して土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産若しくは権利交換資産及び交換清算金を取得した場合」に、「当該譲渡した土地等若しくは資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産」を「前条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により譲渡した資産について、当該資産のうち当該換地処分等により取得した資産」に、「次項において」を「次項及び第七項において」に、「二千万円」を「三千万円」に改め、同条第二項中「法人が、その有する土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理若しくは土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により清算金（第六十四条第一項第三号に規定する清算金をいう。以下この項において「換地清算金」という。）若しくは土地等及び換地清算金を取得し、又はその有する資産につき都市再開発法による市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る

権利交換により補償金（第六十四条第一項第三号の二又は第六号の二に規定する補償金をいう。以下この項において同じ。）又は権利交換資産及び交換清算金を取得し、を「法人の有する資産で前条第一項第四号又は第五号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（同条第五項の規定により同条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該法人が、同項第四号又は第五号に掲げる場合に該当する換地処分等により資産とともに補償金等を取付し、に、当該換地清算金、補償金又は交換清算金」を「当該補償金等」に、「換地処分又は権利交換」を「当該換地処分等」に、「土地等又は資産」を「資産」に、「これを」を「超え、に、これを」を「超える」に、「二千万円」を「三千万円」に改め、同条第七項中、「当該法人の第六十四条第一項各号又は前条第一項各号に規定する資産でこれらの規定に該当することとなつたもの（換地処分により土地等を譲渡した土地等若しくは土地等及び清算金を取得し、又は権利交換により資産を譲渡して権利交換資産若しくは権利交換資産及び交換清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等若しくは資産のうち当該取得した土地等若しくは権利交換資産の価額に相当する部分として政令で定める部分を除く。）を「収用換地等により譲渡した資産」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。

第六十五条の三第一項中「千円」を「二千万円」に改め、同項第一号中「日本住宅公社」の下に「地方住宅供給公社」を、「土地区画整理事業」の下に「大都市地域住宅地供給促進法による住宅街区整備事業又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業」を加え、「又は宅地の造成を、宅地の造成、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備」に改め、「場合」の下に「第六十四条第一項第三号の三又は第三号の四の規定の適用がある場合を除く。」を加え、同項第三号中「史跡」の下に「名勝若しくは天然記念物」を加え、同項に次の一号を加える。

四 森林法第二十五条の規定により保安林として指定された区域内の土地又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内の土地が同条第二項に規定する保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合

第六十五条の四第一項中「五百万円」を「千五百万円」に改め、同項第一号中「地域振興整備公団」の下に「新東京国際空港公団」を、「第六十四条第一項第二号」の下に「若しくは第三号の五」を加え、同項第三号を次のように改める。
三 主として住宅建設の用に供する目的で行われる面積一ヘクタール以上の一団の宅地の造成に関する事業又は五十戸以上の一団の住宅建設に関する事業で、都市計画法第四十二条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公営の方法により行われるものの用に供するために、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は司法法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項の勧告を受けずに買い取られる場合（昭和五十年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に買い取られる場合に限る。）

第六十五条の五第一項中「二百五十万円」を「五百万円」に改める。
第六十五条の六中「又は第七項の規定と」を「若しくは第七項」に、「との適用」を「のうち二以上の規定の適用」に、「二千万円」を「三千万円」に改める。
第六十五条の七第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項の表の第十四号の上欄を次のように改める。
十四 法人税法の施行地にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により昭和四十四年一月一日前に取得（建設を含む。）をされたもの

第六十五条の七第十項第一号イ中「第一号から第三号まで」を「第一号、第四号及び第五号」に改め、「換地処分」の下に「権利交換」を加える。
第六十五条の八第一項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。
第六十五条の九中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、「第六十五条第一項第二号」の下に「から第五号まで」を加え、「換地処分及び交換」を「交換、換地処分及び

権利交換」に改め、「除く」の下に「以下この条において同じ。」を加え、「交換取得資産の価額」を「取得した資産の価額」に、「補うために金銭」を「補うための金銭（以下この条において「交換差金」という。）」に改め、「含む」の下に「又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）」を加え、同条第一号中「当該交換譲渡資産」の下に「（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に相当するものとして政令で定める部分に限る。）」を加える。
第六十六条第一項第一号中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第五号の二第一項」を「第四号第一項」に、「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「当該計画」を「計画」に、「承認を受けた同項」を「同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項」に、「もの又は同法第三号第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に同項に規定する基本計画が定められたものに属する事業を営む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八号第一項の規定による承認を受けることができるもの」を「もの（以下この号において「特定業種法人」という。）又は当該中小企業構造改善計画に従つて当該特定業種法人と合併する次に掲げる法人」に、「同法第八号第二項」を「同法第八号第二項又は第三項」に改め、同号に次のように加える。
イ 中小企業近代化促進法第四号第二項に規定する関連事業者である法人
ロ 中小企業近代化促進法第三号第一項に規定する指定業種で昭和三十八年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）による改正前の中小企業近代化促進法第三号第一項に規定する基本計画が定められたものに属す

る事業を営む法人で、当該基本計画が定められた日から五年以内に同法第八條第一項の規定による承認を受けることができるもの（イに掲げる法人に該当するものを除く。）

第六十六條第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十六條の二中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十六條の三第一項第一号中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第五條の二第二項」を「第四條第一項」に、「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「当該計画」を「計画」に、「承認を受けた同項」を「同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項」に改め、「であるもの」の下に「又は同法第四條第二項の承認を受けた当該中小企業構造改善計画に係る当該特定業種について指定された同項に規定する関連業種に属する事業を営む法人であるもの」を加え、「当該承認」を「同法第四條第一項又は第二項の承認」に、「同法第八條第二項及び第三項」を「同法第八條第二項、第三項及び第四項」に改め、同条第二項中「第八條第三項」を「第八條第四項」に改める。

第六十六條の四の見出し中「延納」を「延納等」に改め、同条中「延納」の下に「（これに類する納付の特例を含む。）」を加え、「第七十八條第三項」を「第七十五條の二第六項（同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。）」において準用する同法第七十五條第七項及び同法第七十八條第四項に改める。

第六十六條の五第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 中小企業近代化促進法第四條第一項に規定する商工組合等 同条第一項若しくは第二項の承認に係る中小企業構造改善計画において

定められている同条第一項に規定する新商品若しくは新技術の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産又は同法第五條第一項の承認に係る中小企業新分野進出計画において定められている同項に規定する新商品の開発等による新たな事業の分野への進出のための試験研究の実施に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六條の七を第六十六條の八とし、第六十六條の六の次に次の一条を加える。

（特定の基金に対する負担金の損金算入の特例）第六十六條の七 法人が、各事業年度において、長期間わたつて使用され、又は運用される基金に係る負担金で次に掲げるものを支出した場合に、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 中小企業者又は農林漁業者（農林漁業者の組織する団体を含む。）に対する信用の保証をするための業務を法令の規定に基づいて行うことを主たる目的とする法人で政令で定めるものに對する当該信用の保証をするための業務に係る基金に充ててするための負担金

二 公害の発生による損失を補てんするための業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第二條第六号に規定する公益法人等で、当該特定の業務が国又は地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものに対する当該特定の業務に係る基金に充ててするための負担金

前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

て、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第三章第八節中第六十八條の三の次に次の一条を加える。

（利付外貨債の発行差金の非課税）

第六十八條の四 第二條第一項第二号に規定する外国法人が昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に発行された利付外貨債（第七條に規定する外貨債で確定利率によりその利子が支払われるものをいう。）でその発行日から最終償還日までの期間が三年以上のものにつき支払を受ける発行差金（その利付外貨債の償還により受ける金額がその利付外貨債の発行価格を超える場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。ただし、当該発行差金のうち、法人税法第四十一條第一号から第三号までに掲げる外国法人が支払を受けるもので当該外国法人の同法の施行地において行う事業に係せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第六十九條第一項中「第七十條の六」を「第七十條の七」に改める。

第七十條の二第二項中「第七十條の五」を「第七十條の六」に改める。

第七十條の四の見出し中「納期限の特例」を「納税猶予」に改め、同条第一項中「昭和三十九年一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間に」を削り、「含む」の「を」を含む。以下第七十條の六までにおいて同じ。の「に」改め、「政令で定める部分」の下に「並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で当該農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条において「準農地」という。）のうち政令で定める部分」を加え、「当該期間内において既にこの条」を「既にこの条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第号）による改正前の租税特別措置法第七十條の四」

に、「（これらの上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。）」を「並びに準農地（一）に、当該受贈者が当該贈与者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日まで、その納期限を延長する」を「当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する」に、「当該受贈者が当該贈与者の死亡の前」を「当該受贈者が、当該贈与者の死亡の前」に、「次の各号の一に掲げる場合」を「第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに、」に、「当該各号」を「これらの号」に、「当該期限を延長する」を「当該贈与者の死亡の前において第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には同号に掲げる日まで、それぞれ当該納税を猶予する」に改め、同項第一号中「農地への転用」の下に「準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用」を加え、「」があつた場合（第三十三條から第三十三條の三までの譲渡、設定又は消滅を）があつた場合（第三十三條の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡又は設定）に、「があつた場合（第三十三條から第三十三條の三までの譲渡、設定又は消滅があつた場合を除く。）におけるその」を「（第三十三條の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡又は設定を除く。）があつた場合には、当該」に改め、「供する土地」の下に「（当該農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地）」を加え、「面積の」を「面積（その時に当該農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）」に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次の一号を加える。

四 当該受贈者がこの項の規定の適用を受けることをやめようとする場合において、第十三項第一号に規定する贈与税の額及び当該贈与税の額に係る同項に規定する利子税を納付してその旨を記載した届出書を納税地の所轄税

務署長に提出したとき。 当該届出書の提出があつた日

第七十条の四第二項中「除く。」の下に「又は当該死亡の日前における同項の贈与税の申告書の提出期限後十年を経過する日において当該受贈者が有する同項の規定の適用を受ける準農地（同日前に同号に規定する権利の設定又は転用がされたものを除く。）のうち農地法第二十一条に規定する農地若しくは採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供されていないもの（当該農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設として政令で定めるものの用に供されているものを除く。）がある場合」を加え、「同項に規定する」を「前項に規定する」に、「農地等の価額」を「農地等又は当該農業の用に供されていない準農地の価額」に改め、「あつた日」の下に「又は当該十年を経過する日の翌日」を加え、「同日」を「又は当該十年を経過する日後当該二年を経過する日」に、「納期限」を「納税の猶予に係る期限」に改め、同条第三項中「農地等」を「農地法第二十一条に規定する農地又は採草放牧地」に、「農地等の取得」を「当該農地又は採草放牧地の取得」に、「農地等は」を「当該農地又は採草放牧地は」に改め、同条第五項中「受贈者は」の下に「同項に規定する贈与税の全部につき」を加え、「納期限がまだ確定していない」を「納税の猶予に係る期限が確定するまでの」に改める。

第七十条の四第十項及び第十一項を削り、同条第九項中「贈与者」の下に「が死亡したとき又は当該贈与者」を加え、「当該死亡の」を「当該贈与者が死亡した日又は当該受贈者が死亡した日」に、「第六項」を「第七項」に、「同日」を「これらの日」に、「第七項」を「第九項」に、「納期限」を「納税の猶予に係る期限」に改め、「又は国税通則法第三十八条第一項の規定による納付の請求」を削り、同項を同条第十二項とする。

第七十条の四第八項を削り、同条第七項中「第一項の規定による納期限」を「第一項に規定する贈与税（既に第二項の規定の適用があつた場合に

は、同項の規定による納税の猶予に係る期限が到来しているものを除く。）に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の二項を加える。

10 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用については、次の定めるところによる。

一 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第二項、第七項又は第九項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

二 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち同項の規定による納税の猶予を受けたものとその他のものとに区分し、更に当該納税の猶予を受けた贈与税の額を前号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

三 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第三項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納税の猶予を含む。）とする。

11 第一項ただし書、第二項、第七項又は第九項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

第七十条の四第六項中「前項」を「第五項」に、「以下第九項、第十項及び次条第三項」を「第十二項及び第十三項第一号」に改め、「当該期限」の下に「の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合に於ては、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）」を加え、「納期限」を「納税の猶予に係る期限」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第五項及び前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項の規定の適用を受けるため、現にその適用を受ける農地等の全部を担保に提供した場合に於ては、その提供している期間に限り、適用しない。

第七十条の四第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、同項の税務署長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるものにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、次項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

第七十条の四に次の四項を加える。

13 第一項の規定の適用を受けた受贈者は、次の各号の一に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税の額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に掲げる納税の猶予に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該猶予に係る期限前に納付があつた場合には、当該計算した金額から、当該猶予に係る期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該猶予に係る期限までの期間の月数に応じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）に相当する利子税を、当該各号に規定する贈与税の額に相当する贈与税にあわせて納付しなければならぬ。

一 第一項ただし書の規定の適用があつた場合（第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項に規定する贈与税の額に係る同項ただし書の規定による納税の猶予に係る期限

二 第二項の規定の適用があつた場合（第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項に

規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三 第七項の規定の適用があつた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項に規定する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

四 第九項の規定の適用があつた場合 同項に規定する贈与税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数が生じたときは、十五日以下の端数は切り捨て、十五日を超える端数は一月とする。

15 農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又はその転用（農地法第二十一条に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用を除く。）に關し、法令の基つき許可、あつせん、届出の受理その他の行為をしたことにより当該所有権の移転、当該使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当該転用があつたことを知つた場合には、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、当該農地等についてこれらの事実が生じた旨を、国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知しなければならぬ。

16 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が第二項に規定する十年を経過する日において有する第一項の規定の適用を受けた準農地について、大蔵省令で定めるところにより、当該十年を経過する日におけるその利用の形態その他の現況を、同日から一月を経過する日までに、当該準農地の所在

地の所轄事務署長に通知しなければならない。
第七十條の五第一項中「納期限の延長」を「納税の猶予」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「納期限の繰上げ又は国税通則法第三十八條第一項の規定による納付の請求」を「納税の猶予に係る期限の繰上げ」に改め、同条第二項中「農地等」を「農地法第二條第一項に規定する農地又は採草放牧地」に、「農地等は」を「当該農地又は採草放牧地は」に改め、同条第三項から第六項までを削る。
第七十條の六第一項中「基礎となつたものの価額」を「計算の基礎となつたものの価額（当該財産のうち前条第一項に規定する特例農地等に該当するものがある場合には、当該特例農地等の価額は、当該特例農地等につき同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして計算した価額。以下この条において同じ）」に改め、同条第二項中「延納の許可」を「相続又は遺贈により取得した財産で延納の許可に、「財産の価額」を「ものの価額」に改め、同条を第七十條の七とし、第七十條の五の次に次の一条を加える。

（農地等についての相続税の納税猶予等）
第七十條の六 農業を営んでいた個人として政令で定める者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人で政令で定めるもの（以下この条において「農業相続人」という。）が、当該被相続人からの相続又は遺贈によりその農業の用に供されていた農地法第二條第一項に規定する農地及び同項に規定する採草放牧地の取得（前条の規定により相続又は遺贈により取得したとみなされる場合の取得を含む。第八項を除き、以下この条において同じ。）をした場合（当該被相続人からの相続又は遺贈により当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で当該農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条において「準農地」という。）の取得をした場合を含む。）には、当該相続に係る相続税法第二十七條第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「相続税の申告書」という。）の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該農地、採草放牧地及び準農地で当該申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該農地及び採草放牧地については当該農業相続人がその農業の用に供するものに限るものとし、準農地については当該農地又は採草放牧地とともにこの項の規定の適用を受けようとするものに限る。以下この条において「特例農地等」という。）に係る納税猶予分の相続税については、当該申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三條の規定にかかわらず、当該農業相続人の死亡の日又は当該申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日（同日前に、その有する当該特例農地等の全部につき第七十條の四の規定の適用に係る贈与があつた場合には、当該贈与があつた日とし、当該特例農地等の一部につき当該贈与があつた場合には、当該特例農地等のうち当該贈与があつたものに係る第七十條第三号に掲げる相続税については当該贈与があつた日とし、当該特例農地等のうち当該贈与がなかつたものに係る第八項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については当該贈与があつた日から二月を経過する日（同日以前に当該農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。以下この項において同じ。）とする。）まで、その納税を猶予する。ただし、当該農業相続人が、その死亡の日、当該二十年を経過する日又は当該贈与があつた日のいずれか早い日（以下この条において「死亡

等の日」という。）前において次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日から二月を経過する日まで、当該納税を猶予する。

一 当該相続又は遺贈により取得をした特例農地等の譲渡、贈与（第七十條の四の規定の適用に係る贈与を除く。）若しくは転用（農地法第二條第一項に規定する採草放牧地の同項に規定する農地への転用及び準農地の当該採草放牧地又は当該農地への転用その他政令で定める転用を除く。）をし、若しくは当該特例農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をし、又は当該取得に係るこれらの権利の消滅（これらの権利に係る同項に規定する農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。）があつた場合（第三十三條の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定があつた場合を除く。）において、当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅（以下この条において「譲渡等」という。）があつた当該特例農地等に係る土地の面積（当該譲渡等の時前に当該特例農地等につき譲渡等（第三十三條の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。）があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）が、当該農業相続人のその時の直前における当該取得をした特例農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地（当該特例農地等のうち準農地については、当該準農地でこれらの権利の設定又は当該転用がされたもの以外のものに係る土地）の面積（その時前に当該特例農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）の百分の二十を超えるとき。その事実が生じた日

二 当該相続又は遺贈により取得をした特例農地等に係る農業経営を廃止した場合。その廃止の日

2 同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに前項の規定の適用を受ける農業相続人がある場合における当該財産の取得により納付すべき相続税の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額（その者が相続税法第十八條から第二十一條までの規定の適用を受ける者である場合には、当該金額を同法第十七條の規定により算出された金額であるものとしてこれらの規定を適用して算出した金額）とする。この場合において、第一号に掲げる者に係る同法第十九條の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「相続税の課税価格」とあるのは、「租税特別措置法第七十條の六第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格」とする。

一 前項の規定の適用を受けない者。当該相続又は遺贈により財産の取得をしたすべての者に係る相続税の課税価格（相続税法第十九條の規定の適用があるには、同条の規定により当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入すべき同項の規定の適用を受ける者の特例農地等の価額は、当該特例農地等につき農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして、同法第十一條から第十七條までの規定を適用した場合において同条の規定により算出される金額

二 前項の規定の適用を受ける農業相続人に掲げる金額の合計額
イ 当該相続又は遺贈により財産の取得をしたすべての者に係る相続税法第十六條に規定する相続税の総額から当該すべての者が前号に掲げる者に該当するものとして計算した場合の当該すべての者に係る同号に掲げる金額の合計額を控除した金額（前項の規定の適用を受ける者が二人以上ある場合には、当該金額のうち当該農業相続人に係る特例農地等に係る第七項に規定する農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算し

た金額)

ロ 当該農業相続人が前号に掲げる者に該当するものとして計算した場合の当該農業相続人に係る同号に掲げる金額

3 第一項に規定する納税猶予分の相続税は、同項の規定の適用を受ける農業相続人に係る前項第二号に掲げる金額(当該農業相続人が相続税法第十八条の規定の適用を受ける者である場合には、当該農業相続人に係る第一項に規定する納付すべき相続税の額の計算上同項の規定により適用される同条の規定により加算された金額のうち当該前項第二号に掲げる金額に該当する部分の金額)として政令で定めるところにより計算した金額を加算し、当該農業相続人が同法第十九条から第二十一条までの規定の適用を受ける者である場合において、当該農業相続人に係る当該相続税の額の計算上同項の規定により適用されるこれらの規定により控除された金額の合計額が当該農業相続人に係る同項第二号ロに掲げる金額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額)に相当する相続税とする。

4 第一項の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地又は準農地の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまた分割されてない場合における第一項本文の規定の適用については、その分割されてない当該農地、採草放牧地及び準農地は、当該申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

5 第二項第一号に規定する農業投資価格とは、特例農地等に該当する農地、採草放牧地又は準農地につき、それぞれ、その所在する地域において恒久的に耕作又は養畜の用に供されるべき農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地又は当該農地若しくは採草放牧地に開闢されるべき土地として自由な取引が行われる

ものとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格として当該地域の所轄国税局長が決定した価格をいう。

6 国税局長は、前項の規定により同項の農業投資価格を決定する場合には、土地評価審議会の意見を聴かなければならない。

7 第一項の規定の適用を受ける特例農地等の一部につき当該特例農地等に係る農業相続人に係る死亡等の日(その日前に同項各号の一に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日)前に当該農業相続人による譲渡等があつた場合(当該譲渡等により同項第一号に掲げる場合に該当することとなる場合を除く)又は当該死亡等の日前における同項の相続税の申告書の提出期限後十年を経過する日において当該農業相続人が有する同項の規定の適用を受ける準農地(同日前に同号に規定する権利の設定又は転用がされたものを除く)のうちに農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地として当該農業相続人の農業の用に供されてないもの(当該農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設として政令で定めるものの用に供されているものを除く)がある場合には、第一項に規定する納税猶予分の相続税の額のうち、当該譲渡等があつた特例農地等又は当該農業の用に供されてない準農地(以下この項において「譲渡特例農地等」という。)の価額から当該譲渡特例農地等につき当該譲渡特例農地等に係る第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額を控除した残額(以下この条において「農業投資価格控除後の価額」という。)に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税(以下この条において「譲渡特例農地等に係る相続税」という。)については、第一項の規定にかかわらず、当該譲渡等があつた日又は当該十年を経過する日の翌日から二月を経過する日(当該譲渡等があつた後又は当該十年を経過する日後当該二月を経過する日以前に当該

農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

8 第七十条の四第三項の規定は、第一項第一号又は前項の場合において、これらの規定に規定する譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第七十条の四第三項中「前二項」とあるのは「第七十条の六第一項又は第七項」と、同項第二号中「農地等」とあるのは「第七十条の六第一項に規定する特例農地等」と、同項第三号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「農地等」とあるのは「同項に規定する特例農地等」と読み替へるものとする。

9 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする農業相続人のその被相続人からの相続若しくは遺贈により取得をした農地法第二条第一項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地に係る相続税の申告書に当該農地、採草放牧地及び準農地につき第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該申告書に当該農地、採草放牧地及び準農地の明細並びに当該農地、採草放牧地及び準農地に係る同項に規定する納税猶予分の相続税の額の計算に関する明細その他大蔵省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

10 第一項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する納税猶予分の相続税の全部につき同項の規定による納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、同項の相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過することにより、引き続いて同項の規定の適用を受けたい旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、同項の税務署長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、次項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

12 第十項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合には、第一項に規定する納税猶予分の相続税(既に第七項の規定の適用があつた場合には、譲渡特例農地等に係る相続税を除く。第十七項並びに第十八項第一号及び第四号において同じ。)については、第一項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日(当該期限後同日以前に当該納税猶予分の相続税に係る農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

13 第十項及び前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける農業相続人が同項の規定の適用を受けるため、現にその適用を受ける特例農地等の全部を担保に提供した場合には、その提供している期間に限り、適用しない。

14 第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける農業相続人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項に規定する納税猶予分の相続税(既に第七項の規定の適用があつた場合において、同項の規定による納税の猶予に係る期限が到来しているものを除く)に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

15 第七十条の四第十項の規定は、第一項の規定

による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十項第一号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第二項、第七項又は第九項」とあるのは「同条第七項、第十二項又は第十四項」と、同項第二号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、同項第三号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、「相続税特別措置法第七十条の四第一項」とあるのは「相続税特別措置法第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

16 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における相続税法第三十八条、第四十一条及び第五十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項ただし書、第七項、第十二項又は第十四項の規定に該当する相続税及び第十八項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

二 相続又は遺贈により取得をした財産のうち、に特別農地等に該当するものがある者の当該財産に係る相続税で第一項に規定する納税猶予分の相続税以外のものについては、当該特別農地等の価額は、当該特別農地等につき第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして、相続税法第三十八条第一項又は第五十二条第一項の規定を適用する。

17 第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける農業相続人が次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたとき（その該当することとなつた日前に同項ただし書又は第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十四項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げが

あつた場合を除く。）は、当該各号に掲げる相続税は、政令で定めるところにより、免除する。
一 当該農業相続人が死亡した場合 第一項に規定する納税猶予分の相続税

二 当該農業相続人が第一項の規定の適用を受ける特別農地等の全部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与をした場合 同項に規定する納税猶予分の相続税

三 当該農業相続人が第一項の規定の適用を受ける特別農地等の一部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与をした場合 同項に規定する納税猶予分の相続税のうち、当該特別農地等のうち当該贈与をしたものに係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するもの

四 当該農業相続人がその被相続人からの相続又は遺贈により取得をした第一項の規定の適用を受ける特別農地等の当該取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過した場合 同項に規定する納税猶予分の相続税

18 第一項の規定の適用を受けた農業相続人は、次の各号の一に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する相続税の額を基礎とし、当該相続税に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に掲げる納税の猶予に係る期限までの期間の月数に應じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該猶予に係る期限前に納付があつた場合は、当該計算した金額から、当該猶予に係る期限前に納付された税額を基礎とし、その納付の日の翌日から当該猶予に係る期限までの期間の月数に應じ、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額（当該税額が二回以上に分割して納付された場合には、当該金額の合計額）を控除した金額）に相当する利子税を、当該各号に規定する相続税の額に相当する相続税にあわせて納付しなければならぬ。

一 第一項ただし書の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項に規定する納税猶予分の相続税の額に係る同項ただし書の規定による納税の猶予に係る期限

二 第七項の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。）譲渡に特例農地等に係る相続税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三 第十二項の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項に規定する納税猶予分の相続税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

四 第一項の規定の適用を受けた特別農地等の一部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与をした場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項に規定する納税猶予分の相続税のうち、当該特別農地等のうち当該贈与をしなかつたものに係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税の額に係る同項本文の規定による納税の猶予に係る期限

五 第十四項の規定の適用があつた場合 同項に規定する納税猶予分の相続税の額に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限
前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数が生じたときは、十五日以下の端数は切り捨て、十五日を超える端数は一月とする。
20 第七十条の四第十五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける特別農地等について、農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会が同条第十五項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があつたことを知つた場合について準用する。この場合において、同項中「当該農地等」とあるのは、「第七十条の六第一項に規定する特別農地等」と読み替へるものとする。
21 第七十条の四第十六項の規定は、第七項に規定する準農地に係る農業委員会（農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）の通知について準用する。この場合において、同条第十六項中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第二項」とあるのは「同条第七項」と読み替へるものとする。
22 第三項から前項までに定めるもののほか、同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに第一項の規定の適用を受ける者がある場合における相続税法第二十条第一項の規定により控除される金額の計算の方法、同法第二十七条の規定による相続税の申告書の提出その他第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
第七十二条から第七十四条まで及び第七十五条中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。
第七十六条の二中「受けた者」を「受ける者」に、「昭和五十年十二月三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に改め、「採草放牧地」の下に「若しくは第七十条の四第一項に規定する準農地」を加へ、「これらの土地」を「当該農地若しくは採草放牧地」に改める。
第七十七条第一項中「（昭和二十六年法律第八十八号）」を削り、同条第二項を削る。
第七十七条の二中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。
第七十七条の四「五年」を「十年」に改め、「農用地等」の下に「（同条第四号に掲げる土地を除く。）」を加へ、同条に次の一項を加へる。
2 農業を営む者が、前項に規定する農業振興地域内において、農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の規定による交換分合（同法第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合における交換分合）にあつては、同法第八条第一項の規定により当該農業振興地域整備計画が定められた日

から十年以内にされたものに限る。により取得した前項に規定する農用地等の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該交換分合に係る同法第十三条の二第二項に規定する交換分合計画の同法第十三条の四において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

第七十八条の二中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第七十八条の三第一項中「者をいう」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「所屬員」の下に「たる中小企業者」を加える。

第七十八条の四第一項及び第二項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「第四条第一項第一号及び同条第二項第一号」を「第四条第一号」に改める。

第七十九条第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の二・五」に改め、同条第二項中「千分の二・五」を「千分の三」に改める。

第八十一条中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「第八条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第五条の二第一項」を「第四条第一項」に、「当該計画」を「計画」に、「同項の規定により承認」を「同条第一項若しくは第二項の規定により承認に」、「その承認」を「これらの承認が」に改める。

第八十八条の四第一項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 昭和五十年四月一日（当該自動車につき当該保安上の技術基準を定めた法令が同日後に

公布された場合には、当該法令の公布の日。次項において同じ。）から昭和五十二年三月三十一日まで 四分の一

二 昭和五十二年四月一日から適用期間満了日まで 八分の一（当該自動車につき前号に規定する法令において定められている窒素酸化物の排出量に係る値のうち、大蔵省令で定めるものを超えることとなる当該自動車にあつては、十分の一）

第八十八条の四第二項を次のように改める。

昭和五十年四月一日から適用期間満了日までその間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車で、電気を動力源とするもののうち、大蔵省令で定めるものに係る物品税の課税標準は、物品税法第十一條及び第十三条の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から、当該金額に二分の一を乗じて算出した金額を控除した金額とする。

第八十八条の四に次の二項を加える。

3 第一項第二号及び前項に規定する適用期間満了日とは、第一項第一号に規定する法令の施行前に道路運送車両法第七十五条第一項の規定によりその型式について規定を受けていた乗用自動車のうち、大蔵省令で定めるものにつき、第一項に規定する保安上の技術基準が適用されることとなる日の属する月の六月前の月におけるその日に相当する日（その日に相当する日がないときは、当該月の末日）の前日（日をいい、同日が昭和五十二年五月三十一日以前となるときは同日とする）。

4 前項に規定するものほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第九十条第一項及び第九十条の二第一項中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 次に掲げる規定 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）の施行の日

イ 第十六条の二、第十八条第一項、第五十一条の二、第五十二条第一項及び第六十六条の五第一項の改正規定並びに附則第二十九条中第二十一条の改正規定

ロ 第十三条の二第一項、第四十五条の三第一項、第六十六条第一項第二号、第六十六条の三及び第八十一条の改正規定（昭和五十年三月三十一日）を改める部分を除く。

二 次に掲げる規定 都市再開発法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）の施行の日

イ 第三十三条第一項第一号及び第三号の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六第一項並びに第六十四条第一項第三号の二の改正規定並びに第三十三条の四第一項の改正規定（同項各号の改正規定を除く。）及び第六十五条第五項の改正規定（第一項第三号）及び「次条第一項、第二項及び第七項」を改める部分を除く。

ロ 第三十四条第二項第一号及び第六十五条の三第一項第一号の改正規定中第一種市街地再開発事業に係る部分

ハ 第三十四条の二第二項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分及び第六十五條の四第一項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分のうち、都市再開発法第七條の六第三項に係るもの並びに第六十五條第一項に二号を加える改正規定中同項第五号に係る部分のうち第二種市街地再開発事業に係るもの

三 次に掲げる規定 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の施行の日

イ 第六十五条第一項各号列記以外の部分の改正規定及び同条第二項第一号の改正規定

ロ 第三十三条第一項第三号、第三十四条第二項第一号、第六十四条第一項第三号及び第六十五條の三第一項第一号の改正規定中住宅街区整備事業に係る部分並びに第三十三條の三第一項の改正規定中住宅街区整備事業及び大都市地域住宅地供給促進法第二十一條第一項に係る部分

ハ 第三十四条の二第二項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分及び第六十五條の四第一項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分のうち、大都市地域住宅地供給促進法第八條第三項及び第二十一條第一項に係るもの並びに第六十五條第一項に二号を加える改正規定中同項第四号に係る部分のうち住宅街区整備事業に係るもの

四 次に掲げる規定 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）の施行の日

イ 第三十四条の三第二項第一号の改正規定及び第七十七條の四の改正規定（五年）を改める部分を除く。

ロ 第三十三條の二第二項第二号及び第六十五條第一項第二号の改正規定中農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第一項に係る部分

ハ 第三十四条の三第二項に二号を加える改正規定中同項第六号に係る部分

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過措置）

第三条 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法（以下「旧法」

という。第三條第一項又は第三條の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

2 新法第七條の規定は、内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発行する同条に規定する外貨債の利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した旧法第七條に規定する外貨債の利子については、なお従前の例による。

(配当所得に関する経過措置)

第四條 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八條の二第一項に規定する配当所得及び旧法第八條の四第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五條 新法第十一條第一項の表の第一号、第四号及び第六号並びに新法第十一條の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する新法第十一條第一項に規定する特定設備等又は新法第十一條の二第一項に規定する公害防止施設について適用し、個人が施行日前に取得等又は旧法第十一條の二第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(個人の価格変動準備金に関する経過措置)

第六條 新法第十九條第一項に規定する個人で昭和四十九年十二月三十一日において旧法第十九條第一項(附則第二十三條の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下「改正前の昭和四十八年改正法」という。)附則第四條第二項を含む。)の価格変動準備金の金額のうち旧法第十九條第一項第一号の規定に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「特別価格変動準備金の金額」という。)を有するものの昭和五十年分及び昭和五十一年分の

所得税に係る新法第十九條第一項(附則第二十三條の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下「改正後の昭和四十八年改正法」という。)附則第四條第二項を含む。)の規定の適用については、これらの規定により計算した金額は、これらの規定にかかわらず、当該金額と特別価格変動準備金の金額の三分の二(昭和五十一年分の所得税にあつては、三分の一)に相当する金額との合計額とする。

(老年者年金特別控除に関する経過措置)

第七條 新法第二十九條の二第三項第二号の規定は、施行日以後に支払うべき同号に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 新法第二十九條の二第三項第三号の規定は、昭和五十年中に支払うべき公的年金等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第八條 新法第三十七條の四の規定は、個人が施行日以後に同条の規定に該当する交換をする場合について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七條の四の規定に該当する交換をした場合については、なお従前の例による。

2 新法第三十九條第一項の規定は、昭和五十年一月一日以後に開始した同項に規定する相続又は遺贈により取得した財産の譲渡をした場合について適用し、同日以前に開始した当該相続又は遺贈により取得した財産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

3 附則第二十二條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第七十條の四第十項の許可を受けて財産を物納した場合については、旧法第四十條の三の規定の例による。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第九條 昭和五十年三月三十一日までに発行された旧法第四十一條の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

(船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第十條 昭和四十六年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に締結された契約に基づき非居住者又は外国法人が支払を受けるべき旧法第四十一條の十三に規定する船舶の貸付けによる対価については、同条中「間に」とあるのは、「間に締結された契約に基づき」として、同条の規定の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第十二條 新法第四十二條及び第四十二條の二の規定は、新法第二十二條第一号に規定する内国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、当該内国法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十三條 新法第四十三條第一項の表の第一号、第四号及び第六号並びに新法第四十三條の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する新法第四十三條第一項に規定する特定設備等又は新法第四十三條の二第一項に規定する公害防止施設について適用し、法人が施行日前に取得等を

した旧法第四十三條第一項に規定する特定設備等又は旧法第四十三條の二第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十五條の三第一項第一号の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に終了した事業年度終了の日において有する旧法第四十五條の三第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新法第四十八條第一項の表の第一号の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度において取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に開始した事業年度において取得等をした旧法第四十八條第一項に規定する特定設備等とその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第五十一條第一項の規定は、法人が施行日以後にその事業の用に供する同項に規定する共同利用施設について適用し、法人が施行日前にその事業の用に供した旧法第五十一條第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

5 新法第五十二條の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する費用又は負担金を支出する場合について適用し、法人が施行前に旧法第五十二條第一項に規定する費用又は負担金を支出した場合については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十四條 新法第五十三條第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十三條第一項(改正前の昭和四十八年改正法附則第十二條第二項を含む。)の価格変動準備金の金額のうち旧法第五十三條第一項第一号に規定するたな卸資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特別価

格変動準備金の金額」という。）を有するものの施行日以後に開始する各事業年度における新法第五十三条第一項（改正後の昭和四十八年改正法附則第十二条第二項を含む。）の規定の適用については、これらの規定により計算した金額は、これらの規定にかかわらず、当該金額と、特別価格変動準備金の金額に三十六から当該最初に開始する事業年度開始の日以後当該事業年度終了の日までの期間の月数に相当する数（その数が三十六を超えるときは、三十六）を控除した数を乗じ、これを三十六で除して計算した金額との合計額とする。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項に規定する法人が施行日以後に合併をした場合における同項の特別価格変動準備金の金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 新法第五十五条の規定は、法人の施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

5 旧法第五十七条の六の規定は、同条第一項に規定する法人の昭和五十年四月三十日までを開始する事業年度分の法人税については、なおその効力を有する。

6 旧法第五十七条の六第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が昭和五十年五月一日以後に開始する事業年度終了の日において有する同項第二号に規定する異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは、「政令で定めるところによりその積み立てた金額」として、同条第二項、第三項及び第五項から第十項までの規定の例による。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に關する経過措置）

第十五条 新法第六十四条及び第六十五条から第

六十五条の六までの規定は、法人が昭和五十年一月一日以後に行つたこれらの規定に該當する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十四条及び第六十五条から第六十五条の六までの規定に該當する資産の譲渡（旧法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。）に係る法人税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる日の前日までにおける新法第六十五条第一項第五号の規定の適用については、同号中「第一種市街地再開発事業」とあるのは、「市街地再開発事業」とする。

3 新法第六十五条の九の規定は、法人が施行日以後に同条の規定に該當する交換をする場合における法人税について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の九の規定に該當する交換をした場合における法人税については、なお従前の例による。

（合併の場合の清算所得等の課税の特例に關する経過措置）

第十六条 新法第六十六条第一項第二号及び第六十六条の三第一項第二号の規定は、法人がこれらの規定に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で施行日以後にされるものに係る合併又は出資をする場合における法人税について適用し、旧法第六十六条第一項第二号又は第六十六条の三第一項第二号に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で施行日前にされたものに係る合併又は出資をした場合における法人税については、なお従前の例による。

（延納等に係る利子税の特例に關する経過措置）
第十七条 新法第六十六条の四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に關する経過措置）

第十八条 新法第六十六条の五第一項第二号の規定は、法人が附則第一条第一号に掲げる日以後に、新法第六十六条の五第一項第二号に規定する中小企業構造改善計画又は中小企業新分野進出計画で定める賦課の基準（中小企業近代化促進法第四條第三項第四号（同法第五條第四項において準用する場合を含む。）に掲げる賦課の基準をいう。）に基づいて賦課する金額をもつて取得し、又は製作する新法第六十六条の五第一項に規定する試験研究用資産について適用する。

（特定の基金に対する負担金の損金算入の特例に關する経過措置）
第十九条 新法第六十六条の七の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第一項に規定する負担金について適用する。

（相続税及び贈与税に關する経過措置）
第二十条 新法第七十条の四の規定は、昭和五十年一月一日以後に行われる同条の規定に該當する同条第一項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）に係る贈与税について適用する。

2 昭和四十九年十二月三十一日以前に行われた旧法第七十条の四の規定の適用に係る同条第一項に規定する農地等の贈与に係る贈与税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該贈与税（同日以前に当該贈与に係る同項本文に規定する贈与者が死亡した場合における同項本文の規定の適用に係るもの及び施行日前に同項ただし書又は同条第六項の規定の適用があつた場合におけるこれらの規定の適用に係るもの及び施行日前に同条第七項の規定による納期限の繰上げ又は国税通則法（昭和三十三年法律第六十六号）第三十八条第一項の規定による納付の請求があつた場合における当該納期限の繰上げ又は納付の請求に係るものを除く。）に対する旧法第七十条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中「

があつた場合（第三十三條から第三十三條の三までの譲渡、設定又は消滅）とあるのは、）があつた場合（第三十三條の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定）」と、「があつた場合（第三十三條から第三十三條の三までの譲渡、設定又は消滅があつた場合を除く。）におけるその」とあるのは「（第三十三條の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。）があつた場合には、当該」と、「面積を含む。」とあるのは「面積を加算した面積」と、「供する土地の面積（その時前に当該農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）」とし、同条第九項中「贈与者」とあるのは「贈与者が死亡したとき又は当該贈与者が死亡した日又は当該受贈者が死亡した」とし、同条第十項及び第十一項の規定は適用がないものとする。

3 新法第七十条の四第十五項の規定は、前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税で前項後段の規定の適用を受けるものに係る同条第一項に規定する農地等について、農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会が施行日以後に新法第七十条の四第十五項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があつたことを知つた場合について準用する。

4 新法第七十条の五の規定は、昭和五十年一月一日以後に新法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者が死亡した場合又は同日以後に第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者（以下次項までにおいて「旧法の規定による農地等の贈与者」という。）が死亡した場合におけるこれら

の贈与者の死亡による相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）に係る相続税について適用し、同日前に旧法の規定による農地等の贈与者が死亡した場合における当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、なお従前の例による。

5 旧法の規定による農地等の贈与者が昭和五十年一月一日以後に死亡した場合における当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税に對する新法第七十條の五の規定の適用について必要な技術的読替等は、政令で定める。

6 新法第七十條の六の規定は、昭和五十年一月一日以後に相続又は遺贈により同條第一項に規定する取得をした財産のうち同項に規定する農地、採草放牧地又は準農地がある場合における当該相続又は遺贈に係る相続税について適用する。

7 新法第七十條の七の規定は、昭和五十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した同條第一項に規定する立木に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十條の六第一項に規定する立木に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）
第二十一條 新法第七十六條の二の規定は、施行日以後に受ける同條に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧法第七十六條の二に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 昭和五十年三月三十一日以前に行われた旧法第七十七條第二項に規定する交換により取得した土地の所有権の移転の登記で当該交換後一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の四第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する協議、調停又はあつせんにより取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前

にされた旧法第七十七條の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十八條の三第二項の規定は、施行日以後に取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した当該土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十九條の規定は、施行日以後に新造される同條第一項に規定する船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新造された当該船舶についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）
第二十二條 物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八條の四第一項又は第二項に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出されたもので、これらの規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十三條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第三項中「昭和四十九年法律第七号。以下「昭和四十九年改正法」を「昭和五十年法律第 号。以下「昭和五十年改正法」に、「昭和四十九年新法」を「昭和五十年新法」に、「第八号」を「第九号」に改め、同條第四項中「昭和四十九年法律第十七号」を「昭和五十年法律第 号」に、「昭和四十九年新法」を「昭和五十年新法」に改める。

附則第四條第二項中「新法第十九條第一項各号」を「昭和五十年新法第十九條第一項」に、「こえる」を「超える」に、「旧法」を「昭和五十年新法第十九條第一項のたな卸資産につき旧法」に改め、「規定の例により計算した金額」の下に「として政令で定める金額」を加える。

附則第十一條第四項中「昭和四十九年新法」を「昭和五十年新法」に、「第八号」を「第九号」に改め、同條第五項中「昭和四十九年新法」を「昭和五十年新法」に改める。

附則第十二條第二項中「新法」を「昭和五十年新法」に、「こえる」を「超える」に、「旧法」を「昭和五十年新法第五十三條第一項の資産につき旧法」に改め、「規定の例により計算した金額」の下に「として政令で定める金額」を加え、同條第三項中「新法」を「昭和五十年新法」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十四條 改正後の昭和四十八年改正法附則第三條第三項及び第四項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。）をする同條第三項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が施行日前に取得等をした当該減価償却資産を事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和四十八年改正法附則第四條第二項の規定は、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 改正後の昭和四十八年改正法附則第十一條第四項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同條第四項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、法人が施行日前に取得等をした当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 改正後の昭和四十八年改正法附則第十二條第二項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十五條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一條の二第一項の次に一項を加え、同條第四十一條の三とする改正規定及び附則第一條第二号中「昭和四十九年」を「昭和五十年」に改める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）
第二十六條 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「又は第二百十三條第一項」を「若しくは第二百十三條第一項又は租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一條の十二第二項から第三項まで」に改め、「百分の二十」の下に「（同法第四十一條の十二第一項から第三項までの場合にあつては、百分の十二）」を加える。

（会社臨時特別税法の一部改正）
第二十七條 会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十條第一項の表中法人税法の項の次に次のように加える。

租税特別措置 法(昭和三十 二年法律第二 十六号)	第六十六條の 四(延納等に 係る利子税の 特例)	第七十五條の二第六項 (同法第四十五條第 一項において準用する 場合を含む)において 準用する同法	第七十五條の二第六項 (同法第四十五條第 一項並びに会社臨時特別税法 (昭和四十九年法律第十一号)第十一 條第二項及び第十六條において準用す る場合を含む)において準用する法人 税法
------------------------------------	-----------------------------------	---	---

(会社臨時特別税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八條 前條の規定による改正後の会社臨時
特別税法第二十八條第一項の規定は、会社の施行
日以後に終了する事業年度に係る会社臨時特別
税について適用し、会社の施行日前に終了した
事業年度に係る会社臨時特別税については、な
お従前の例による。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)
第二十九條 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十
六年法律第三十一号)の一部を次のように改
正する。
第十六條第四項中「第五十五條第二項第三号」
を「第五十五條第二項第一号」に改める。
第二十一條中第三項を第四項とし、第二項の次
に次の一項を加える。

3 前條第一項又は第二項の承認を受けた構造改
善計画及び特定商工組合等並びにその構成員た
る沖繩の中小企業者及び関連事業者たる中小企
業者については、これらをそれぞれ中小企業近
代化促進法第九條第二項の構造改善計画及び商
工組合等並びにその構成員たる中小企業者及び
関連事業者たる中小企業者とみなし、政令で定
めるところにより、租税特別措置法第十八條、
第五十二條及び第六十六條の五の規定を適用す
る。

三月十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、台湾残置財産補償に関する請願(第一三四
八号)

一、企業組合に対する課税の適正化に関する請
願(第一三五三号)(第一三五七号)(第一四

八九号)(第一五六六号)(第一五六七号)(第一
五七一七号)
一、入場税撤廃に関する請願(第一三五四号)
(第一三五五号)(第一三五六号)(第一三五九
号)(第一三七六号)(第一三九三三三)(第一四
七二二二)(第一四七三三三)(第一四七四四四)(第
一四七五五五)(第一五七〇〇〇)(第一五七三三三)
一、個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税
の非課税財産規定の整備に関する請願(第一
三九四四)(第一四七一七号)
一、農地に関する相続税法改正に関する請願
(第一四八八八号)(第一四九〇〇号)

第一三四八号 昭和五十年二月二十八日受理
台湾残置財産補償に関する請願(三三三三)
請願者 大阪府守口市大久保町五ノ二九二
溝部忠雄外二名
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第一四三三三三と同じである。

第一三五三三 昭和五十年二月二十八日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 大阪府八尾市本町四ノ二ノ一一中
河綜合企業組合理事長 林左三士
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第一一一一と同一である。

第一三五七号 昭和五十年二月二十八日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町舟木五五
八日興工業企業組合代表理事 有

川義徳
紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第一一一一と同じである。

第一四八九号 昭和五十年三月五日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願(三
一一通)
請願者 福井市大手三ノ一三ノ一福井商工
会館内福井県中小企業団体中央会
会長 前田榮雄外三十名
紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一一一一と同じである。

第一五六六号 昭和五十年三月六日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願(七
通)
請願者 島根県松江市東津田町一、三二四
松江板金企業組合代表理事 近藤
鉄市外六名
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一一一一と同じである。

第一五六七号 昭和五十年三月六日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願(二
通)
請願者 京都市左京区二条通川端ヨリ八筋
目東入上ル石原町二八三ノ五第一
協同企業組合代表理事 大野博外
一名
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第一一一一と同じである。

第一五七一号 昭和五十年三月六日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 宮崎市橘通東一ノ九ノ三八企業組

合宮崎県学習社代表理事 古園保
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第一一一一と同じである。

第一三五四号 昭和五十年二月二十八日受理
入場税撤廃に関する請願
請願者 広島県福山市木之庄町一八ノ八
井上育代外四十名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第九九一と同一である。

第一三五五号 昭和五十年二月二十八日受理
入場税撤廃に関する請願
請願者 北九州市小倉南区長行一、三四九
古閑登美子外千九百九十九名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第九九一と同一である。

第一三五六号 昭和五十年二月二十八日受理
入場税撤廃に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市寿町六〇ノ四 池
田直之外千四百四名
紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第九九一と同一である。

第一三五九号 昭和五十年二月二十八日受理
入場税撤廃に関する請願
請願者 愛知県新城市字沖野四 鈴木節子
外二千八十五名
紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第九九一と同一である。

請願者 岐阜県大垣市室村町三ノ四四ノ一

紹介議員 工藤照子外千六百六十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一三九三号 昭和五十年三月三日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 長崎市大橋町七ノ二二 本多美代

子外千九百九十九名

紹介議員 初村滝一郎君 中村 楨二君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一四七二号 昭和五十年三月四日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 群馬県高崎市飯塚町六一九 高田

洲男外五百六十四名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一四七三号 昭和五十年三月四日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 東京都渋谷区東二ノ一八ノ三 加

藤吉孝外四百六十三名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一四七四号 昭和五十年三月四日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 北海道稚内市宝来五ノ三ノ三二

吉田正宏外六百四十二名

紹介議員 岩本 政一君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一四七五号 昭和五十年三月四日受理

昭和五十年四月四日印刷

入場税撤廃に関する請願

請願者 群馬県高崎市下小嶋町四五七 木

村光伸外三百九十四名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一五七〇号 昭和五十年三月六日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ九ノ五 野口福

太外九百九十九名

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一五七三号 昭和五十年三月六日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 川崎市高津区明津一六 松本久子

外三千四百六十三名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第九九一号と同じである。

第一三九四号 昭和五十年三月三日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願（六通）

請願者 東京都秋川市雨間四三〇多摩川幼

稚園内 長谷川安年外四十六名

紹介議員 内藤三郎君

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定については、相続法第十二条の規定の

趣旨に於いては、相続法施行令中の「特別関係

のある者」「事業に係る施設の利用」「余裕金の運

用」「その事業に關し特別の利益」の規定を改正し、

幼稚園の教育の用に供している間は、非課税財産

と規定されたい。

理由

相続法第十二条では、個人立幼稚園の事業用財

産も公益事業の一つとして非課税財産と解釈でき

昭和五十年四月五日発行

る。しかるに、昭和三十三年四月の相続税法施行

令の改正により、事実上課税されるようになった。

近年、地価の高騰によつて課税額は年々高額とな

り、昨今では幼稚園を縮小または廃園して園地を

売却しなければならぬようなふうな大きな相続

税がかかるようになった。幼稚園は設置基準によ

つてかなり広い敷地を必要とするから、地価の高

騰は相続税額を高額にしてしまふ。

第一四七一号 昭和五十年三月四日受理

個人立幼稚園の事業用財産に対する相続税の非課

税財産規定の整備に関する請願（二通）

請願者 兵庫県西宮市上殿原町三ノ三二番

戸園幼稚園内 岡田八百蔵外三十

七名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第一三九四号と同じである。

第一四八八号 昭和五十年三月四日受理

農地に関する相続税法改正に関する請願（二通）

請願者 福岡市中央区天神四ノ九ノ一福岡

市農民政治連盟内 大内隆外四千

八十七名

紹介議員 柳田桃太郎君

都市農業の危機を防止し、農地については農業取

益を基本とし相続後も引き続き農業経営に支障の

ないよう、次の事項の実現を図られたい。

一、農用農地の評価は農業収益で納税できる農

地評価で課税すること。

二、国民食糧の自給確保を期するため、後継者

に対する農業経営継続特別軽減措置を創設す

ること。

三、農業経営の細分化を防止するため期限切れ

となる一括生前贈与の特例を存続延長するこ

と。

理由

近年都市周辺の地価の高騰は著しく、このため農

家の税額負担は急激に上昇し、納税に農地を手放

さなければ、相続税が支払えないなど、農業経営

は細分化し、農業経営の継続は深刻な事態となつ

ている。一方、世界的食糧の需給ひつ迫が叫ばれ、

国民食糧の自給安定は国民的課題である。農業に

とつて農地は基本的生産手段であつて、農業を営

む限り農業の収益に基づく価値しか生じないのに

現行相続税評価方式は農業を根柢から崩壊に追い

込む過大評価となつてゐる。

第一四九〇号 昭和五十年三月五日受理

農地に関する相続税法改正に関する請願（十五通）

請願者 福岡県粕屋郡粕屋町大字仲原九九

一ノ四仲原農業協同組合内 案浦

紀元外一万八千五百十八名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第一四八八号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W